

「歴史的風致維持向上計画」作成マニュアル ～事例からみる計画策定のポイント～

<目次>

1. はじめに

1-1. 本書の目的と構成

2. 計画書作成時の留意事項

2-1. 計画書の計画名及び構成

2-2. 各章ごとの留意事項

2-3. 調査のテクニック

3. 計画書記載時の留意事項

4. 計画の変更 軽微な変更の届出

5. 様式集

相談窓口

令和2年3月
(令和3年3月一部改定)
(令和7年12月一部改定)
(令和8年3月一部改定)

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室

「歴史的風致維持向上計画作成マニュアル」

目次

1. はじめに	1
1-1. 本書の目的と構成	1
2. 計画作成時の留意事項	2
2-1. 計画書の計画名及び構成	2
2-2. 各章ごとの留意事項	3
「序章」の記載	3
「1章 歴史的風致形成の背景」の記載	7
「2章 維持及び向上すべき歴史的風致」の記載	29
「3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」の記載	63
「4章 重点区域の位置及び区域」の記載	69
「5章 文化財の保存又は活用に関する事項」の記載	82
「6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項」の記載	85
「7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針」	89
「8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき」	89
2-3. 調査のテクニック	90
(1) 50年以上の歴史を有することを確認する際の資料等の収集	90
(2) 「建造物」と「活動」の両者を調査する際のポイント	91
3. 計画作成時の留意事項	93
3-1. 文字、体裁	93
3-2. 図面、写真	94
3-3. 権利、引用	94
3-4. その他権利、引用	94
4. 計画の変更 軽微な変更の届出	95
4-1. 計画変更として取り扱う事項・変更認定申請の流れ	95
4-2. 軽微な変更として取り扱う事項・軽微な変更届出書提出の流れ	96
5. 様式集	97
5-1. 認定申請書	97
5-2. 計画の変更の認定書	98
5-3. 軽微な変更に係る届出書	100
相談窓口	102

1. はじめに

1-1. 本書の目的と構成

① 本書の目的

- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下「歴史まちづくり法」と略記）は、歴史的なまちなみと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承していくために、平成20年に制定され、令和8年3月時点で歴史的風致維持向上計画（以下「歴まち計画」と略記）を策定し、計画の遂行に取組む自治体は100自治体となり、うち51自治体は、1期計画を終え、2期計画又は3期計画の策定・計画に移行しています。
- ・一方、「歴まち計画」を策定する自治体の規模は、政令指定都市から小規模な市町村まで様々であることや、当該計画は計画書の作成や基礎調査を実施するにあたり、専門的な知識やノウハウが必要とされること等から、人的資源や調査経験が少ない自治体等から「歴まち計画」のマニュアル等の整備を求める声がありました。
- ・このような状況を受け、これまでの計画策定事例の蓄積を踏まえ、「歴まち計画」の計画書を作成する際のポイント等を整理・明示することを目的に当該マニュアルを作成しました。また、「歴まち計画」の特徴や計画策定に伴う効果を広く伝えることを目的とした「歴史的維持向上計画」策定に向けた手引きも別途作成していますので、併せて参照してください。

② 本書の構成

- ・本書の構成は、以下のようになっています。
- 「歴まち計画」作成時の留意事項：「計画書の計画名及び構成」、「各章ごとの留意事項」、「調査のテクニック」
- 計画書記載時の留意事項
- 計画の変更 軽微な変更の届出
- 様式集

2. 計画書作成時の留意事項

2-1. 計画書の計画名及び構成

・当該箇所では、計画書の計画名及び計画書の構成についてのポイントを記載します。

【解説】

① 計画名

- ・計画書の計画名は、「〇〇〇歴史的風致維持向上計画」（〇〇〇には市町村名を記載）としてください。また、必要に応じて、副題を付すことも可能です。
- ・なお、2期計画を策定する際のタイトルは「〇〇〇歴史的風致維持向上計画（第2期）」と記載してください。

② 計画書の構成

- ・計画書作成に際して、当該マニュアルの構成例に倣うことは必須ではありませんが、【運用指針】で示されている項目は、計画書の中に必ず明記してください。
- ・当該マニュアルでは、【運用指針】に示されている計画書構成例に基づき、それぞれの章を作成する際の留意点を記載しています。

■ 計画書構成例

※当該箇所には、項立てまで掲載しています。より詳細な内容については、2-2以降に記載しています。

序章	5章 文化財の保存又は活用に関する事項
1. 計画策定の背景と目的	1. 市町村全体に関する事項
2. 計画期間	2. 重点区域に関する事項
3. 計画の策定体制	6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項
4. 計画策定（変更）の経緯	1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針
1章 歴史的風致形成の背景	2. 事業
1. 自然的環境	○全体：全事業の位置図
2. 社会的環境	○各シート：
3. 歴史的環境	・事業の名称
4. 文化財等の分布状況	・事業主体
2章 維持及び向上すべき歴史的風致	・事業手法（国の支援事業の名称等）
1. 〇〇にみる歴史的風致	・事業期間
2. 〇〇にみる歴史的風致	・事業の概要
3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	・事業の位置図
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	・事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由
2. 既存計画（上位・関連計画）	・その他参考になるべき事項
※作成しているものを記載	7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制	
4章 重点区域の位置及び区域	
1. 重点区域の位置及び区域	
2. 重点区域の設定の効果	
3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	

2-2. 各章ごとの留意事項

「序章」の記載

- ・当該箇所では、当該計画策定の背景、目的及び計画策定の体制等について記載してください。
- ・以下に、項目ごとの留意事項について解説します。

「序章」の目次構成

- 序章
1. 計画策定の背景と目的
 2. 計画期間
 3. 計画の策定体制
 4. 計画策定(変更)の経緯

1. 計画策定の背景と目的

- ・当該箇所では、各々の自治体が「歴まち計画」を策定するに至った背景と「歴まち計画」を推進する上での目的を簡潔に記載してください。

【解説】

- ・特に、2期計画を策定する自治体においては、1期計画の取組概要と2期計画の策定経緯・理由を併せて記載し、2期計画を策定する上での背景・目的を明確にしてください。☞【事例：犬山市】

【事例 犬山市歴史的風致維持向上計画（第2期） p.1参照】

1 計画策定の背景と目的

平成20年（2008）5月、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境を向上することを目的とした「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」という。）が制定された。

本市では、この「歴史まちづくり法」に基づいて、文化財などを歴史的な資産として位置付け、それらを核にした歴史まちづくりの基本的な指針を示し、犬山固有の歴史的風致の維持及び向上を図るための「犬山市歴史的風致維持向上計画」を作成し、平成21年（2009）3月に国の認定を受けた。以来、10年間にわたって歴史まちづくりの事業に取り組んできた。

主な取り組みとしてはまず、道路の美装化や電線の地中化、歴史的建造物の整備・修景など、城下町の景観の向上を図った。また犬山城と城下町とを結ぶガイダンス施設としての犬山市文化史料館リニューアル事業や登録有形文化財「旧堀部家住宅」の整備、史跡東之宮古墳の整備など、文化財の公開と活用に向けた取り組みを行ってきた。

これらの取り組みにより、城下町の町並みは劇的に変化し、住民の郷土愛が醸成され、そしてまちづくりへの市民参加が活発化した。そうした城下町の変化は観光客の増加にもつながり、犬山城の登閣者数は年間60万人を突破した。

このような成果が見いだせる一方で、少子高齢化や世代交代により、歴史的建造物の維持が困難となり、滅失が進んでいることもまた事実である。地域の伝統行事の伝承においても、指導者の不足や参加者の減少により祭礼の継続が困難になるなど、歴史的風致が失われつつあることが懸念されており、いまだ多くの課題が残されている。

当市のまちづくりを進めていくうえで重要な方針の一つは、市民が郷土への愛着と誇りを持ち、地域に活力と賑わいが育まれることであり、そのためには歴史や文化、自然などの地域の歴史的資源を守り、継承し、活用していくことが不可欠である。

歴史的風致のより一層の向上を目指し、引き続き文化財保護とまちづくりが一体となった事業に取り組んでいくため、犬山市歴史的風致維持向上計画の第2期計画を策定することとした。

1期計画における取組概要や成果及び残されている課題について記載

2期計画策定の背景や目的を記載

2. 計画期間

・当該箇所では、計画の策定期間を記載します。

【解説】

・運用指針において計画期間は「概ね5～10年程度」と記載していることから、原則として10年を超える計画期間の設定は認められませんが、総合計画等の関連計画の年次と合わせることも可能です。また、例えば計画期間を5年とし、必要に応じて計画変更を行い計画期間を延長することも可能です。なお、これまでに策定された計画は、10年で設定している自治体が最も多くなっています。

3. 計画の策定体制

・当該箇所では、計画の**策定体制**を記載するとともに、**法定協議会**の組織及び構成員を記載してください。

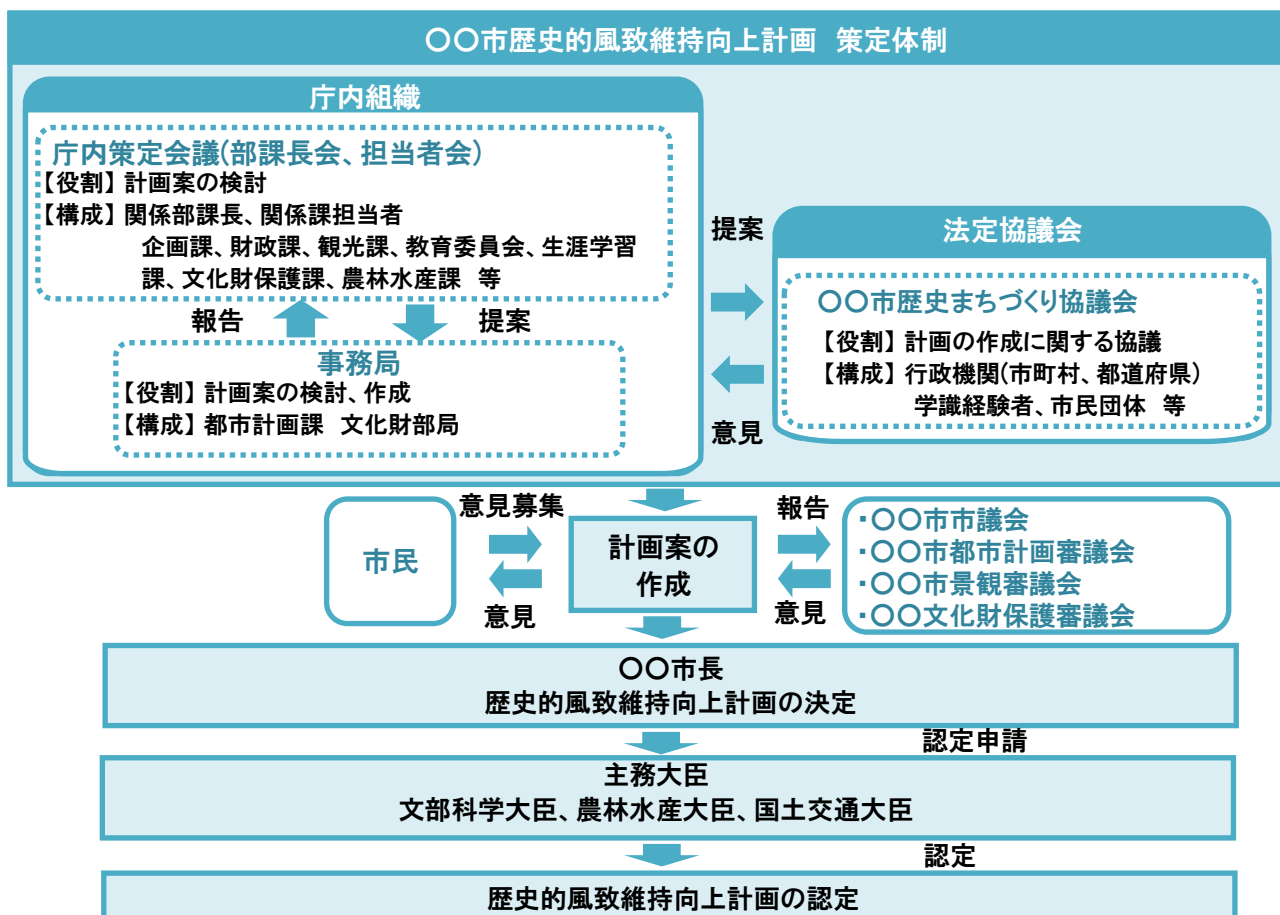
【解説】

① 策定体制

・策定体制は、庁内で計画策定を担当する部署を記載し、どのような連携体制を図るのかについて図を用いて示してください。

※注意事項：法定協議会と地方文化財保護審議会の両方が設置されている自治体の場合、法律5条6項に基づき、双方の意見を聴取することが必要なことに留意してください。また、主務大臣欄における3省庁の記載順については、「文部科学省→農林水産省→国土交通省」の順（建制順）となりますので、留意してください。☞【例:策定体制図】

【例:策定体制図】



②法定協議会

・法定協議会は、法第11条に定める協議会です。行政機関（市町村、都道府県）、学識経験者、市民団体等で構成されますが、行政メンバーには、都道府県のまちづくり・文化財の両部局を加えることが望まれます。また、地方整備局をオブザーバーに加えることも推奨されます。☞【事例:掛川市】

・また、策定途中での人事異動等を勘案し、行政側の記載については役職のみを記載することも可能です。

☞【事例:和歌山市】

『策定自治体における取組状況』：（自治体アンケート結果からの整理）

■ 法定協議会の構成員

・法定協議会の構成員は、法第11条第2項に位置付けられており、「市町村」、「歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者」、「歴史的風致支援法人」、「都道府県」、「重要文化財等の所有者」、「学識経験者」、「その他市町村が必要と定める者」となっています。

・以下に、アンケートから整理した学識経験者の専門分野とその他市町村が必要と定める者の例を示します。

学識経験者	・建築、都市計画、防災、建築史、都市史、郷土史、民俗学
住民団体	・町内会、自治会、公募市民等の地域住民の代表者 等 ・地域の伝統行事保存団体 等
まちづくり関連団体	・NPO団体、まちづくり公社 等 ・まちなみ保存会、まちづくり協議会 等
専門家（有識者）	・建築士、不動産、造園、都市計画コンサルタント 等 ・文化財、歴史、考古学、民俗学（博物館職員） 等 ・農業関連（農業協同組合、生産組合） 等
観光関連団体	・観光協会、ボランティアガイド、地元宿泊施設団体 等
商工関連団体	・商店街協同組合、商工会 等
文化財所有者	
都道府県	・文化財部局、景観・まちづくり部局 等

・また、オブザーバーとして国土交通省の関連部局の担当者も参加しています。

国土交通省	・地方整備局、国道事務所 など
-------	-----------------

【事例 和歌山市（和歌山市歴史的風致維持向上計画 p4参照）】

和歌山市歴史的風致維持向上計画策定協議会名簿

種別	役職	氏名	備考
学識経験者	和歌山大学名誉教授	藤本 清二郎	文化財（近世史全般） 和歌山市文化財保護委員 史跡和歌山城保存整備委員
	和歌山大学紀州経済史文化史 研究所特任准教授	吉村 旭輝	文化財（日本史・民俗学）
	和歌山大学観光学部准教授	永瀬 節治	まちづくり（都市計画・歴史的環境） 和歌山市都市計画審議会委員
	大阪府立大学大学院人間社会 システム科学研究科教授	下村 泰彦	和歌山市景観審議会委員（環境）
	一般社団法人和歌山県建築士 会副会長	中西 重裕	和歌山市景観審議会委員（建築）
和歌山県	都市政策課長		
	文化遺産課長		
	海草振興局地域振興部長		
	海草振興局参事		
	建設部長事務取扱		
和歌山市	生涯学習部長		
	道路部長		
	建設総務部長		
	観光国際部長		
	農林水産部長 都市計画部長		
国	国土交通省近畿地方整備局建政部計画管理課長		オブザーバー

行政側職員は、役職のみを記載

4. 計画策定（変更）の経緯

・当該箇所では、計画策定にあたり実施した会議等（庁内会議、法定協議会、各種審議会、パブリックコメント等）の開催状況を記載してください。

【解説】

・当該箇所では**国との事前相談（協議）内容は記載しません**。また、法定協議会は認定までに少なくとも**3回程度**開催することが適切と考えています。

・2期計画を策定する自治体においては、1期計画の策定経緯も簡潔に記載してください（当初・変更の認定申請、認定など）。この場合、1期計画と2期計画の策定経緯はそれぞれ分けて記載した方がわかりやすくなります。

👉【事例:弘前市】

【事例 弘前市（弘前市歴史的風致維持向上計画（第2期） p4,5参照）】

【第1期計画】

日付	項目（会議名など）	主な内容など
平成20年（2008）11月4日	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行	
平成21年（2009）12月22日	歴史まちづくり計画の認定申請	
平成22年（2010）2月4日	歴史まちづくり計画の認定	
平成23年（2011）3月30日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
平成24年（2012）3月28日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
平成25年（2013）3月29日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
平成26年（2014）3月7日	歴史まちづくり計画の（変更）認定申請	第1回 変更申請
平成26年（2014）3月31日	歴史まちづくり計画の（変更）認定	第1回 変更認定
平成27年（2015）3月31日	歴史まちづくり計画の軽微な変更届出	
平成28年（2016）3月18日	歴史まちづくり計画の（変更）認定申請	第2回 変更申請
平成28年（2016）3月31日	歴史まちづくり計画の（変更）認定	第2回 変更認定
平成29年（2017）11月28日	歴史まちづくり計画の（変更）認定申請	第3回 変更申請
平成29年（2017）12月8日	歴史まちづくり計画の（変更）認定	第3回 変更認定

1期計画の策定経緯について、当初計画時及び申請、変更認定等の状況を記載

【第2期計画】

日付	項目（会議名など）	主な内容など
平成30年（2018）6月28日	関係課長会議	
平成30年（2018）12月7日	弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会	
平成30年（2018）12月5日 ～平成31年（2019）1月4日	パブリックコメント	
平成31年（2019）2月6日	市政推進会議	
平成31年（2019）2月14日	文化財審議委員会議	
平成31年（2019）2月26日	歴史まちづくり計画の認定申請	
平成31年（2019）3月 日	歴史まちづくり計画の認定	

2期計画については、策定までの経緯（会議や協議会等の開催状況をスケジュールと併せて記載

「1章 歴史的風致形成の背景」の記載

- ・1章では、本計画の柱となる2章の歴史的風致を理解する上で必要な情報や市町村の概要を、右の目次構成に沿って記入してください。
- ・この際に、文化財保存活用地域計画及び歴史文化基本構想を策定されている自治体は、当該計画等の文言を活用されることを推奨します。
- ・以下に、項目ごとの留意事項について解説します。

1. 自然的環境

(1) 位置

- ・当該箇所では、「自治体の面積」、「東西・南北の大きさ」、「主要都市からの距離」、「県内での位置、隣接する市町村の情報」は必ず文章で説明し、それに対応する地図も挿入してください。

【解説】

- ・地図には隣接する市町村との関係が把握できる情報(広域図)及び自治体の全貌が把握できる地図(詳細図)を必ず掲載してください。☞【事例:香取市】

「1章 歴史的風致形成の背景」の目次構成

1. 自然的環境
(1)位置 (2)地形・地質・水系 (3)気象
2. 社会的環境
(1)市町村の合併経緯 (2)土地利用 (3)人口動態
(4)交通機関 (5)産業 (6)観光
3. 歴史的環境
(1)歴史 (2)関わりのある人物
4. 文化財等の分布状況
(1)国指定等文化財 (2)都道府県指定文化財
(3)市町村指定文化財 (4)主な未指定文化財
(5)特産品、工芸品、菓子・料理等
(6)世界遺産 (7)日本遺産 (8)その他

【事例 香取市(香取市歴史的風致維持向上計画 p.5参照)】



・また、離島がある場合は本土から距離関係がわかるように工夫し、地図も掲載してください。☞【事例:宗像市】

【事例 宗像市(宗像市歴史的風致維持向上計画 p.7参照)】

・宗像市の場合、離島である沖ノ島についても、距離関係が把握できるような地図も載せています。

図 沖ノ島の位置(資料:国土地理院)



(2) 地形・地質・水系

・当該箇所では、地形・地質及び水系等について、記載してください。記載時には標高、地質の地図は必ず掲載してください。

【解説】

・標高図に、山、河川、湖沼等の主要な地形を追記すると、その市町村の地形的な特性が理解しやすくなります。

☞【事例:鹿島市】

【事例 鹿島市(鹿島市歴史的風致維持向上計画 p.6参照)】

・鹿島市の場合、地形・地質・水系ごとに、項目を設け、本文で触れている内容を説明(補完)する図をそれぞれ掲載しています。

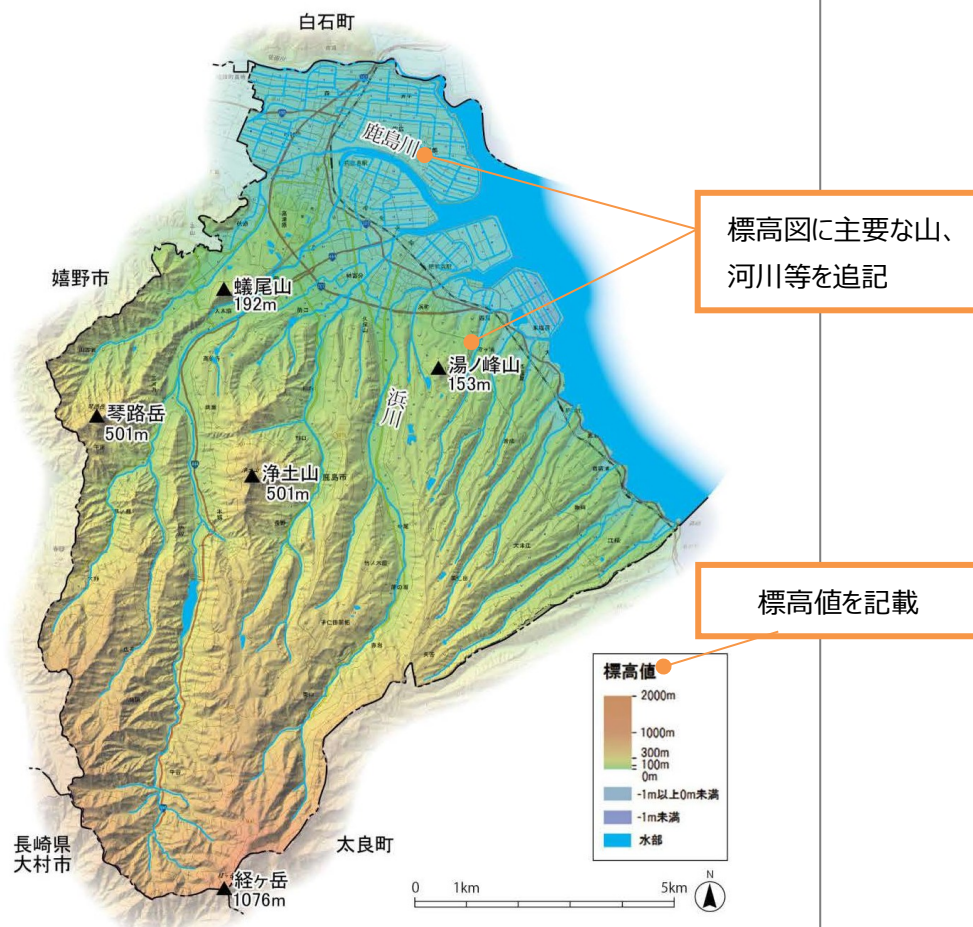
(2) 地形・地質・水系

1) 地形

地形は、県内最高峰の標高 1076m である^{きょうが たけ}経ヶ岳を主峰として、標高 501m の^{じょうど}浄土山や 501m の^{ことしだけ}琴路岳などの多良岳山系の山々が市内南部に連なっている。

また、山頂部から流れる河川による侵食の影響で経ヶ岳を中心とした放射状の谷が裾野まで広がっているため、上流域では深い溪谷が、下流域となる市内北部では沖積低地としての鹿島平野が形成されている。

鹿島川、浜川等の河口周辺は近世以降に干拓された干拓地である。

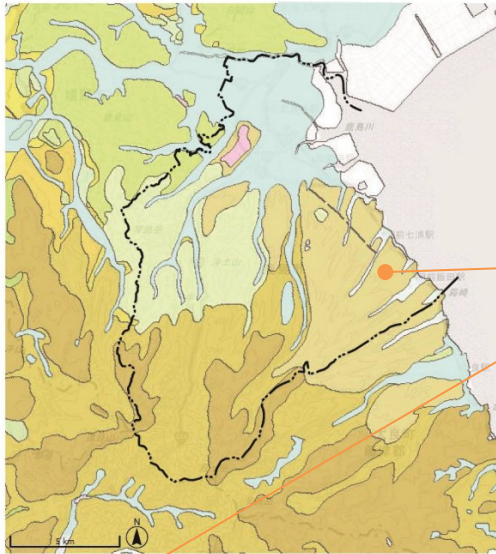


図：地形（出典：国土地理院ウェブサイト（地理院タイルを加工して作成））

【事例 鹿島市(鹿島市歴史的風致維持向上計画 p.7、8参照)】

2) 地質

本市南部の多良岳山系の山々は約 100 万年前頃に起きた数度の火山活動によって形成されたもので、なだらかな裾野を持つ成層火山であり、地質は安山岩質の岩石が主体となっている。



凡例	岩相	地質時代
[Symbol]	人口改変地	完新世
[Symbol]	堆積岩類	更新世～完新世
[Symbol]	火砕流	更新世
[Symbol]	火山岩層なだれの堆積物	中新世～完新世
[Symbol]	段丘堆積物	更新世
[Symbol]	安山岩・玄武岩類	中新世～鮮新世
[Symbol]		中新世
[Symbol]	堆積岩類	漸新世～中新世

図：地質(出典：産総研地質調査総合センター シームレス地質図(基本版)、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 2.1)

地質の岩相ごとの図を掲載

地質の時代名を併せて記載することにより、市の成立への理解を深める

3) 水系

本市を流れる主要河川は、経ヶ岳に端を発し、本市東方の有明海に注いでいる。主な河川には中央を南北に流れる中川、石木津川、浜川、また、本市北部を流れる鹿島川、さらに本市と白石町の境を流れる塩田川などがある。1年を通して水が豊富で澄んでおり、周辺の自然環境が変化に富んでいることから、浜川上流では、小学生によるホテルの放流が行われている。

有明海は、日本最大の干潟を有し、約6mの干満の差がある。平成19年(2007)には、中川上流部に県営の多目的ダムである中木庭ダムが竣工した。



図：水系

本文中に記載した河川やダムの名称を図示

(3) 気象

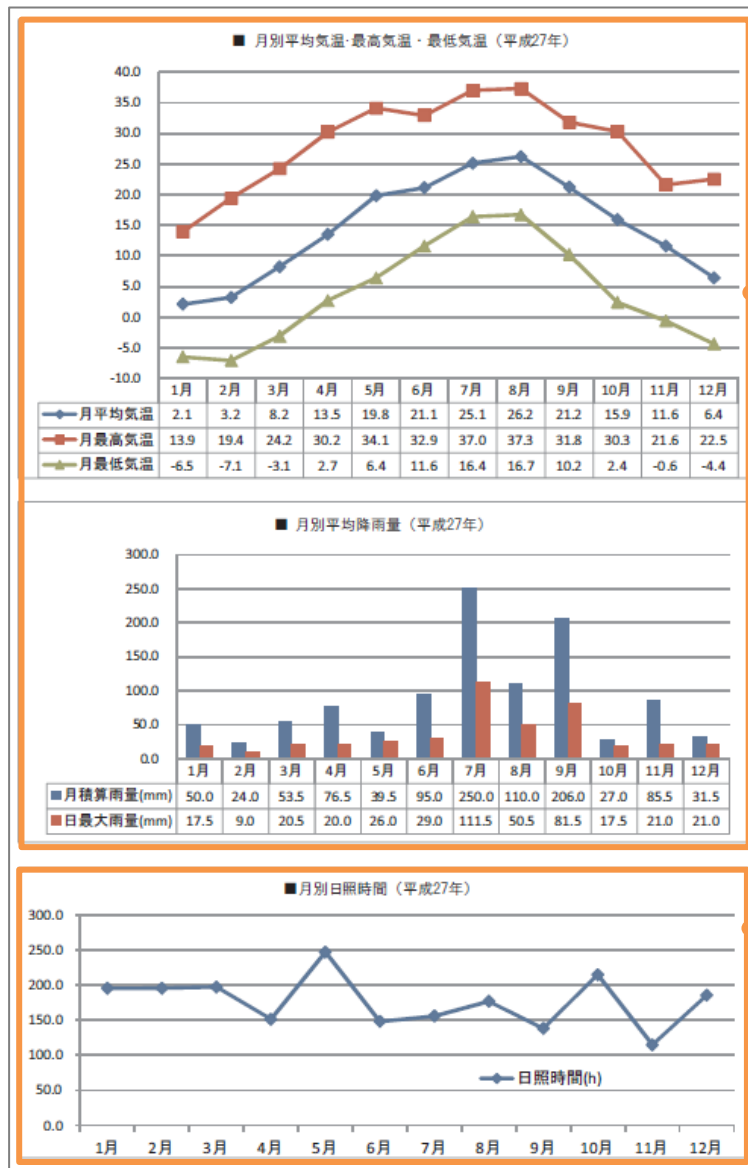
- ・当該箇所では、市町村域の気象について記載してください。その際、月別の平均気温・降水量のグラフは必ず掲載してください。また、本文中に年平均気温、年間降水量は必ず記載してください。

【解説】

- ・気象データを示す際には特定の年度のデータではなく過去の平均の数値を用いた方が、よりの確に市町村域の気象傾向を説明することができます。この際、気象庁のホームページに公開されている過去5年程度の雨量等のグラフを活用することが可能です。なお、気象庁のホームページに市町村内の地点データがない場合は、近隣地点のデータを活用してもかまいません。また、歴史的風致を形成する上で欠かせない気象条件がある場合は、それらの事項についても必ず記載してください。☞【事例:甲州市】

【事例 甲州市 (甲州市歴史的風致維持向上計画 p.12参照)】

- ・甲州市の場合、月別の平均気温・降水量のグラフに加え、「ブドウ栽培にみる歴史的風致」が位置付けられていることから、これを形成する要素として、降雨量の少なさ、寒暖の差、一定の日照時間を示すことが必要であるため、日照時間を併せて掲載しています。



月別の平均気温・降水量のグラフを掲載

当該市の歴史的風致（ブドウ栽培）に関連するため、日照時間等のデータを併せて掲載

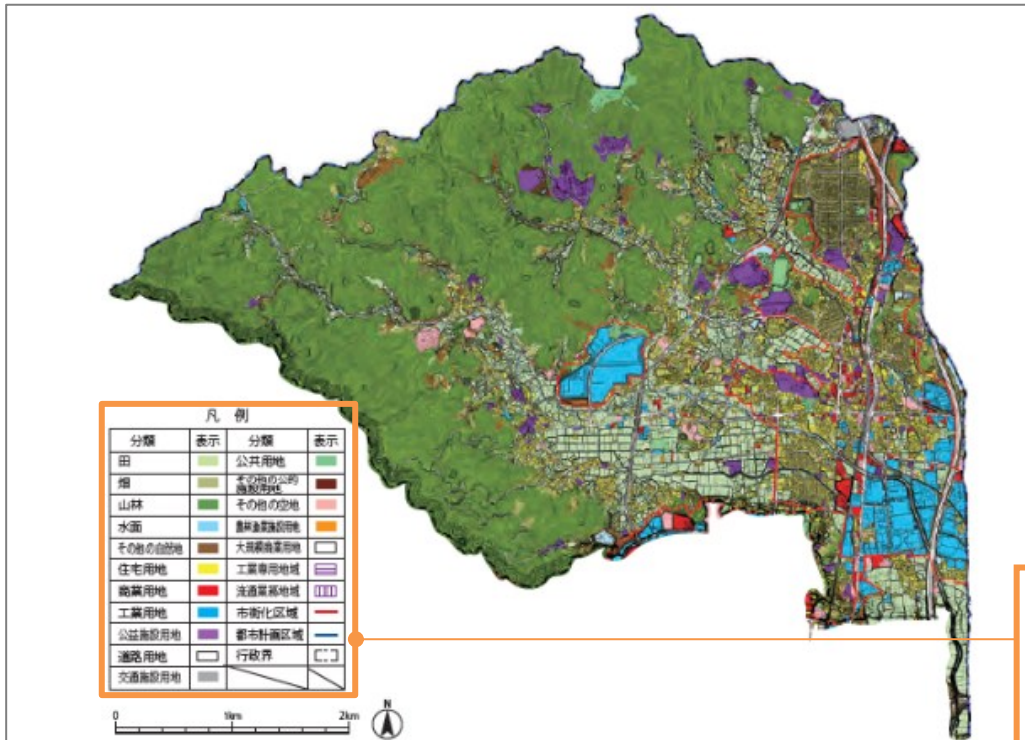
(2) 土地利用

・土地利用を示す際には、自治体全域の土地利用図及び土地利用の百分率のグラフは必ず掲載してください。

【解説】

・可能であれば、地図とグラフの配色を合わせると理解しやすくなります。☞【事例:基山町】

【事例 基山町(基山町歴史的風致維持向上計画 p.12参照)】



土地利用図と土地利用に関するグラフの配色を合わせ、説明

図 土地利用現況(平成25年度 鳥栖基山都市計画基礎調査)

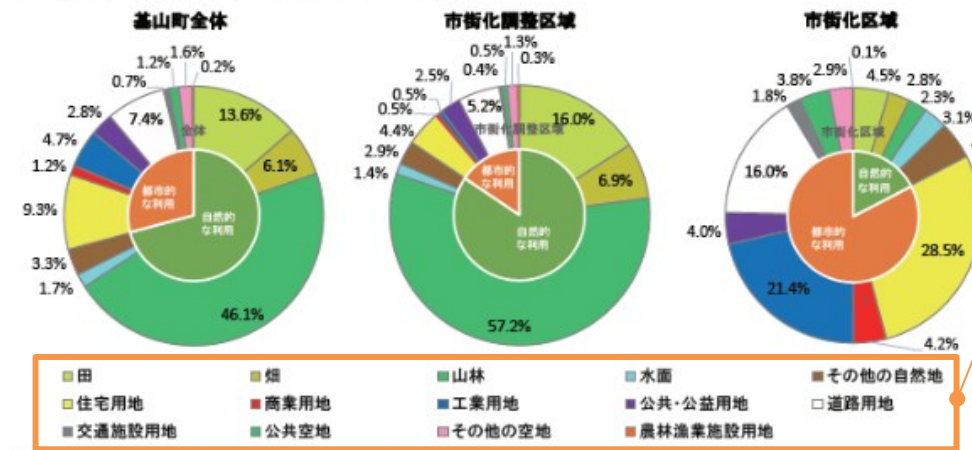


図 土地利用の構成(平成25年度 鳥栖基山都市計画基礎調査)

都市計画基礎調査や国土情報ウェブマッピングシステム等を活用

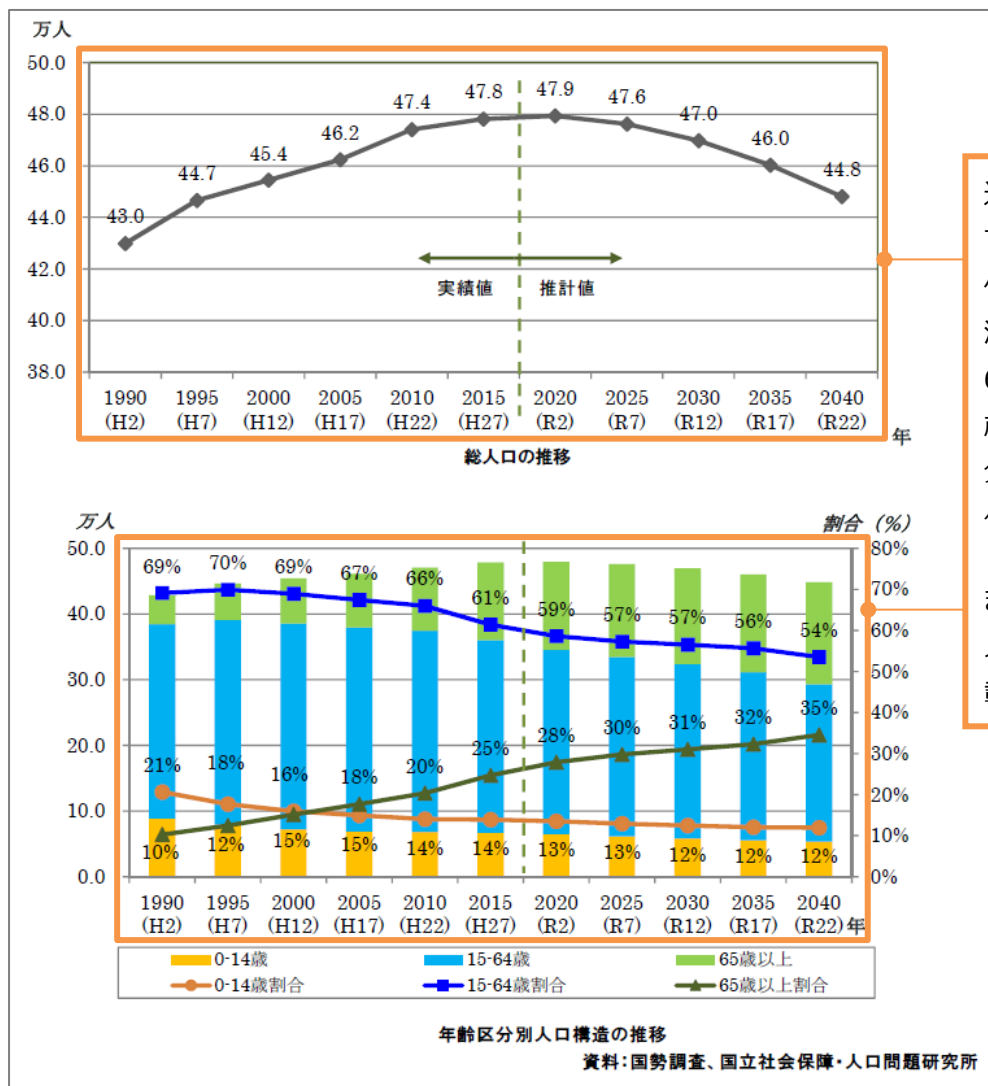
(3) 人口動態

・当該箇所では、現在の市町村の人口（現在の市町村域）を記載してください。

【解説】

- ・人口動態を示す際には、過去から現在までの人口の推移のグラフ、年代別（15歳未満、15歳以上65歳未満、65歳以上の3区分）の人口は必ず掲載してください。☞【事例:大分市】
- ・また、人口減少や少子高齢化の進展が、歴史的風致の維持及び向上に関する課題の背景として挙げられることも多いため、国立社会保障・人口問題研究所の推計値等を活用し、将来の人口や年齢構成の予測値をあわせて掲載してください。

【事例 大分市(大分市歴史的風致維持向上計画 p.13参照)】



過去から現在までの総人口・年代別（15歳未満、15歳以上65歳未満、65歳以上の3区分）の人口データの推移を掲載

また併せて将来の人口推計値を記載することも重要

(4) 交通機関

- 交通機関を示す際には、鉄道（路線、駅）、主要な道路（高速道路、国道等）、航路のほか、必要に応じてバス路線等を記載してください。☞【事例:和歌山市】

【事例 和歌山市(和歌山市歴史的風致維持向上計画 p.17、18参照)】

- 公共交通機関については、鉄道、バス（リムジンバス、路線バス）に加え、海上交通としてのフェリーについても本文に記載しています。

本市の公共交通については、鉄道は、JR和歌山駅を中心にJR阪和線、JR紀勢本線、JR和歌山線、和歌山電鐵貴志川線が連絡し、南海電鉄和歌山市駅を中心に南海本線、南海加太線、南海和歌山港線、JR紀勢本線が連絡しており、他圏域及び市内を連絡している。また、バス網は、JR和歌山駅と南海和歌山市駅を主要ターミナルとして、路線バスが市域及び周辺市と連絡し、関西空港へリムジンバス、みなべ・田辺・白浜方面へ昼間高速バス、横浜・東京上野・東京ディズニーランド方面等へ夜間高速バスが運行している。さらに海上交通として、和歌山港と徳島港を結ぶ南海四国ライン（南海フェリー）が運航している。



公共交通網図

本文中に触れている路線、駅等が図で表現されており、位置関係の確認が可能

広域的な交通経路は、起点、終点等を図示することで理解しやすくなる

(5) 産業

・地域の作業について記載する際には、就業者数の推移を記載するとともに、それぞれの産業別の特徴を記載してください。また、1次～3次産業の就業者数（率）の推移についてのグラフは必ず掲載してください。

【解説】

・1次～3次産業の各論を説明する場合は、主要な農産物・製品等を交えて説明するとわかりやすくなります。

☞【事例:桐生市】

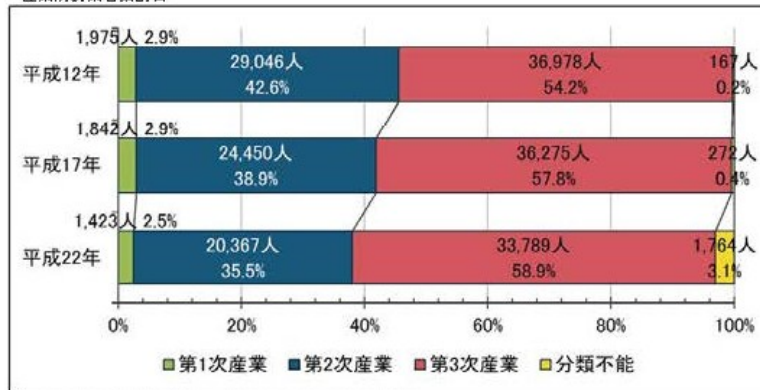
【事例 桐生市(桐生市歴史的風致維持向上計画 p.20、21参照)】

(5) 産業

本市の平成22年（2010）の産業別就業者数（同年国勢調査）は、就業者57,343人のうち、農業・林業の第1次産業は1,423人（2.5パーセント）、繊維工業や各機械器具などの製造業を中心とする第2次産業は20,367人（35.5パーセント）、卸売業・小売業やサービス業等の第3次産業は33,789人（58.9パーセン

ト）となっている。平成17年（2005）調査に比べると第3次産業の比率は上がっているが、それぞれ就業者人口は減少傾向にある。その中において、県内で比較すると、第1次産業に占める割合は低く、第2次産業に占める割合が高いのが特徴である。

産業別就業者数割合



※平成12年は旧桐生市・旧新里村・旧黒保根村の合計

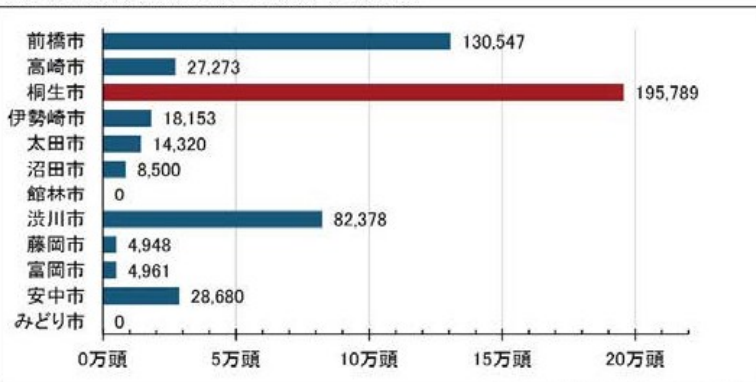
(資料：国勢調査(各年))

① 第1次産業

第1次産業は、高齢化や後継者不足などの理由で産業別就業者数に占める割合は2.5パーセントと低いが、新里地区の基幹産業であ

る養豚を中心とした畜産が、県下有数の産出額を誇っているほか、きゅうりやナスなどの野菜生産も盛んである。

県内12市における販売目的の豚の飼養頭数（農業経営体）



(資料：農林業センサス(平成27年))

市内全体としての一次産業の割合は少ないが、県内の他市との比較から、それぞれのものが市を代表する主要産業であることを示している

(6) 観光

- ・観光については、市全体の入り込み客数・宿泊者数等の推移のほか、主要な観光施設の入り込み客数、イベント等の参加者数も記載してください。
- ・また、観光業における訪日外国人旅行者の影響が大きくなっている状況にかんがみ、訪日外国人旅行者の動向等についても可能な限り記載してください。

【解説】

- ・入り込み客数等を記載する際に、特定の年度間で大きく客数が変化している場合などは、その背景などを記載してください。☞【事例:彦根市】

【事例 彦根市(彦根市歴史的風致維持向上計画 p.22参照)】

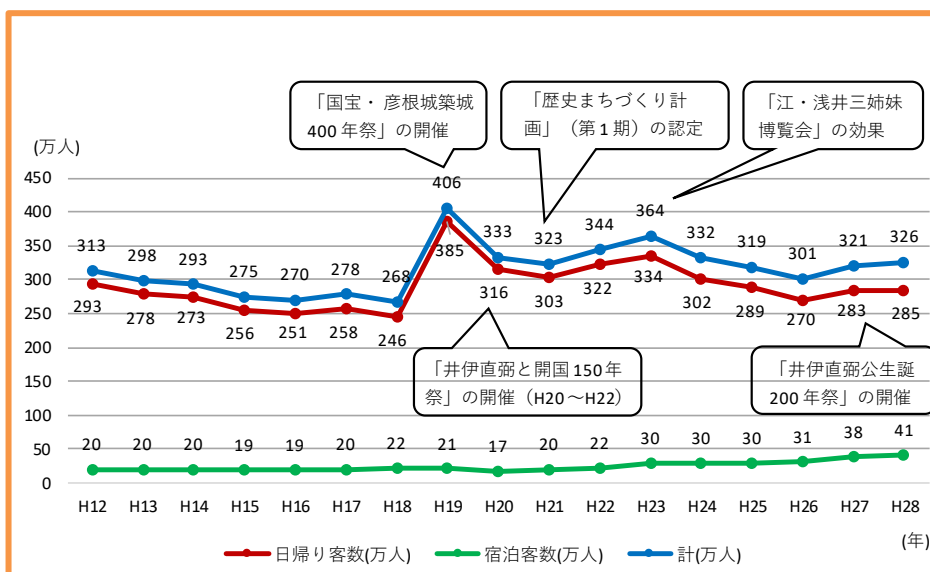
- ・彦根市の場合、観光客が訪れるスポットの説明を示すとともに、過去15年程度の観光入込数の推移を示しています。
- ・また、特定の年度間で客数が増加・減少するような変化については、その背景も併せて記載しています。

(6) 観光

本市の観光では、彦根城を中心に多くの観光客を集めている。近年の観光ニーズの多様化から、ゆめきょうぼし夢京橋キャッスルロードやよんぱんちやう四番町スクエアなど、彦根城の周辺地域が新たな観光スポットとして周知されるようになってきている。

また、平成19年(2007)の「国宝・彦根城築城400年祭」の開催に加え、平成20年(2008)から平成22年(2010)の「井伊直弼と開国150年祭」や平成27年(2015)の「井伊直弼公生誕200年祭」が開催されたことなどにより、観光客が増加し賑わいを見せている。

近年の「ご当地キャラ」ブームの火付け役となった「ひこにゃん」は、「国宝・彦根城築城400年祭」の開催に合わせて、井伊家2代当主の井伊直孝なほたかが豪徳寺の門前に手招きする猫に誘われ寺に立ち寄ったところ、雷雨になって難をのがれたという招き猫の故事にちなんで生まれた本市のキャラクターであり、本市に特別住民登録を済ませた「ひこにゃん」は、年代層を超えて多くの人々に癒しを与えてくれる。



観光入込数の推移についてグラフを用いて明示するとともに、特定の年度に観光客が増加するような変化については、その背景も併せて記載

3. 歴史的環境

(1) 歴史

- ・当該箇所では、自治体の歴史について概要を記載します。特に、2章で記載できない歴史的な内容（歴史的風致に位置づけることが難しいが、地域になじみ深いもの）についてはこの項で触れてください。

【解説】

- ・記載に際しては、時代区分ごとに1～2ページ程度を目安とし、地図や写真・図面等を使用して、わかりやすさに留意してください。時代区分については、原始時代、古代、中世、近世、近代、現代を目安とし、必要に応じて細分化してください。
- ・なお、既存資料を参考に記載する場合、羅列的に示したり、過度に詳細になりすぎると、かえって理解しづらくなることがあるので注意してください。☞【事例:鹿島市】

【事例 鹿島市(鹿島市歴史的風致維持向上計画 p.23参照)】

②古墳～奈良時代：律令制度に基づく藤津郡の成立

文武2年(698)、この地方は西海道肥前国藤津郡能美郷と呼ばれ、大宰府の管轄下のもと中央政府の統治を受けるようになったと伝わる。

藤津郡の地名の由来について『肥前国風土記』(奈良時代初期)によれば、「昔、日本武尊がお出でになった時、この津に到り、日が西山に没したので船を泊められた。翌日ご覧になると、船のともづなを大きな藤の木につないでいた。」ことに因むとされている。現在も鹿島市末光には「藤の森」遺跡と「藤津」の小字を残している。

また、「景行天皇がおいでになり、この地方の土蜘蛛(土地の賊徒)を、紀直の祖先である禰日子に討伐させた際、土蜘蛛は叩頭で平伏した。そこでこの地方を能美郷という…」と記されている。当時、当地方は朝廷に対する抵抗勢力圏であり、在地勢力を討伐したとされる禰日子は、後に「葛津立国」の初代国造に任命された人物と同一であると考えられ、「能美郷」と呼ばれた能見・鹿島の中川扇状地一帯が、当時の中心地であったことなどが推察されている。

古墳時代の遺跡は、鷺の巣石棺、よいごろ坂古墳、妙見瀨古墳群、浅浦古墳群、えんしょう蔵古墳、水梨古墳群、久保山古墳群、行成古墳群、浜校舎石棺、陣の山古墳群、五畝田古墳群、竜宿浦石棺、江橋古墳群があり、低丘陵地、扇状地、海岸付近などに分布している。中でも、7世紀に築かれたものと推定される鹿島行成地区の「鬼塚」古墳は、佐賀県屈指の巨石墳墓であり、葛津立国に関係するものではないかと考えられている。



写真：「藤の森」遺跡
(出典：『鹿島市の文化財～ふるさと歴史探訪～』)



写真：五畝田古墳副葬品
(出典：『鹿島市の文化財～ふるさと歴史探訪～』)



写真：行成の「鬼塚」古墳
(出典：『鹿島市の文化財～ふるさと歴史探訪～』)

時代区分ごとに1ページを目安として、写真を使用し、時代の概要を記載

古墳から出土した副葬品、古墳内部は説明文だけでは理解しづらいため、写真を掲載し説明を補足

- ・現在に至るまでの歴史（通史）を記載してください。戦後～令和の歴史については、一般的な事項のほか、当該計画の策定に繋がるような事項（まちなみ保存活動、重要伝統的建造物群保存地区の選定など）を記載するとわかりやすくなります。☞【事例:香取市】
- ・平成や令和の歴史（通史）についても、該当する内容があれば記載してください。

【事例 香取市(香取市歴史的風致維持向上計画 p36 参照)】

・香取市の（5）近・現代の箇所においては、佐原の町並み観光について、平成8年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、活用が進められていることや、平成23年に、東日本大震災で被害が出たものの、その後の取組で景観を取り戻し、観光客が震災前の水準にまで回復していることなど当該計画と関連した内容を取り上げ、記載しています。

○佐原の町並み観光

舟運で栄えた佐原は、鉄道輸送が発達してくる近代において流通拠点としての重要性が低下していった。隆盛した江戸後期から明治までの町並みは、~~新たな大規模開発などが行われなかったことで比較的良好な状態で残っていた。昭和後期からこの町並みを積極的に保存していこうという機運が生まれ~~、「小江戸佐原」の観光資源として活用している。平成8年（1996）には、関東地方で初めて国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、現在は、さらなる保存と活用が進められている。

平成23年（2011）の東日本大震災では、地震で建物が被災するだけでなく、市内の干拓地、水田地帯のほか市街地でも液状化が発生し、佐原の町並みを流れる小野川は噴出した土砂で埋まり、護岸は崩壊し、多数の電柱が傾いた。多大な支援や地元の努力により、現在ではその痕跡が感じられないほどに景観を取り戻し、一度は減った観光客数も震災前の水準にまで回復している（平成28年度実績）。

さらに平成28年（2016）には日本遺産「北総四都市江戸紀行」のストーリー構成都市として認定され、佐原の山車行事は「山・鉦・屋台行事」のひとつとしてユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、今後の更なる振興が期待される。

地域の人々による町並み保全の機運によって維持された景観が市の魅力となっていることを写真も含めて記載



改修を経ながら今に伝わる町並み（左は昭和初期、右は平成29年）

(2) 関わりのある人物

- ・当該箇所では、当該計画に関わりがある人物について、概要を記載します。特に、2章で記載できない人物や2章で書き切れない人物はこの項で触れてください。

【解説】

- ・生没年、肖像画・写真を生没年の順に並べて記載・掲載してください。肖像画・写真がない場合は、その人物を代表するもの（作品等）を掲載することも可能です。☞【事例:大分市】

【事例 大分市(大分市歴史的風致維持向上計画 p.41~43参照)】

- ・大分市の場合、**関わりのある人物について、氏名、生没年、人物の概要とともに、肖像画がある場合は、併せて掲載**しています。

⑮ 帆足杏雨 (1810~1884)

南画家。臼杵領市組庄屋帆足家に生まれる。文政7年(1824)、田能村竹田に入門。同年冬には廣瀬淡窓の私塾、「咸宜園」に入門、同11年(1828)に大坂へ行き頼山陽などの文人と交流した。また、田能村竹田に同行してその画法を学び、長崎、日田を旅して中国の文人画家である黄公望の画法を深めた。以後は故郷で過し、自己の画法を完成させ安政期以降(1854~)は王石谷や呉鎮などの中国風の画法を形成した。明治6年(1873)にオーストリアの万国博に山水図を出品している。



⑯ 滝廉太郎 (1879~1903)

西洋音楽を取り入れた近代日本音楽の草分け。滝家は代々日出藩士(現:大分県日出町)で、明治政府の官吏となった父の勤務により横浜・富山・大分と転居、のち直入郡長となった父について竹田(現:大分県竹田市)に来て直入郡高等小学校2年に転入。明治27年(1894)に卒業すると東京音楽学校に進学し、同校予科・本科・研究科へと進み、積極的に作曲活動を行った。また、文部省の中学唱歌に「荒城の月」「箱根八里」などが採用され、幼稚園唱歌も仲間とともに発行した。明治34年(1901)からドイツに留学したが病気で帰国、翌年大分で死去した。



⑰ 福田平八郎 (1892~1974)

日本画家。大分市王子中町生まれ。大分中学校に入るが首藤雨郊のすすめで京都市立絵画専門学校別科に入学。卒業制作展では「雨後」が同校買い上げとなる。大正8年(1919)の第一回帝展で「雪」が初入賞。第三回帝展では「鯉」が特選となる。昭和5年(1930)には洋画研究団体・六潮会を結成、昭和7年(1932)の第十三回帝展に「漣」を出品し、美術界で高く評価された。戦後は日展の常任理事などを務め、昭和36年(1961)に文化勲章を受章、同年に大分市からは名誉市民の第一号を贈られている。



⑨ 日根野吉明 (1587~1656)

府内藩主。寛永11年(1634)に竹中氏の後の豊後国府内2万石の城主となる。府内での領国経営は社寺の造営や治水工事に功績をあげた。慶安3年(1650)に開かれた「初瀬井路」は、現在の樫木ダム(現:大分県由布市)から大分市東院を結ぶ最も規模の大きな井路であった。また、城下町の発展にも力をつくし、寛永13年(1636)には由原八幡宮の「浜の市」を再興した。明暦2年(1656)に70歳で病没、大分市円寿寺に吉明の霊廟がある。



円寿寺「日根野吉明公廟」

取りあげる人物の氏名、生没年、人物の概要、肖像画(絵、像、写真等)を記載

肖像画が探し出せない場合の例(霊廟の写真に掲載)

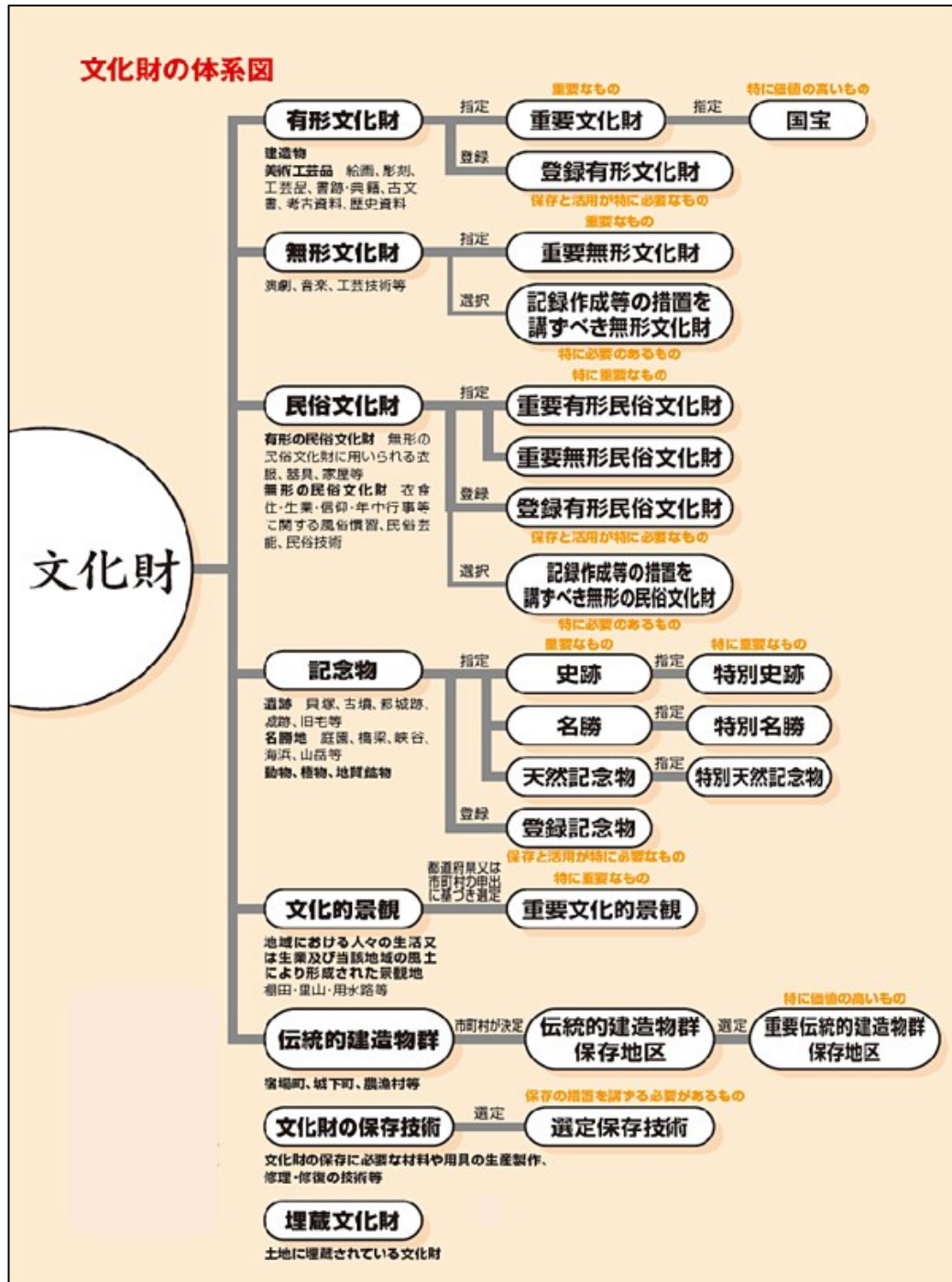
4. 文化財等の分布状況

・当該箇所では、自治体内の文化財等の分布状況を記載します。まず、冒頭に国・都道府県・市町村指定の文化財指定等件数を整理した表を掲載してください。☞（【文化財種別件数表】（例） p25参照）

【解説】

・文化財の指定件数の記載に際しては、下記に示す【文化財の体系図】に基づき、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の類型に沿った分類で記載してください。

【文化財の体系図】



出展: 文化庁ホームページ

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/taikeizu_1.html

・文化財の整理・記載時には、以下の点に特に注意してください。

●国指定の文化財に対する用語の説明

a)「有形文化財」のうち、重要なものとして国が指定したものを「重要文化財」とよび、その中で特に価値の高いものとして国が指定したものを「国宝」とよぶ。

b)「**記念物**」は、「**遺跡**」、「**名勝地**」、「**動物、植物、地質鉱物**」に分類される。

c)「遺跡」のうち、重要なものとして国が指定したものを「史跡」とよび、特に重要なものとして国が指定したものを「特別史跡」とよぶ。

d)「名勝地」のうち、重要なものとして国が指定したものを「名勝」とよび、特に重要なものとして国が指定したものを「特別名勝」とよぶ。

e)「動物、植物、地質鉱物」のうち、重要なものとして国が指定したものを「天然記念物」とよび、特に重要なものとして国が指定したものを「特別天然記念物」とよぶ。

f)「伝統的建造物群」のうち、市町村が決定したものを「伝統的建造物群保存地区」とよび、特に価値の高いものとして国が選定したものを「重要伝統的建造物群保存地区」とよぶ。

●県指定・市町村指定の文化財の用語（呼び名）について

・各都道府県、市町村の条例等を確認し、正式名称で記載してください。

・該当する文化財等が自治体がない場合は、表を編集し、行・列を削除することも可能です。

・記録作成等の措置を講ずべき無形文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（ともに略称、国の記録選択）及び登録文化財については指定制度と系統が異なるため、別表や注記での対応とすることも可能です。

・なお、指定文化財の全件リストについては、件数が少ない場合は計画書本文に掲載することも可能ですが、巻末資料とすることも考えられます。

【文化財種別件数表】(例) (文化財の体系図に基づく整理)

※指定等がされていない場合は「0」、制度がない場合は「-」を記入する。

種類		国		都道府県		市町村	
		指定・選定	登録	指定	登録	指定	登録
有形文化財	建造物	6	10				
	絵画			2		10	
	彫刻	1		2		30	
	工芸品	5		25		18	
	書跡・典籍	1		1		1	
	古文書			4			
	考古資料	5		3		3	
	歴史資料	1		1		8	
無形文化財				1		1	
民俗文化財	有形の民俗文化財			8		25	
	無形の民俗文化財			3		35	
記念物	遺跡	2		10		6	
	名勝地	1		3		4	
	動物、植物、地質鉱物	5		2		10	
文化的景観		1					
伝統的建造物群		1					
小計		29	10	66	0	152	0
文化財の保存技術		1					
小計		1	0	0	0	0	0
合計		30	10	66	0	152	0

※記録選択

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	1
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	2

(1) 国指定等文化財 (2) 都道府県指定文化財 (3) 市町村指定文化財

- 文化財のうち、「国指定等文化財」、「都道府県指定文化財」、「市町村指定文化財」については、それぞれを、1～2ページ程度で示し、代表的な文化財は1件ごとに写真を交えて説明してください。「国指定等文化財」には、重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観・登録文化財を含みます。☞【事例:内子町】

※地方指定と区別するために国指定であることを記載する必要がある場合は、「国指定の重要文化財」と一つの単語にならないように記載してください。

- まちなみ形成や市街地景観、地域の固有の歴史および伝統を反映した人々の活動に関する文化財を中心に記載してください。また、2章で取り上げる予定であっても、代表的な文化財といえるものは必ずこの項にも記載してください。この際、各章で説明内容が重複しないように（1章では簡潔に、2章で詳細を説明するなど）工夫してください。

【解説】

- 自治体にとって紹介したい美術工芸品関連の文化財については、市街地景観を形成するものではなく、2章の建造物や活動への記載が難しいため、この項で記載してください。ただし、その場合でも文化財の羅列にならないよう厳選して記載するようにして下さい。☞【事例:下田市】

【事例 内子町(内子町歴史的風致維持向上計画 p.34参照)】

② 国選定文化財

【八日市護国伝統的建造物群保存地区】

(重要伝統的建造物群保存地区、内子・八日市護国地区) ★

八日市護国地区は旧街道沿いに位置し、江戸後期から大正期にかけて建てられた町家や商家などが並ぶ。通りは約600m、面積は3.5haと小規模ながらも伝統的建造物が約8割を占める。交通の要衝として、また高昌寺の門前町として発達。明治期に木蠟生産が最盛期を迎え、その隆盛による屋敷や土蔵が残る。浅黄色の漆喰塗り籠めの重厚な土壁と通りと平行に軒が連なる平入が多いのが特徴。



八日市護国伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物群保存地区について、地区の概要（位置、成り立ち、建物群の特徴等）を説明し、写真を掲載

【事例 下田市(下田市歴史的風致維持向上計画 p.54参照)】

木造阿弥陀如来坐像 (重要文化財・彫刻)

像高 86.5cm。像に眼をじかに彫った彫眼、現状は古色仕上げの像。材は^{ひのき}桧又は^{かや}榿。技法は寄木造説と一木割^{いちぼくわりはぎ}造説^{つくり}※13がある。小ぶりで浅い彫りの目鼻立ちが生む穏やかな面貌などに^{じょうちょうよう}定朝様^{じょうちょうよう}※14の影響が見られる。平安後期の作。治承4年(1180)に近くの遠国島に漂着したと伝えられ、伊豆各地に残る漂着伝説を持つ。



木造阿弥陀如来坐像

※13 寄木造が頭体幹部の根幹をなす材を同等の2材以上で作るものに対して、一木割造は、頭体幹部を1材で作し、一旦2つに割り離し、内割り(内部をくり抜く)を施した後、くっつける技法。

※14 平安時代の仏師・定朝にはじまる和様の仏像彫刻様式。

美術工芸品である彫刻について、写真を掲載し、概略を説明

(4) 主な未指定文化財

- ・「主な未指定文化財」については、都道府県・市町村の独自条例により指定等を受けている歴史的資源や、文化財指定を受けていないもののうち歴史的資源として触れておくべきものを記載してください。

【解説】

- ・当該箇所の記載時も、前段の文化財同様に、写真を併せて示すとわかりやすくなります。☞【事例:大分市】

【事例 大分市(大分市歴史的風致維持向上計画 p.59参照)】

- ・大分市の場合、市域に存在する歴史的価値の高い文化財を「未指定の文化財」として紹介している。

(5) 未指定の文化財

国・県・市指定等の文化財以外に、本市域に存在する歴史的価値の高い文化財を「未指定の文化財」として紹介する。

① NTT大分支店別館(旧 逓信省 大分電報電話局)

旧逓信省大分電報電話局として逓信省管轄課の設計の建物であり、清水組により昭和2年(1927)に建設された。アーチ状の玄関をもつ装飾のない鉄筋コンクリート二階建て、鉄筋コンクリート建物としては大分市で最初に建設されたものである。本建物は、逓信省管轄課技師であつた上浪朗うえなみあきらの設計になる可能性が指摘されており、昭和初期の建築物として貴重である。



NTT 大分支店別館
(旧逓信省大分電報電話局)

文化財同様、名称、建設年次、建造物の特徴を記載し、写真を掲載

(5) 特産品、工芸品、菓子・料理等

- ・「特産品、工芸品、菓子・料理等」についても、歴史的資源として触れておくべきものを当該箇所で記載してください。

【解説】

- ・特に、2章で記載できない歴史的資源はこの項に記載してください(例えば、B級グルメ等)。ただし、ある程度の歴史があるものに限ります。また、特定の店名等を記載することはできません。☞【事例:盛岡市】

【事例 盛岡市(盛岡市歴史的風致維持向上計画 p.69参照)】

6 盛岡市の特産品

盛岡市では、古い絵図にも描かれているとおり、周辺の丘陵地から流れ込む小河川や伏流水が水脈となっている清水(湧水)が多いことから、良質な地下水を利用した酒造業や豆腐のほか、そばや団子、せんべい等が古くから製造、販売されている。

ア わんこそば

昔から、岩手では、客に「そば」を振る舞う風習があり、宴の席で一度に大勢の客にゆでたてのそばを提供するため、少量ずつお椀に盛り付けて出したことがわんこそばの起源とされ、盛岡市出身の原敬も「そばはわんこに限る」といって愛したといわれている。

さまざまな薬味とともにそばを味わうことができるとともに、給仕さんの「それもう一杯」「はい、じゃんじゃん」などの掛け声とともに、客の持つお椀に小分けにしたそばを容赦なく放り込んでいくといったやり取りも楽しむことができる。



わんこそば

市を代表する特産品について、料理の起源や特徴を記載し、写真を掲載

(6) 世界遺産、日本遺産等*

※世界自然遺産、世界文化遺産、世界農業遺産、日本遺産、日本農業遺産等

・市町村域内に世界遺産、日本遺産等に登録された地域がある場合は、この項に記載してください。☞【事例:斑鳩町、和歌山市】

【事例 斑鳩町(斑鳩町歴史的風致維持向上計画 p.52参照)】

(2) 世界文化遺産 法隆寺地域の仏教建造物

法隆寺地域の仏教建造物は、平成5年(1993)12月に世界文化遺産に登録された。

法隆寺地域には世界最古の木造建築が数多く残っている。7世紀には法隆寺や法起寺ほかの仏教寺院が造営されて、これらの寺院では現在も宗教活動が続けられている。

法隆寺は7世紀初期に創建が始まり、現在の伽藍は西院及び東院と子院群で構成されている。西院は7世紀後半から8世紀初頭にかけて再建されたもので、東院は8世紀前半に建設されたものである。

西院の主要建物である金堂・五重塔・中門・回廊は、中国や朝鮮にも残存しない初期の仏教建築様式であり、両院のほかの主要建物は主に8世紀から13世紀に建てられたものである。両院の周囲にある子院は12世紀頃から建築が始まり、次第にその数を増やした。17世紀から18世紀にかけての建築も多く、日本の仏教建築の変遷を窺うことのできる文化遺産が集約されている地域といえる。

法起寺は7世紀に創建された寺院であるが、現在では、創建当初の建造物としては慶雲3年(706)に完成した三重塔のみが残っており、法隆寺西院と同様に我が国の初期仏教建築様式を伝えている。

構成資産は、国宝・重要文化財に指定され、法隆寺旧境内は史跡に指定されて保存が図られている。

世界遺産に登録された地域・構成資産を取りあげ、世界遺産への登録時期及び地域・建造物の概要を記載



法隆寺西院伽藍



法隆寺東院伽藍



法起寺

構成資産の写真を掲載し、概要を整理し、記載

■世界文化遺産 法隆寺地域の仏教建造物の概要

登録年	1993年	資産面積	法隆寺14.6ha 法起寺0.7ha
資産名称	法隆寺地域の仏教建造物		合計 15.3ha
具体的な物件	法隆寺、法起寺	緩衝地帯面積	570.7ha
		合計面積	586.0ha

【事例 和歌山市(和歌山市歴史的風致維持向上計画 p.65参照)】

4) 日本遺産の認定

『絶景の宝庫 和歌の浦』

万葉の歌聖・山部赤人に「若の浦に 潮満ち来れば 瀉をなみ 葦辺をさして 鶴鳴きわたる」とうたわれた和歌の聖地、和歌の浦。後の時代に天下人や藩主も魅了され、数多くの文化芸術が育まれてきた。この1300年の歴史・文化が織り成す景観が、平成29年(2017)4月28日「日本遺産」として認定された。

潮が引けば干潟が現れ、刻一刻と輝きながら変化し、潮が満ちれば一面の海となり、陽光をうけて古い石橋が影を落とす。入り江を取り巻く山の桜が寺社を彩り、潮入りの庭園を新緑が包み、紅葉の峠越しにみる入り江は碧く、風景にとけこんだ町並みに色鮮やかな祭礼行列が練り歩く。ここ和歌の浦の情景は一時として同じではない。このまま持ち帰りたいと万葉歌人は和歌にうたい、和歌の神がこの地に祀られた。そして数多くの文化芸術を育んできた歴史の厚みを湛え、和歌の浦は今も人々を魅了している。

日本遺産の認定時期及び地域の歴史的背景と景観の特徴を記載



「日本遺産のストーリー」を象徴する写真を掲載

和歌の浦の干潟

「2章 維持及び向上すべき歴史的風致」の記載

・当該箇所では、自治体として維持及び向上すべき歴史的風致の内容について記載します。

【解説】

・歴史的風致の範囲を市町村区域全域に拡大せず、必要最小限の区域設定から開始し、変更手続きにより歴史的風致の範囲や重点区域を広げていくことも可能です。

「2章 維持及び向上すべき歴史的風致」の目次構成

1. 歴史的風致に関する概要・分布状況
2. 歴史的風致の内容
 - 1) ○○にみる歴史的風致
 - ① 導入(はじめに) ② 建造物 ③ 活動 ④ まとめ
 - 2) ○○にみる歴史的風致
 - ① 導入(はじめに) ② 建造物 ③ 活動 ④ まとめ

1. 歴史的風致の概要・分布状況

・当該箇所では、各々の歴史的風致を記載する前段として、歴史的風致の説明や各自治体が維持・向上すべき歴史的風致の全体像を記載します。

・特に、歴まち計画で捉える「歴史的風致」の概念については、一般的にはなじみのない概念でもありますので、どのような概念のものであるかを適切に説明するようにしてください（単体の有形文化財（建造物）、単体の伝統的な活動のみで歴史的風致が成立するものではない点に留意してください）。

【解説】

・この際、冒頭の「目次」には、歴史的風致ごとのページも記載するとわかりやすくなります。☞【事例:大分市】

【事例 大分市(大分市歴史的風致維持向上計画 目次参照)】

・大分市の場合、それぞれの歴史的風致の内容ごとに、目次で該当ページを示しています。

第2章 大分市の維持・向上すべき歴史的風致	
1. 歴史的風致の分布状況	64
2. 歴史的風致の内容	65
(1) 柞原八幡宮の祭礼にみる歴史的風致	65
(2) 新旧府内の祭礼にみる歴史的風致	84
(3) 萩原のまちと祭礼にみる歴史的風致	120
(4) 三佐の人形山車にみる歴史的風致	127
(5) 鶴崎のまちと祭礼にみる歴史的風致	133
(6) 本神崎の祭礼にみる歴史的風致	138
(7) 佐賀関のまちと早吸日女神社の祭礼にみる歴史的風致	143
(8) 戸次本町のまちなみと祭礼にみる歴史的風致	148
(9) 野津原の祭礼にみる歴史的風致	155

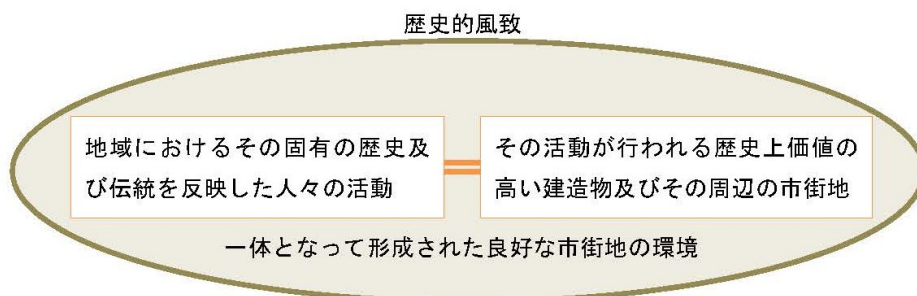
・自治体内の歴史的風致の全体像及び分布状況を示す際は、歴史的風致のリストと歴史的風致の分布の対応が把握できるように図示してください。☞【事例:和歌山市】

【事例 和歌山市(和歌山市歴史的風致維持向上計画 p.66参照)】

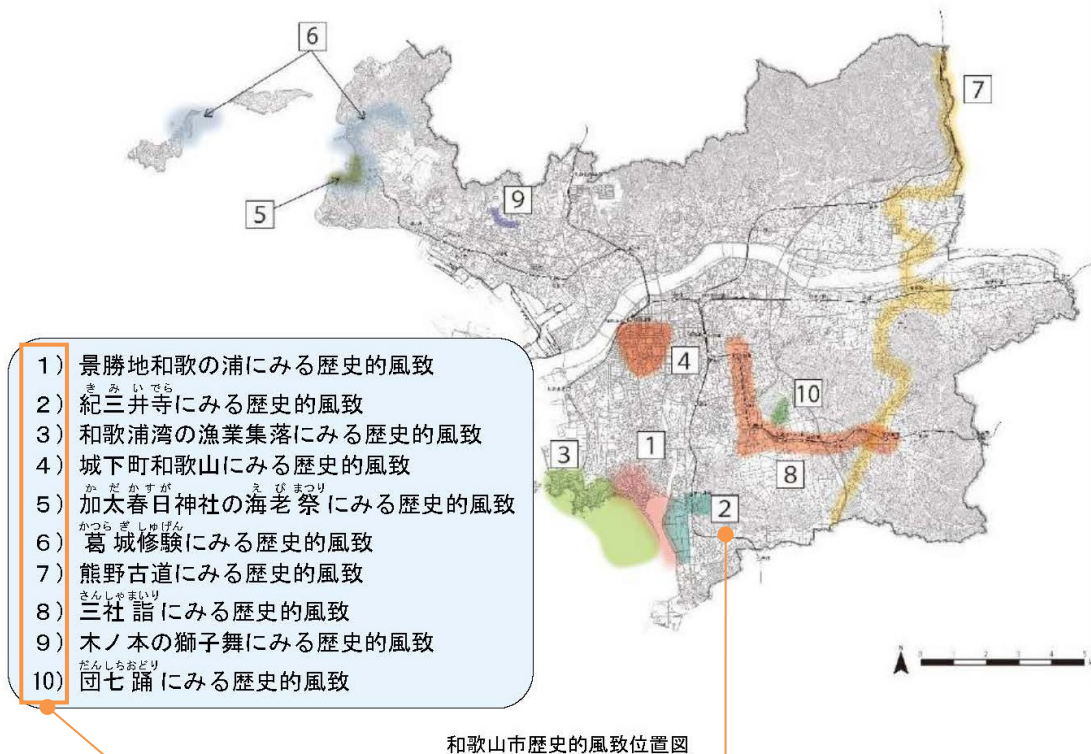
・和歌山市には、維持・向上すべき歴史的風致が10箇所ありますが、このリストと分布状況が対応できるように、図で示しています。

1. 和歌山市の維持・向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。



和歌山市における維持・向上すべき歴史的風致は、次のとおりである。



- 1) 景勝地和歌の浦にみる歴史的風致
- 2) 紀三井寺にみる歴史的風致
- 3) 和歌浦湾の漁業集落にみる歴史的風致
- 4) 城下町和歌山にみる歴史的風致
- 5) 加太春日神社の海老祭にみる歴史的風致
- 6) 葛城修験にみる歴史的風致
- 7) 熊野古道にみる歴史的風致
- 8) 三社詣にみる歴史的風致
- 9) 木ノ本の獅子舞にみる歴史的風致
- 10) 団七踊にみる歴史的風致

それぞれの歴史的風致にリスト番号をつけ、同じ番号を位置図にも記載することで、リストと位置が対応できるようにしている。また、歴史的風致を色分けすることで、それぞれの歴史的風致の範囲が把握できるようにしている。

2. 歴史的風致の内容

● 歴史的風致の検討（掘り起こし）作業及び計画書への記載

- ・当該箇所では、法第1条に規定する歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地（以下「建造物等」という。）や歴史及び伝統を反映した人々の活動（以下「活動」という。）について、検討及び計画書への記載時の留意点を示します。
- ・なお、歴史的風致の内容について検討する際には、それぞれの内容について掘り起こしをする作業と、把握・整理した内容について計画書に書き起こす作業の2つの段階がありますので、それぞれの段階別に検討する際のポイントを示します。

1) 歴史的風致の掘り起こし（整理表の作成）

- ・それぞれの歴史的風致の掘り起こしを実施する際には、**i) 建造物等、ii) 活動、iii) 市街地環境**の3つの構成要素を拾い上げ、歴史的風致の営みとして位置づけることが求められます。
- ・そのため、**作業段階においては上記3つの構成要素を抽出・整理する方法として、構成要素別の整理表を作成し、歴史的風致の営みとして関連づけて検討・整理することを推奨**しています。次期計画の策定時には、必ずしも整理表を作成する必要はありませんが、新たに歴史的風致を追加する場合は作成を推奨します。
 - ☞（歴史的風致に関する整理表の記載様式 p 36参照）
 - ☞（歴史的風致に関する整理表の例 p 37）
- ・以下において、3つの構成要素それぞれを抽出・整理する際の留意点を記載します。また p 37においては、構成要素ごとに歴史的風致に関する整理表を記載する際の具体的な留意点を示しています。併せて参照ください。

i) 歴史的風致を形成する建造物等

【建造物等に含まれるもの】

建造物とは、建築物にとどまらず、人の手が加わって形成されたもの全般を指し（例：遺構、護岸、石垣、庭園、棚田、石塔、窯、銅像 等）、必ずしも工作物が存在する必要はなく、人為的な改変が加えられた土地であっても建造物の対象になります。また、人の手が明確に加えられていなくても、歴史的風土や信仰対象等の人との関わりのある地域の象徴を建造物として扱うことも考えられます。

建造物等としては、その周辺の市街地まで含めて考えます。

【建造物等が50年以上の歴史を有することを示す根拠】

■ 建造物等が築50年以上であること、またそれを示す根拠が求められます。

- ・歴史上価値が高いことを示す指標として、現存する建築物等が原則築50年以上であることを説明することが求められるため、築50年以上の歴史を有することが分かる文献・資料（棟札、写真）等が必要となります。この際、創建年代＝（現存する建物の）建築年代とは限らないことに留意してください。なお、文化財指定等されている建造物等については、その指定等により歴史性を有すると認められるため、50年以上の歴史を有するものとして取り扱います。
- ・正確に分からない場合は、文献にその建造物等が記載されていることなどをもって、刊年以前には既に存在していたと類推することも可能です。また、文化財指定を受けている必要はありません。
- ・一次資料となる古写真に現存する建造物等が写り込んでいる、新聞の記事になっている、日記・帳簿に記載があるといったことも50年以上の歴史を有する根拠として活用できます。

- 学術調査報告書における建築様式等からの推定年代などは、学識経験者の研究成果なので活用してください。ただし市町村史等は、必ずしも学識経験者の研究成果とは限らないので、記載された一次資料の活用にとどめてください。
- 一次資料として用いる際は、書籍等であれば出版年、写真であれば撮影年を明記し、50年以上前から存在していたことが分かるようにしてください。
- 火災や建替等により、メインの建造物が50年以上の歴史を有さない場合は、例えば、門、鳥居、石灯笼、供養碑、石段などメインの建造物に付帯する建造物が50年以上前に建てられたこと分かる刻銘がされていれば、歴史的風致を構成する建造物とすることも可能です。
- 築50年以上の根拠を示せない場合でも、法定協議会や地方文化財保護審議会等で相応の歴史性を有すると認められるものは、歴史的風致を形成する建造物等とすることができます。
- 複数の歴史的風致に、同一の建造物等を位置づけることは可能です。

ii) 歴史的風致を形成する活動

- **これまでに歴史的風致として位置づけられている（活動として取り上げられている）事例としては以下のようなものがあり、多様な活動が風致として設定されています。**

【歴史的風致の設定事例】

カテゴリ	風致の例
祭礼行事・芸能（外にでるもの）	神輿渡御、山車、大名行列
祭礼行事・芸能（内で行うもの）	神事、神楽、能
参詣	観音巡礼、お遍路
信仰	地域の信仰（山・地藏等）
生活習慣・風習	水利用（用水等）、食文化
伝統工芸	鋳鉄、陶器（窯）、傘・紙（和紙関連）
醸造	酒、醤油、味噌
商業	問屋、小売り、薬売り
漁業	漁、養殖、加工
農産業	果樹、棚田、段畑、ため池
温泉	温泉
お茶	茶会、茶菓子、茶器
行楽	花見、花火、観光
顕彰活動	人物、遺跡

- **活動の内容は、地域住民の活動が継続して行われていることが重要です。**

- 文化財指定を受けている必要はありません。但し、行政が行っている教育学習や調査等の活動を記載する場合は、地域住民との連携が継続していることを記載する必要があります。

※連携の例としては、遺跡の維持管理のための草刈や清掃活動、売買などの商業活動、農作物の生産や

工芸品などの製造、行楽が挙げられます。

•観光やお遍路など、市町村外からやってくる人が中心となるものについても、それを受け入れる地域住民側の行為（ガイド、語り部、お接待等）を「活動」の中心として据えることが重要です。

■ **活動として取り上げるものは目に見える活動など、外から見える活動や雰囲気を感じられる活動であり、かつ五感で感じられることが求められます。**

•例えば、室内の活動であっても、におい・香り、作業音・楽器音・声、煙・蒸気も「雰囲気を感じられる活動」となり得ます。

■ **活動の変遷、規模、内容などを記載することで、活動の概要が把握できるようになります。**

•活動の歴史・変遷と現在の活動内容の記載量のバランスに注意が必要です。

■ **民俗芸能や伝統行事、またこれに準ずるものにおいて5年程度、活動が行われていない場合（5年以上の期間ごとに開催される祭礼など、長期間ごとに定期的に実施されるものを除きます。）再開した活動が、傳承している者の指導により以前と同じように行っていることがわかることが重要です（活動が休止しているだけで、傳承は続いていると考えます）。**

•計画書中では「休止」、「再開」という用語を使用してください。「再開」する際に「休止」前の活動が忠実に再現されている（活動内容が記録されている。活動の担い手が活動内容を記憶している等。）ことが重要です。

【活動が20年以上の歴史があることを示す根拠】

■ **活動が20年以上の継続があること、またそれを示す根拠が求められます。**

•取り上げる活動が20年以上の継続があることを説明する必要があるため、20年以上の継続があることを判断できる（根拠を示す）文献・資料が求められます。なお、文化財指定等されている活動については、その指定等により歴史性（継続性）を有すると認められるため、20年以上の歴史（継続）を有するものとして取り扱います。

•活動がしっかり続くものかが正確に分からない場合は、文献にその活動が記載されていることなどをもって、類推される年代などを記載することも可能です。

•活動の開始時期は、必ずしも開始時の根拠を見つける必要はなく、少なくとも20年以上歴史があることがわかれば問題はありせん。

•活動については、必ずしも現在の形態で行われている活動が20年以上続いている必要はありません。活動の内容や担い手などに変遷があったとしても、歴史的風致の活動としての根幹に変更がなければ、一連の活動として、期間を通算することは可能です。

•口頭伝承や聞き取りは根拠とはならないので、注意してください。ただし、学識経験者が携わった学術調査報告書等の文献として整理されている場合は根拠としてもかまいません。

•文献として、新聞、会報、古写真等を使用することも可能です。ただし、学識経験者が携わっていない市史等の記述を根拠とする場合は記載された一次資料の活用にとどめてください。

•一次資料として用いる際は、新聞や会報であれば発行年、写真であれば撮影年を明記し、20年以上前から活動していたことが分かるようにしてください。

iii) 良好な市街地の環境

【市街地環境として取り上げる内容】

■ **市街地環境として取り上げる内容は、歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地（建造物等）と活動**

が一体となっていることが、屋外で感じられるようになっていくことが原則です。

- 歴史的風致を形成する活動の説明にあたっては、歴史的風致を形成する建造物で取り上げたすべての物件の名称を一回は登場させることが必要です。

■ 「どのような場所に歴史的な建造物が残っており、どういう伝統的な活動が一体的に行われ、当該地域の歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な環境を具現している」のか説明が必要です。「建造物等との一体性」がポイントとなります。

■ 表現方法としては、写真や図等を用いることが効果的です。例として以下のようなものが挙げられます。

※歴史的まちなみの中を祭礼の山車や神輿が通る姿やルートの記載、域内に位置する歴史的建造物を対象とした信仰活動（観音・地藏等）の様子や範囲の記載、産業・生業が行なわれている建造物・まちなみの範囲と屋外からも感じられる活動内容の記載（酒造り、醤油・味噌づくり等）等

■ 特定の施設・建築物で行われる活動の場合も、できるだけ周辺市街地における関連する活動を取り上げることが重要です。例えば、衣装を身につけて活動場所に向かう人々の姿、祭礼の練習、集落・建物への飾り付けなどがこれに当たります。

※祭礼の範囲が寺社の敷地内のみであっても、例えば当該祭礼に伴って一定の地区内において住宅の軒下に飾り物等がつけられる、集落内で祭礼の準備や練習を行う、祭礼に何かを持って行く、持ち帰る風景がみられる場合などは、当該行為も活動範囲の根拠として活用できます。

※上記の活動に関連して、まちなみや集落の特徴的な景観などを説明してください。

- また、伝統産業など、その良好さが外から感じにくいものについては、その活動を想起させる音やにおいが感じられる等、視覚以外の要素でその歴史的風情が感じられることを描写する、祭礼等の活動の中で用いられるといった整理も考えられます。

■ 歴史的風致は、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した」ものでなければなりません。（法第1条）そのため、歴史的風致として整理する際には、他の地域には見られない当該地域ならではの特徴を有しているか、十分に確認する必要があります。

【各項目の整理表への記載内容】

・当該箇所では、項目ごとに収集した内容について整理表へ記載する際のポイントを示します。また、当該整理表の記載様式（下段）及び「歴史的風致の整理表の例」（p37）も示しているので、併せて参照ください。

● 歴史的風致を形成する建造物等

- ・取り上げる建造物等ごとに建築物の名称、建築年代及び根拠となる文献・資料名を必ず記載し、現在の様子がわかる写真を掲載してください。併せて建造物等の造りや特徴について記載してください。文化財指定等を受けている建造物等については、その旨を記載してください。
- ・歴史的風致を形成する地区内に伝統的建造物群保存地区が含まれる場合は、伝統的建造物群保存地区の概要を示してから、各々の建造物について記載・整理してください。
- ・なお、建造物等を取りあげる際は建造物等に関連している活動の有無・種類を確認しながら、掘り起こし・整理作業を行ってください（やみくもに建造物を取りあげても活動と結びつかない場合があります）。

● 歴史的風致を形成する活動

- ・取り上げる活動について、20年以上の継続があることを判断できる（根拠を示す）文献・資料（新聞、会報、古写真等）を必ず記載してください。文化財指定等を受けている活動については、その旨を記載してください。
- ・活動内容を記載する際には、次の3点に特に留意してください。「1・活動の由来や起源、現在における活動の概要」、「2・市民の活動を主とし、行政の活動がある場合は補完的に記載」、「3・地域の固有性に留意」
- ・また、内容を記載する際には、必ず建造物等で取り上げた建造物を登場させて説明してください。併せて、活動のイメージがわかる写真を必ず掲載してください。

● 良好な市街地の環境

- ・歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地（建造物等）と活動の関係性・一体性に着目し記載してください。この際、建造物等の欄で取り上げた建造物を必ず登場させて説明してください。また、活動に関連したまちなみや集落の特徴的な景観などを説明するとわかりやすくなります。
- ・表現方法としては、写真や図等を用いることが効果的です。また祭りの場合はルートを必ず図示してください。

1. 歴史的風致のタイトル		様式
(1) 風致を構成する活動		
建造物等（重伝建などの市街地環境を含む）	活動内容	良好な市街地環境
<p>○建造物の名前</p> <p>現在の様子が見える写真</p> <p>右記の活動が行われたり、活動のルート上や背景に存在する文化財や歴史的建造物、工作物（石垣など）</p> <p>【建築年代】</p> <p>【50年根拠資料】 (棟札・史料名・古写真など)</p> <p>【造り・特徴】</p> <p>固有名詞等には、必要に応じてルビを振る</p>	<p>○活動の名前</p> <p>【20年根拠となる文献+作成年代+記述や写真など】</p> <p>建造物及びその周辺の市街地で 行われている20年以上続く活動</p> <p>【現在の活動内容】</p> <p>・活動の由来や起源、現在における活動の概要など。 ・市民の活動を主に記載し、行政の活動（教育等）は補完的なものとする。 ・地域の固有性に留意して記載する。</p>	<p>【地域の固有性】</p> <p>・この地域ならではのもの・ことを記載する。</p> <p>【五感で感じられるもの・こと】</p> <p>・どのような様子が見える・聞こえる・匂うかなどを記載する。</p> <p>【建造物等と人（の営み）とのつながり】</p> <p>・建造物等と活動の関係性・一体性などを記載する。</p> <p>【歴史的風致の範囲図】</p> <p>・祭礼のルート図など、建造物の場所と活動の範囲がプロットされた図があると分かりやすい。</p> <p>注意事項</p> <p>① 活動と建造物がリンクしているか確認してください。計画に記載したい建造物と活動のリンク付けが困難な場合は、ご相談ください。</p> <p>② ①のような懸案事項や協議すべき事項、調査中の事項がある場合は、その旨が分かるように整理表への記載をお願いします。 ※市町村史等の2次資料に年代根拠の記載がある場合は、1次資料調査中の当座の対応として、該当箇所を示しておくといいです。</p>
<p>○建造物の名前</p> <p>現在の様子が見える写真</p> <p>【建築年代】</p> <p>【50年根拠資料】 (棟札・史料名・古写真など)</p> <p>【造り・特徴】</p>	<p>【活動のイメージや雰囲気がわかる写真など】</p> <p>各項目は、説明文や図・写真のボリュームに応じて、セルを結合してください。</p>	

■ 歴史的風致に関する整理表の記載様式

■ 歴史的風致に関する整理表の例（1 萩原のまちと祭礼にみる歴史的風致）

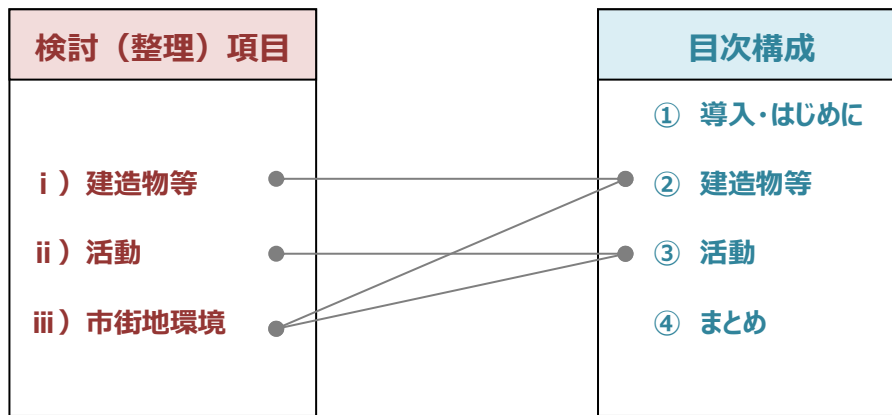
1. 萩原のまちと祭礼にみる歴史的風致		建築物と活動のセットごとに区切って整理する。	例1
(1) 萩原天神社の御祭礼		(1) の記載例は、2つの建築物に対して1つの活動がある場合。	
建築物	活動内容	市街地環境（建築物と活動の関係性・一体性）	
<p>○萩原天神社</p>  <p>【建築年代】 明治32年（1899）</p> <p>【50年根拠資料】 明治32年（1899）建築と記載された棟札</p> <p>【造り・特徴】 神殿は一間社流造、拝殿は入母屋造妻入で唐破風が設けられている。屋根は銅板葺。</p>	<p>○萩原天神社の御祭礼</p> <p>【50年根拠となる文献+作成年代+記述】</p> <p>①府内藩記録（享和2年（1802））・社寺録（明治6年（1872））に明治初期までは各町内が趣向を凝らした造物を製作し、町の各所に展示していたとの記述。 ②昭和30年代の古写真あり。</p> <p>【現在の活動内容】</p> <p>祭礼当日は各町から人形山車（曳山）が萩原天神社へ集合し、神事の終了後、氏子を先頭に神輿、山車が続いて巡行する。神輿が氏子町内を回り御旅所へ渡御した後、長久寺前を通り、萩原天神社へ還御する。</p> <p>【活動のイメージがわかる写真】</p>  <p>現在の様子 現在の様子</p>	 <p>萩原地区には江戸時代からの古い町割りが残され、歴史的建築物である萩原天神社、長久寺のほか土蔵造りの家数軒が残されているまちなみ景観がある。そのまちなみの中を、現在も15の町のうち12の各町の氏子たちが人形山車を巡行する祭りの形式が維持されている。また、巡行中は各町の地域性のある渡り拍子（お囃子）が演奏され、巡行に華を添えている。</p> <p>必ず「建築物」で紹介した建築物を登場させて説明。</p>	
<p>○長久寺</p>  <p>【建築年代】 明治元年（1867）</p> <p>【50年根拠資料】 大分市萩原 歴史・文化の検証（平成9年（1997））</p> <p>【造り・特徴】 木造入母屋造、本瓦葺。</p>			

■ 歴史的風致に関する整理表の例（2 醤油・金山寺味噌に薫る歴史的風致）

2. 醤油・金山寺味噌に薫る歴史的風致		伝統的建造物群保存地区の場合は最初に概要を述べてから、各構成物件に関して説明。	例2
(1) 今に薫る醤油醸造			
建築物	活動内容	市街地環境（建築物と活動の関係性・一体性）	
<p>○湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区</p> <p>【伝建の概要】</p> <p>平成18年（2006）12月19日に国選定。 北町・鍛冶町・中町・濱町を中心とする醤油醸造業が最も盛んであった一帯。地区内には築50年以上経過した町家、土蔵、寺社等133棟が残る。</p>  <p>重伝建内の構成物件分布図</p>  <p>北町通りの町並み</p> <p>・角長（加納家）</p>  <p>【建築年代】 江戸末期～明治大正</p> <p>【50年根拠資料】 紀州湯浅の町並み 伝統的建造物群保存対策調査報告書（平成13年（2001））</p> <p>【造り・特徴】 主屋は切妻造平入で瓦葺。2階には虫籠窓が開けられ、1階には片引大戸や格子等の建具がたてられる。</p>	<p>○醤油醸造</p> <p>【50年根拠となる文献+作成年代+記述】</p> <p>有田郡名勝豪商家内記（明治18年（1897））醤油醸造所 加納長兵衛（角長）の建物の絵が描かれており、当時より醤油醸造を行っていたことがわかる。</p> <p>【現在の活動内容】</p> <p>平安時代より「醤」は知られているが、現在の醤油製造方法では湯浅が最も古いとされ、「醤油発祥の地」といわれている。現在でも湯浅町内には角長を含む6店舗の醤油業者が伝統的な製造方法を受け継ぎ、醤油造りを続けている。</p> <p>【活動のイメージがわかる写真】</p>  <p>權入れの様子 火入れの様子</p>	 <p>必ず「建築物」で紹介した建築物を登場させて説明。</p> <p>湯浅町湯浅重要伝統的建造物群保存地区を中心とした古くからの町並みが残る地区において、現在でも伝統的な製造方法が受け継がれて醤油が醸造されている。その仕込みから火入れに至るまでの過程において発する醤油や麴の香りの中で人々の暮らしが続けられている。</p> <p>五感で感じられる市街地環境を記述。</p>	

2) 歴史的風致に関する計画書への記載

- ・当該箇所では、前段で整理した歴史的風致の整理表を基に下記の目次構成に従って、それぞれの歴史的風致について計画書へ記載する際の留意点を示します。
- ・文章として、書き起こす際には、取り上げる建造物等や活動が地域固有のものであり、また、それらの特徴を把握できるようにすることや、当該文章を読むことで、維持・向上すべき歴史的風致がイメージできるように記載することが重要です。そのため、特に **ii) 活動**、**iii) 市街地環境** については、その情景や具体的な様子が分かるよう記載します。この点が、一般的な市町村の上位計画とは異なる特徴です。
- ・また、整理した項目のうち、**iii) 市街地環境** については、下記の表に示した、目次構成の③**活動**又は②**建造物等**と併せて説明することが、歴史的風致について把握・イメージする上では、わかりやすくなります。そのため、計画書の目次構成としては、表の右欄に示す、4項だてで構成することを推奨します。



- ・以降では、これまでに示した内容に基づいて、上記に示した目次構成に基づく計画書への記載時の留意点を示します。
- ・まず本章において記載すべき留意点を a) 祭礼行事 の事例である「大分市：萩原のまちと祭礼にみる歴史的風致【大分市歴史的風致維持向上計画p.120～126】」を用いて、目次構成毎に解説した後に、b) ～ h) に示す風致のタイプ別に特徴的な箇所をピックアップし、解説します。

a)	祭礼行事	大分市：萩原のまちと祭礼にみる歴史的風致
b)	生活習慣・風習(水利用)	三島市：市街地のせせらぎにみる歴史的風致
c)	伝統産業（南部鉄器）	盛岡市：盛岡の伝統産業にみる歴史的風致
d)	酒造・醸造	湯浅町：醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致
e)	茶道	萩市：茶道にみる歴史的風致
f)	農産業	甲州市：ブドウ栽培にみる歴史的風致
g)	顕彰（伊能忠孝）	香取市：伊能忠敬（ちゅうけいさん）にみる歴史的風致
h)	参詣	高野町：高野参詣にみる歴史的風致

■ 当章記載時の全体解説（目次構成別）

a) 祭礼行事 大分市：萩原のまちと祭礼にみる歴史的風致

【大分市歴史的風致維持向上計画p.120～126】

① 導入・はじめに

・当該箇所では、テーマとしてとりあげた歴史的風致の全体像と概略を記載します。

【解説】

■ 建造物等や活動の概要がわかること、また記載する建造物等や活動が地域固有のものであり、それらの特徴がわかることが重要です。

■ 上記の記載を通じて、維持・向上すべき歴史的風致をイメージできるようにすることが重要です。

・歴史的風致という言葉は、④ まとめで記載するため、当該箇所の文中においては使用しないようにしてください。

・歴史的風致にはならない地域の歴史などの背景や情報は当該箇所で説明するようにしてください。ただし、背景情報の記載が長くなる場合（城下町の成立過程、祭礼の歴史的変遷など）は、その部分を独立した1項目として設ける方法もあります。

※導入部は「1. はじめに」とし、背景情報は「2. ○○城下町の成立過程」とするなど、工夫してください。

① 導入・はじめに 大分市：萩原のまちと祭礼にみる歴史的風致 p.120

・大分市では、当該箇所を読めば、歴史的風致の概要がわかるように歴史的風致全体のダイジェストになるように記載しています。

（3）萩原のまちと祭礼にみる歴史的風致

1) はじめに

大分市萩原地区は、江戸時代の岡藩主中川久盛なかがわひさもりによって今津留村より船着き場が移された際、参勤交代の出入港地（イビの口）として町が整備され、現在でも当時の町割りが現存している。その後、徳川家康の孫にあたる、越前藩67万石の藩主、松平忠直まつひらただなおの配流地として府内目付の厳しい監視のもと、4年間にわたって居館きょくあんが置かれた。元禄14年（1701）に府内藩の所領となって以降は府内に次ぐ人口を有し、商業、物流の町として発展した。そんな萩原を支えていたのが中世の頃より史料に散見できる「製塩業せいせんぎょう」であった。岡藩、府内藩においても重要な産物として、別府湾沿岸の萩原塩浜はぎはらしおはまで生産され、行商人や農民によって各地へ運ばれた。萩原の町には塩問屋しおどんやや商家しょうかが多数存在し、今もなお土蔵造りの家屋が残されている。また、明治から昭和初期にかけては稲作が盛んであり、明治32年（1899）には、灌漑用水路として明治大分水路が完成し萩原地区の東側を南から北へ流れていた。



当時の面影を偲ばせる家屋と明治末期の萩原の町並み

江戸時代の町割りが現存していることや、当時の面影をしのばせる家屋等が残されていること（現存する家屋と明治末期の町並みの写真を併せて掲載）等を記載

②歴史的風致を形成する建造物等

- ・当該箇所では、前段整理表で作成した **i) 建造物等** の内容について、計画書に書き起こす際の留意点を示します。

【解説】

■ 当該箇所で説明する建造物等が多数となる場合は、建造物等をいきなり列挙して説明し始めるのではなく、冒頭に数行でよいのでここで取り上げる建造物群の概要についてイントロ文を書くと、読み手が理解しやすくなります。

- ・例えば、お遍路などの歴史的風致のように多数の建造物によって歴史的まちなみを形成している場合、すべての巡礼箇所を挙げると数が膨大になることから、代表的な建造物を数箇所取り上げ、年代や造り、特徴などを記載してください。また、その他の関連する建造物については、表形式で名称と50年以上の歴史を有することが分かる情報（建築年等）を整理するようにしてください。

- ・ここで取り上げた建造物については、市街地環境を併せて説明するために、必ず「③活動」と連動する建造物を記載してください。

- ・また、50年未満の建造物等であっても、歴史的風致を補完するものとして、計画に記載することは可能です。

※歴史的風致との関連が薄い場合や、ある程度のボリュームをもって記載する場合、それぞれの歴史的風致の文章の最後（歴史的風致の範囲を示す図面の後）に「コラム」として記載することを推奨します。但し、コラムは原則として1ページ以内に収めるようにしてください。

②歴史的風致を形成する建造物等 大分市：萩原のまちと祭礼にみる歴史的風致 p.120

2) 建造物

はぎわらてんじんじや
萩原天神社

文亀3年(1503)に創建されたと伝えられており、慶長元年(1596)の慶長豊後地震と津波による被災の後、現在地に遷したと考えられ、祭司は萩原天神社を勧請した堤刑部左衛門が行っていた。祭神は菅原道真公で8月の第4土曜日に祭礼が執り行われている。神殿は一間社流造、拝殿は入母屋造妻入で唐破風が設けられている。屋根は銅板葺である。棟札によると明治32年(1899)の建築である。昭和57年(1982)に区画整理に伴い修理している。

ちよくじ
長久寺

堤刑部左衛門の弟にあたる堤教馬承久頼によって天文2年(1533)に創建されている。府内藩記録の各所にもその名を散見できることから、その歴史は古い。『大分市萩原 歴史・文化の検証』(平成9年(1997))によれば、現在の本堂は、近世末期に建築を開始し、明治元年(1687年)に完成している。木造入母屋造、本瓦葺である。当時境内には常行寺と呼ばれる塔頭も存在していた。

建造物の写真を掲載



萩原天神社 拝殿



長久寺 本堂

建造物の建築年は棟札による確認を記載

建造物の建築年（出典の根拠）を記載

③歴史的風致を形成する活動

- ・当該箇所では、前段の整理表で作成したii) 活動及びiii) 市街地の内容について、計画書に書き起こす際の留意点を示します。
- ・なお、iii) 市街地で整理した内容の計画書への記載は、原則として当該箇所（③活動）に反映するようにしてください。ただし、場合によっては、目次構成の② 歴史的風致を形成する建造物等と併せて記載しても問題ありません。
- ・客観的に、視覚・聴覚・嗅覚など、五感を通じてどのような活動が確認できるかを記載してください。
 - 例) ○○の様子が折々に見られる。
 - の賑やかな音がしばしば聞こえる。
 - の町並みに、○○の香りが時折漂う。
- ・心理的・主観的な解釈にあたる表現は使用しないでください。
 - 例) ×意気込みが感じられる。
 - ×○○の思いが湧き上がってくる。

【解説】

■ 活動の説明が長くなる場合は、いきなり説明を書き始めるのではなく、冒頭に数行でよいので、ここで取り上げる活動の概要についてイントロ文を書くと、読み手が理解しやすくなります。

• 計画書への表現方法としては、写真や図等を用いることが効果的です。また、文章の横に図や写真を配置するようにしてください（文章のみ、写真・図のみというページ構成にはならないように注意してください）。

• 活動の歴史・変遷と現在の活動内容の記載量のバランスに留意してください。

③ 歴史的風致を形成する活動 大分市：萩原のまちと祭礼にみる歴史的風致 p.121～p.126

活動が50年以上の歴史を有する資料（出典根拠）の名称や記載内容を掲載

根拠となる文献の写真を掲載

3) 活動

3) -1 萩原天神社の御祭礼

現在、萩原天神社の御祭礼は8月25日に近い第4土曜日に執り行われている。

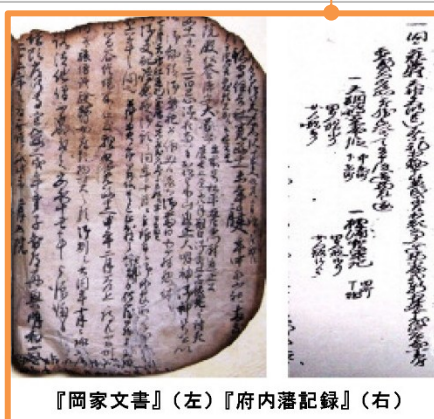
御祭礼の歴史については、萩原村庄屋『岡家文書』によると「宝暦3年(1753)に府内藩に造物を用いた御祭礼の開始を届け出た」と記されている。御祭礼の様子は、『府内藩記録』(享和2年(1802))や『社寺録』(明治6年(1872))等にも散見する事ができ、明治初期までは各町内が趣向を凝らした造物を製作し、町の各所や神社境内に展示していたことが見てとれる。また、地域行事の際には、渡り拍子(祭囃子)が演奏されていたことも記されている。現在、御祭礼の形式は御神体を乗せた御神輿が氏子町内を回り御旅所へ渡御を行ったあと、長久寺周辺を通り、萩原天神社へ還御する神幸祭及び曳山の巡行へと移行しているが、曳山の舞台、神社の人形家では人形の展示が行われており、当時の形式が受け継がれている。

近代になると造物は神社の境内に常設された展示場所に展示されている。近世においては、「造物小屋」の呼称で統一されていたが、『神社編纂』(明治20年(1887))によると、近代では「人形小屋」となっている。現在の人形小屋は昭和62年(1987)8月20日に完成したものである。明治から昭和の地図には萩原内に数軒の人形屋が確認される。

人形には町内会が祭礼時に祈念する内容と関連性のある題材が選ばれる。平成30年(2018)新町西町内会では「平成30年7月豪雨」からの復興を祈念し、被災地一帯に所縁のある毛利元就が選ばれた。配布された手ぬぐいも広島を意識した「鯉」の意匠であった。

御祭礼当日、萩原の全町内の中から当番町が「座前」として、神社や神主、宮総代の世話役をする習慣が残っており、かつては東大分村より神饌料が渡されていた。当番町は年番制である。近世の御祭礼では見ることが出来ない習慣であり、全町内で山車の巡行を行うようになったのは、近代以降の習慣ではないかと考えられる。

現在の御祭礼の習慣が始まった時期を考察する資料を掲載

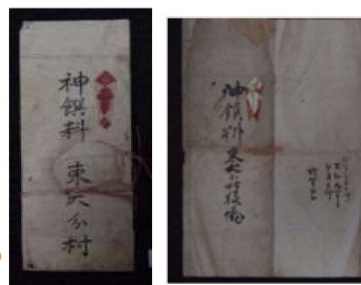


『岡家文書』(左)『府内藩記録』(右)



境内の人形家と山車に飾られた人形

御祭礼の活動が建造物等で登場した建造物と一体となって行われていることを説明



東大分村より座前に渡された神饌料

読み手が理解しやすくなるように、行事の内容ごとに小見出しをつけて説明

運営組織の変遷について過去の運営状況の根拠資料や現在の運営町名を示し、説明

【祭礼行事の運営組織】

萩原には当時の町割りがそのまま残されている。祭礼行事においても、この町割りを基に運営が行われている。

『府内藩記録』(享和2年(1802))によると、近世の造物行事においては2町合同で1つの出し物を出していた事が読み取れるが曳山行事への移行とともに1町ごとの運営となっている。

各運営町名

浦町	堺町	上西町	下西町	上本町
中本町	下本町	上東町	中東町	下東町
新町西	新町東	田町	丁島	住吉町

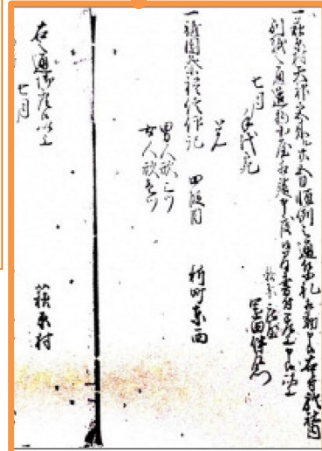
住吉町、堺町は通称町名、その他町名は小字名

【曳山行事の移行】

『神社慣例』(明治30年(1897))によると、天明年間、「萩原はしばしばの大火に見舞われ多くの被害を受けた。復興を祈念する気持ちから藩侯の許しを得、村内十三ヶ所に見立て細工を飾り、人形山車四台を参拝する」と記されており、近世における曳山行事の存在をうかがうことができるが、他の近世～近代初期の史料には人形山車の存在は一切記されておらず、造物の記



拝殿横の人形家での展示



『府内藩記録』2町名



新町西町内会所有の人形山車

述しかない。天明2年(1782)から20年後、享和2年(1802)の御祭礼の記録にも造物としか記されていない。おそらく、この史料が記された明治30年頃、萩原においてはこのような伝承が伝わっており、通説となっていたのではないかと考えられるため、近代以降の形式であるといえる。



昭和30年代の様子

昭和30年代の様子

昭和30年代の様子

現在の様子

現在の様子

現在の様子

曳山行事の様子

活動が50年以上前(昭和30年代)と変わらず、現在も継続していることを示す写真を掲載

【お囃子】

『府内藩記録』(天保12年(1841))によると萩原地区では近世の頃より地域行事の際には渡り拍子(祭囃子)が演奏されていたことが見て取れる。現在、山車を所有する萩原近隣の地区全てに同一の「渡り拍子」(節回しや叩き方などは地域性がある)が存在している。

使用される楽器は大締太鼓、附締太鼓、篠笛である。曲目は巡行中に演奏する「渡り拍子」と御神輿が還御したあとにしか演奏されない「ハネ」の2曲が存在する。



左から大締太鼓(3尺~3.5尺)・附締太鼓・篠笛(七穴六本調子)

チキリンに使用されていた楽器類 鉦・太鼓(下東町所有の明治期製作の太鼓)

お囃子が行われる地域の範囲や、お囃子の種類、使用される楽器など、五感に触れる内容を記載

【渡り拍子】

巡行中、道中で演奏されるのが「渡り拍子」である。力強くリズムカルな曲調で巡行に華を添えている。大締太鼓の奏者が単独で「打ち込み」を行い、お囃子演奏の開始を皆に知らせる。その合図を受け篠笛の奏者が単独で吹き出しを行う。吹き出しが終わると周囲の者の「ソーレ」の掛け声とともに全員が一斉に演奏を開始する。その後、1小節ごとに歯切れの良い掛け声が入る。曲が1周するとまた初めからの繰り返しとなる。



巡行中の渡り拍子演奏の様子

お囃子について、巡行時の様子が読み手に伝わるよう、「渡り拍子」、「ハネ」という祭礼の儀式で変化する音楽の内容にまで触れて記載

【ハネ】

神輿が御着きになったら「渡り拍子」は打ち止めとなる。萩原天神社から山車を格納庫へ仕舞うまで演奏されるのが「ハネ」である。演奏の手順は渡り拍子と同じである。

祭礼当日の様子が臨場感を持って読者に伝わるよう、祭礼の特徴(神輿と山車の応戦する様等)を詳しく記載

当該祭礼が50年以上継続している活動であり、かつ祭礼の賑やかさや臨場感を伝えるために昭和期の写真を掲載

【宮入】

祭礼当日、各町より山車が神社前に集合する。神事のあと、振鈴を振り大きな音を鳴らす氏子の方々を先頭に神輿が出立する。それにつづいて山車が萩原の古いまちなみを巡行する。

御神体を乗せた御神輿は、氏子町内を回り御旅所へ渡御を行った後、萩原天神社へ還御する。御神幸を終えた神輿が宮入りをする際には、全町内の若者(山車組)が鳥居の前に立ちふさがり、御神輿の宮入を全力で阻止する。御神輿が宮入り、御神体が還御した時点で御祭礼は終了となるため、少しでも長く押合いを繰り広げ御神輿の宮入を遅らせる。



昭和期の宮入りの様子(拝殿前)

【その他当該箇所における記載時の留意点】

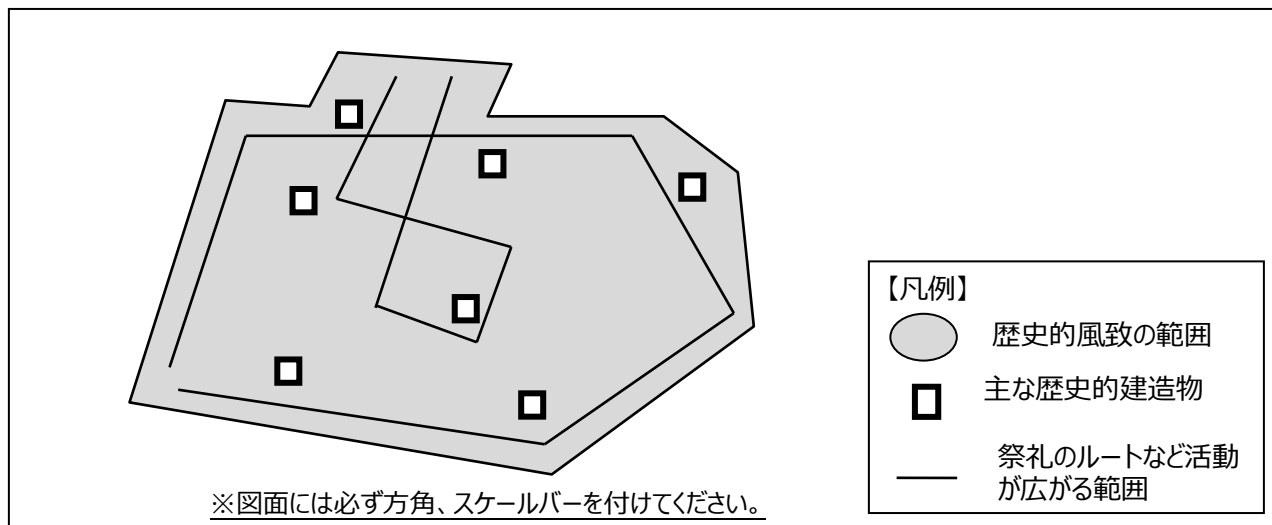
- 歴史的風致の範囲が適切であることが、文中から読み取れるように記載してください。
- 活動が広域的に広がっている場合（市内の神社ごとに同趣旨の祭礼が行われる等）、代表的なものを数箇所説明したうえで、関連するエリアを歴史的風致として設定することも可能です。ただし、関連する歴史上価値の高い建造物と活動については、所定の歴史を有することを表形式等でまとめて記載してください。
- また、20年未満の活動であっても、歴史的風致を補完するものとして、計画に記載することは可能です。
 - ※主従が逆転しないように、歴史的風致と比較して簡潔な内容とすることに留意してください。（活動内容の最後に、数行程度で触れるイメージです。）
 - ※歴史的風致との関連が薄い場合や、ある程度のボリュームをもって記載する場合、それぞれの歴史的風致の文章の最後（歴史的風致の範囲を示す図面の後）に「コラム」として記載することを推奨します。但し、コラムは原則として1ページ以内に収めるようにしてください。☞【事例：三島市 p45】
- 複数の歴史的風致が密接な関係を持つ場合は、それらをまとめて1つの歴史的風致とすることも可能です。この場合、便宜的に前者を「小風致」、後者を「大風致」とよびます。
 - ※小風致ごとに建造物、活動、市街地環境を記載することも可能ですが、記載に重複感が出ないように（特に建造物が重複するケースが多くあります）に、適宜構成を工夫してください。この場合、小風致ごとに、関連する歴史的建造物や活動の範囲、これらにより形成される歴史的風致の範囲を図示した地図を挿入してください。
 - ☞【事例：盛岡市 p46】

④まとめ

- 当該箇所では、①～③で取り上げた内容を踏まえ、歴史上価値の高い建造物が存在し、その周辺に一体となって歴史的風致を形成する建造物や、地形、植生、水系等の特定の場所性を感じさせる風致が形成され、住民等の生活や生業のよりどころとなっている伝統的な工芸品、酒造等の産業、年中行事や祭り等の風俗慣習といった時代を超えて伝承されてきた、無形の伝統的要素が関連性を持ちつつ、当該地域の歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な環境を具現している地域であり、歴史的風致が形成されていることが分かるよう記載してください。
- 歴史的風致のイメージを具現する写真や風景をイメージし、それを我がマチの誇り・魅力として地域住民以外の方々にも分かりやすく伝えるためにはどのように記載すべきかを念頭に、歴史的風致を描写してください。

【解説】

- ・建造物等と活動の広がりをおおまかに踏まえ、歴史的風致の範囲を図示するなどし、わかりやすく表現してください。



- ・図面を作成する際には以下のことに留意してください。

■ 図面には方角、スケールバーをつけてください。

■ 末尾に歴史的風致の範囲を地図中に図示してください。

- ・歴史的風致の範囲は、重点区域ほど厳密性は求めませんが、歴史的風致を形成する建造物等、活動、周辺市街地として記載された内容から、なぜその範囲に歴史的風致が形成されていると言えるのかを説明できるようにしてください。地図中に関連する建造物、活動の範囲を図示し、それがわかるようにしてください。また、機械的に円や楕円で範囲を設定することは不可とします。

- ・範囲の設定事例としては、祭礼（神輿の渡御、山車の巡航）のルートなど活動の広がる範囲のほか、関連する建造物の集積が見られる範囲、活動主体である自治会や氏子の範囲などをもとに設定する場合があります。

■ 上記地図中に表示させる建造物は、原則として当該歴史的風致の「②歴史的風致を形成する建造物」や「③歴史的風致を形成する活動」に登場するものに限ります。

※当該歴史的風致と関連性がなく、単にエリア内に存在している歴史的建造物の表示は避けてください。ただし、ルートの表記上、単にエリア内に存在している歴史的建造物の表示が必要な場合には、当該歴史的風致に登場する建造物と、そうでないものを区別できるように表示してください。

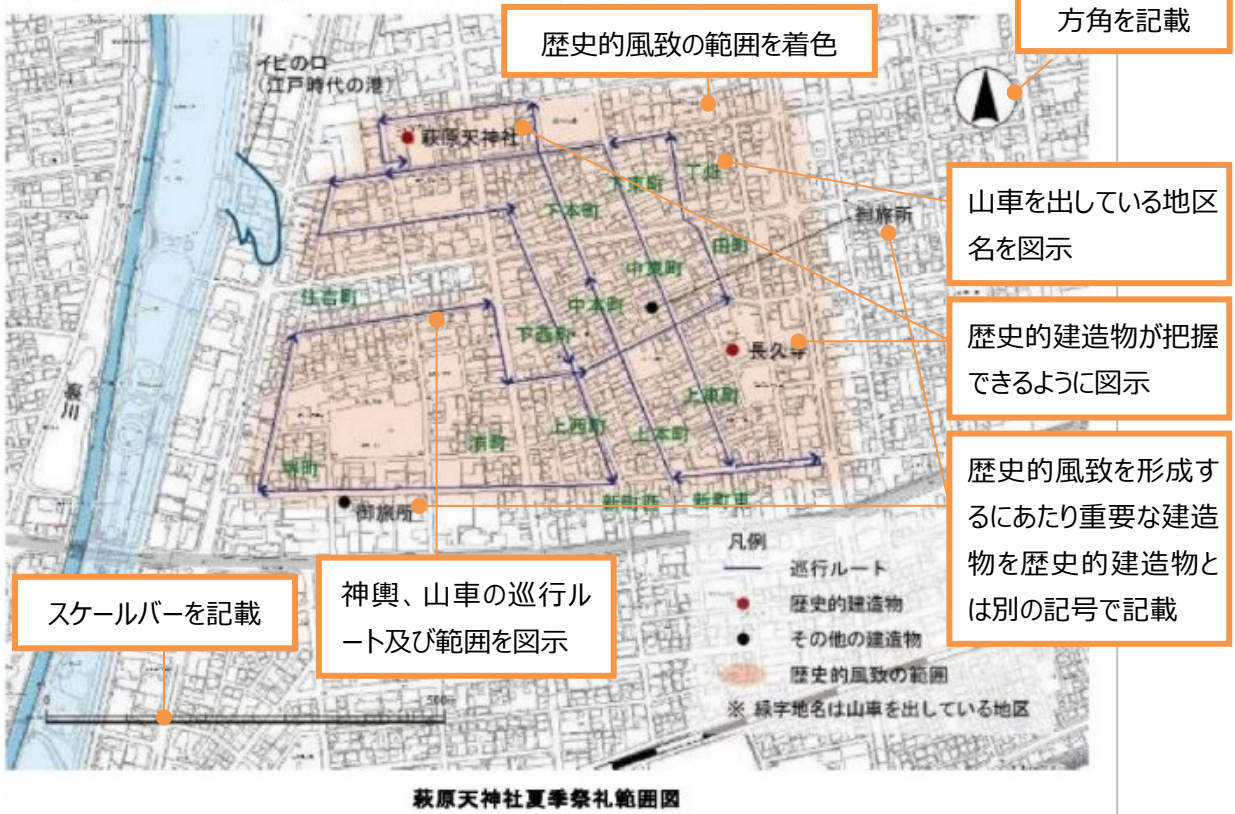
④まとめ 大分市：萩原のまちと祭りにみる歴史的風致 p.126

4) まとめ

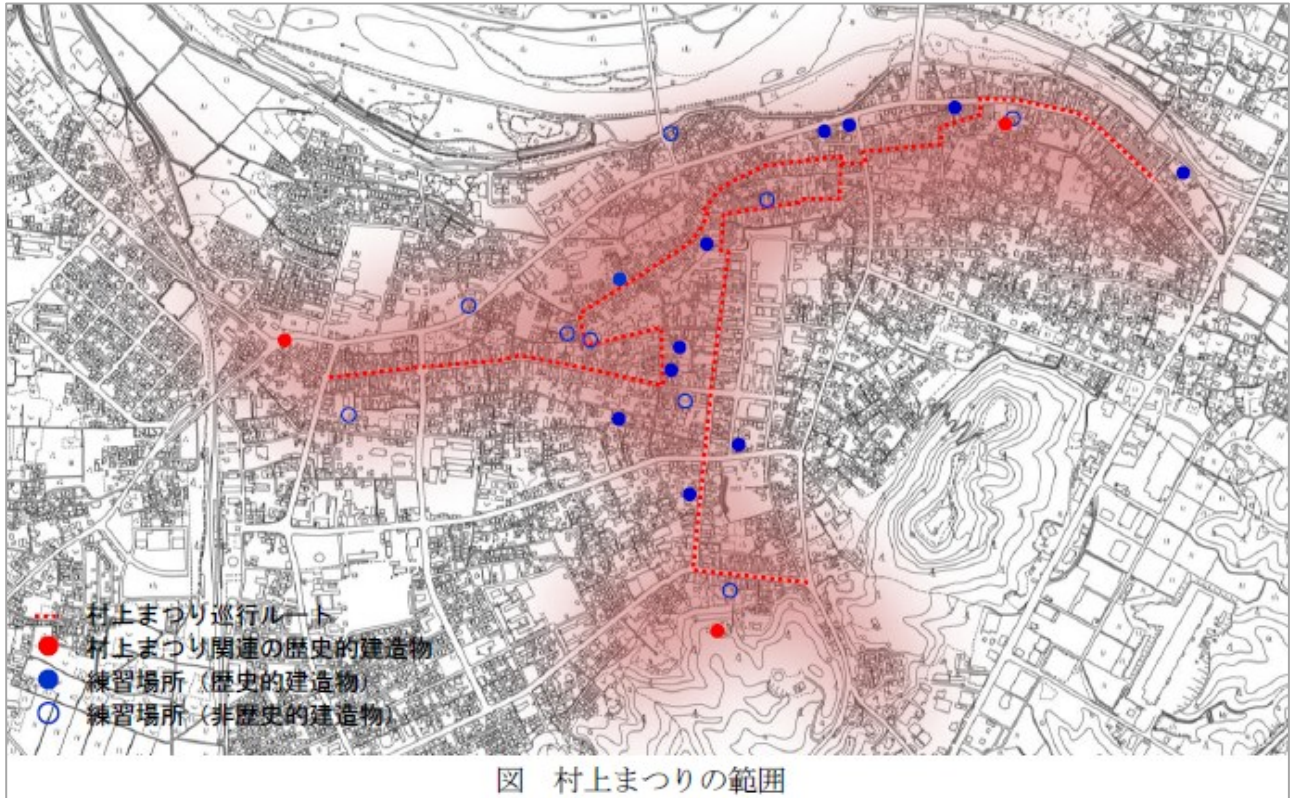
萩原地区は戦後に区画整理が進んだが、江戸時代からの町場には古い町割りが残され、古い土蔵造りの家数件がいまも現存している。

こうした景観の残るまちなみを神輿とともに、萩原の伝統である豪華な人形山車が巡行する祭りの形が、現在も子供から高齢者まで幅広い世代が参加しながら維持されており、まちなみと祭礼行事が密接に結びついた歴史的風致となっている。

写真：使用した古写真は当時、津田稔氏撮影によるもの。山車写真等は高山晴彦氏提供によるもの。史料：『府内藩記録』『岡良一氏所蔵文書』『神社慣例明治三十年調』『神社編纂明治二十年』『社寺録明治六年』引用：堤 亮介（2016）『大分市萩原、歴史・文化の検証-近世～近代を中心に』地域史料叢14 花書院



【事例 村上市（村上市歴史的風致維持向上計画 p66参照）】



重点区域と異なり、歴史的風致の範囲は境界を厳密に線で区切る必要はなく、ぼやかすことも可能

■ 特徴的な歴史的風致タイプごとの解説（ピックアップ事例）

b) 生活習慣・風習(水利用) 三島市：市街地のせせらぎにみる歴史的風致

【三島市歴史的風致維持向上計画p.85～92】

- ・三島市の「歴まち計画」では、生活習慣・風習(水利用)を市街地のせせらぎにみる歴史的風致として、位置づけています。
- ・当該箇所では、当該歴史的風致を形成する上で特徴的な以下の3点の記載内容について解説します。
 - ・建造物等：カワバタ
 - ・活動：カワバタを利用する生活、水をめぐる市民活動
 - ・コラム：水をめぐる市民活動及び当該歴史的風致を補完する内容

● 歴史的風致を形成する建造物等

カワバタ

- ・カワバタは人の手が入った工作物であることから、歴史的風致を形成する建造物等として位置づけられています。

③ カワバタ

三島市街地の川沿いの家では、岸边に張り出したカワバタ（川端）を備えていた。カワバタとは水道が普及する以前、川の水を用いて水仕事をする際に使用された施設場である。昭和23年（1948）までは上水道はわずかしかなく、多くの家庭ではすべての生活用水に、川や井戸などの湧水を使用していた。

夏、食べ物が腐りやすい季節には、カワバタの杭にフネ（ブリキなどでできた川に浮かべる食料保存箱）を結びつけ、水面に浮かべておいた。フネはいわば天然の冷蔵庫であり、人々の生活に根ざした用具であった。

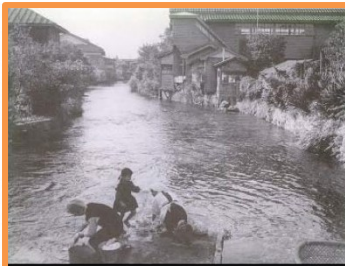


写真 源兵衛川の共同カワバタでの洗濯（昭和30年代）



写真 桜川のカワバタ

カワバタが50年以上前から使用されていたことを、古写真等を用いて、明示・記載

● 歴史的風致を形成する活動

カワバタを利用する生活

(2) 市街地のせせらぎにみる活動

① カワバタを利用する生活

水の豊かな町に暮らす三島の人々は、カワバタを利用して、風呂の水くみ、野菜洗い、衣類の洗濯などをしてきた。なかには屋敷内に水を引き込み、庭先や台所にまで私設水路を回している家もあった。水辺から離れた家のためには、共同で洗い場として利用するカワバタもあり、近世の長屋で見られた、いわゆる「井戸端」のように地域の人たちの交流の場所ともなっていた。

カワバタは現在、蓮沼川、源兵衛川、御殿川、桜川に26ヶ所残っている。今では川の水を炊事や洗濯、風呂水に利用することはなくなったが、庭の花木や道路への水撒き作業などに利用されている。また、川の清掃活動をする人たちや水遊びをする子どもたちが進入口として利用し、散歩で通り掛かった人はそこに立ち、川



写真 源兵衛川のカワバタ



写真 御殿川で庭への撒き水に利用されるカワバタ

の流れに揺れるミシマバイカモや川を泳ぐカルガモなどの野鳥の様子を楽しそうに眺めている。そのほか、桜川のカワバタは七月盆に行われる灯籠流しの出流点としても利用されている（詳細は②に記述）。

現在のカワバタの状況（残存状況）や利用状況等を、写真とともに記載

水をめぐる市民活動

③ 水をめぐる市民活動

市立公園楽寿園の小浜池は富士山の伏流水の湧出により形成されている。この小浜池を水源とする源兵衛川は、上流は自然河川であり下流は灌漑用水路として利用されてきた。昭和30年代まで豊富だった水量は、周辺部の都市化や企業の水の汲み上げなどにより湧水量が減少し、昭和37年（1962）には小浜池の湧水が枯渇したことにより、小浜池を水源とする源兵衛川も枯渇しドブ川と化した。農業用水としても利用できない状況となった。

昭和39年（1964）には、地下水を利用したコンビナート建設を阻止する反対運動が市民一丸となって行われ、これらの出来事により水と環境の大事さへの市民意識が高まり、河川流域の住民や下流域中郷地区の農家などによって、定期的に行われるようになったのが清掃活動の始まりである。

昭和56年（1981）からは、毎年5月第2日曜日に「三島の川をきれいにする奉仕活動」が行われ、流域自治会や企業・各種団体が参加する清掃活動として定例化され、川底のゴミや雑草の除去などの清掃作業が実施されてきた。

その後、平成2年（1990）に着手した源兵衛川親水公園事業や平成4年（1992）から行われている地元企業の冷却水放流を契機に、住民・



写真 河川の清掃活動

当該活動の変遷について記載（コンビナート建設の反対運動→清掃活動）

当該活動の内容について、活動内容や活動の時期、参加者等を記載し、活動内容の写真を併せて掲載

企業・行政の連携による三島の水環境の保護・保全に取り組んでいる。

●コラム

・また、「せせらぎにみる歴史的風致」を補完する内容として、市民に親しまれている「菰池」や「三島の染物業」について、コラムとして取り上げ、半頁程度でその概要を紹介しています。

三島市歴史的風致維持向上計画 第2章-3

《コラム》菰池

菰池は JR 三島駅南口から東へ約 300mの場所に位置し、現在はこの池を中心とした菰池公園として整備されている。カワセミなどの姿も見られる市民に親しまれている公園で、三島を流れる桜川の源泉である。整備前のこの一帯は、真菰が多く自生する湿地帯であり、菰池と名付けられた。

また菰池の西側に鏡池がある。水量が豊富だった江戸時代に三嶋大社の参詣者はまずここに立ち寄り自分の姿を池に映し身なりを正し清めたといい、これが鏡池の名称の由来となっている。現在、鏡池は冬季には枯渇しているが、市民の手により整備され手入れがなされている。ここにある「鏡池横臥溶岩樹型」は、平成 26 年（2014）10 月に市の天然記念物として指定された。これは約 1 万年前の富士山の噴火によって形成されたもので、流れてきた溶岩が樹木を取り込み、樹幹部と接した溶岩が急冷されることにより樹幹の型を残したものである。



写真 菰池



写真 市指定文化財 鏡池横臥溶岩樹型

公園として整備された背景や菰池に隣接する鏡池の成り立ちなどについて写真を用いて簡潔に記載

《コラム》三島の染物業

三島市内の河川のせせらぎを利用した製造業として染物業がある。染物業は水が要であり、年間を通しての水温は 15℃ほどと一定で、夏は冷たく冬は温かいという三島市内を流れる川の水の特性は、染物に適している。木綿、麻などの型付けをした布を川に浸しておくと、川の流れてきれいに晒される。

最盛期の昭和 2 年（1927）頃の三島には、染物屋が 22 軒あり、現在は 2 軒残っている。

染物作業は、庭先でハケを使って引き染めをし、布を鮮やかな色で染める。そして、店の裏を流れる川で糊を落とす。染物屋のこの作業風景は、水がきれいで豊かであることを象徴する姿であるともいえる。



写真 染物屋作業場から直接に樹川へ繋がるカワバケ



写真 白抜きにしたい部分（文字）に糊置きをした後、刷毛で引き染めをする

染物業が河川を利用した製造業として成立してきた背景、染物の工程、現在の活動状況等を写真も掲載し、簡潔に記載

c) 伝統産業(南部鉄器) 盛岡市：盛岡の伝統産業にみる歴史的風致

【盛岡市歴史的風致維持向上計画p.161～176】

- ・盛岡市の「歴まち計画」では、伝統産業について盛岡の伝統産業にみる歴史的風致として位置づけています。
- ・当該箇所では、当該歴史的風致を形成する上で特徴的な以下の3点について解説します。
 - ・導入・はじめに：盛岡の伝統産業にみる歴史的風致の体系 (大風致、小風致の位置づけ p41参照)
 - ・建造物等、活動：南部鉄器に見る歴史的風致
 - ・まとめ

●導入・はじめに

・盛岡市では、3つの産業（南部鉄器、わんこそば、酒造り ⇒ 小風致）を「伝統産業 ⇒ 大風致」を構成する要素として取りあげています。地域で営まれている様々な産業を伝統産業として束ねて歴史的風致として位置づけることで、一つの産業（例えば酒造り）の営みが難しくなっても風致としての位置づけは継続されることが可能となります。

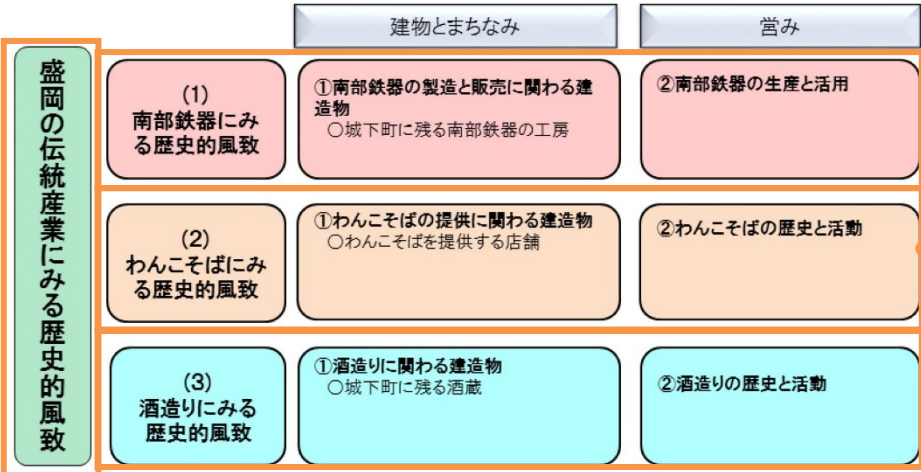
はじめに

盛岡では、城下町建設の進展とともに、武士や多くの町人が暮らすようになった。新しいまちづくりとともに急増する人口に対応するため、藩の税収確保と安定的な食料供給が必要となったことから、新田開発など耕地の拡大を進める必要があった。それには、城下町の雫石川対岸に位置する平野部を広く水田化する必要があったことから、鹿妻穴堰や新堰といった灌漑施設が整備され、広い範囲が水田と変化していった。それ以降、太田、本宮地域から永井、飯岡地域には耕地が広がり、城下町に暮らす人々に米や野菜などを提供する地区として発展していった。そして、これらの地域や山間の集落で生産された作物を使って、豆腐やせんべい・餅・団子等を製造販売されるようになり、特に身近な食材である「そば」を楽しみながら食べる「わんこそば」は、盛岡の名物として市民や観光客に親しまれている。

また、城下町内で湧き出る良質な地下水を利用した酒造も営まれ、全国の酒蔵で活躍している南部杜氏(※)の手により、おいしい酒造りが続けられている。

さらに、盛岡藩内の鉄や木炭等の原材料を活用して製造された「南部鉄器」は、藩の御用職人として、小泉家(現御釜屋)、鈴木家(現鈴木盛久工房)、鈴木家(現鈴木主善堂)、有坂家、藤田家(鍋善)らが江戸初期から活躍し、江戸時代中期には小泉仁左衛門の考案により「南部鉄瓶」が発明されるなど、藩の誇る名産品として発展したもので、改良を重ねながら現在に継承されている。

- 小風致（わんこそば）の概要を説明
- 小風致（酒造り）の概要を説明
- 小風致（南部鉄器）の概要を説明



大風致（伝統産業）を3つの小風致（南部鉄器、わんこそば、酒造り）で構成していることを、体系図で整理

盛岡の伝統産業にみる歴史的風致の体系図

● 歴史的風致を形成する建造物等

城下町に残る南部鉄器工房

(1) 南部鉄器に見る歴史的風致

① 南部鉄器の製造と販売に関わる建造物

【城下町に残る南部鉄器の工房】

ア 鈴木盛久工房

寛永2年(1625)、鈴木越前守縫殿家綱が盛岡藩の御用鋳物師として甲州(山梨県)から召し抱えられたことに始まるもので、「盛久」を名乗るようになったのは、明治維新直後に工房を引き継いだ12代目鈴木繁吉の代からである。

この工房は、当初、肴町に所在しており、梵鐘や仏具、鉄砲などを製造するとともに、鉄瓶や茶の湯釜、香炉や花瓶など、さまざまな商品の製造を行っていたが、明治17年(1884)11月の河南地区の火災により店舗と工房が全焼。明治18年(1885)に現在地に移転、新築され現在に至っている。

現在の建物は、木造一部2階建てで若干手が増えられているが、建築当初の雰囲気が残されており、通り沿いは商品を販売する店舗、敷地の奥には屋根に煙出しの付く工房が設けられている。



鈴木盛久工房

歴史的風致の要素(建造物)である南部鉄器の工房について、建築年を明示し、写真も併せて掲載

● 歴史的風致を形成する活動

南部鉄器の生産と活動

- ・計画書においては、南部鉄器の製造の歴史について、盛岡藩において茶道文化が発展したことに伴い、盛んとなったことやその製造方法等について記載しています。その後、以下のような活動を通じて、南部鉄器は盛岡の地場産業として営みを形成してきたことを計画書には記載しています(計画書p163~p164)。

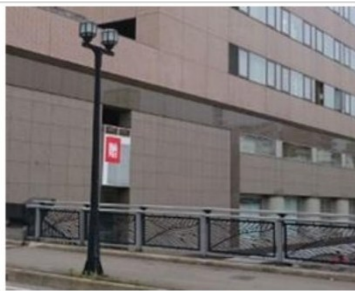
時期	取組内容
明治41年(1908)	・皇太子時代の大正天皇が東北御巡幸の際に、岩手県において鉄瓶と釜の製作状況をご覧なるとなり、宿舎となった南部家邸内に大きい鋳金工場を急設。8代小泉仁左衛門が鉄瓶や茶の湯窯をつくり、工程を解説。このことが関東・東北の新聞に掲載され、南部鉄瓶の評価が高まった。
大正時代	・南部利淳伯爵により、南部邸内に「南部鋳金研究所」が創設され、東京美術学校出身の松橋宗明を呼び寄せ、技術の工場を推し進めた。
昭和初期(戦中)	・戦争が始まると鉄器の微用や生産制限に加え、工人の軍需微用各工房は大きな打撃を受けた。多くの南部鉄器生産が閉鎖されるも、小泉、有坂、鈴木、金澤の4名が商工省へ陳情等による復活活動を実施し、技術保存として16名が1人1年20個以内と制限で南部鉄器の製造が許可された。さらに、製造を許可された工人を保護するために、南部俊英伯爵、二見直三盛岡市長、米内光政らの手により、南部鉄瓶技術保存会が結成された。
昭和20年以降(戦後)	・職人が激減したことや原材料の供給が困難であったため、生産力はなかなか回復しなかったが日展など展示会の出展や生活必需品からブックエンド、灰皿、置物といった嗜好品の種類を増やすなど、全国的に名を知られるように工夫し、製造・販売に力をいれてきた。

終戦直後も、職人が激減したことや原材料の供給が困難であったことなどから生産力はなかなか回復しなかったが、中央の百貨店で個展を開催したほか、日展など展示会への出品を行った。

また、生活必需品からブックエンド、灰皿、置物などといった嗜好品の種類を増やすなど、全国的に名を知られるよう工夫し、製造・販売にも力を入れてきた。

これまでは、鉄瓶や鍋といった調理器具などの日用雑貨が主力商品であったが、近年は、街路灯や公園のベンチ、観光案内所のサインやオブジェ等も多く生産、設置されているほか、家庭の軒に吊るされた風鈴の涼しい音色が、盛岡らしい景観の創出に寄与している。

かつて南部鉄器は、現在の着町や南大通一丁目を中心とした地区の一角で生産・販売されていたが、ほとんどが建物の老朽化や需要の拡大に伴う工場設置などにより郊外に移転、中心市街地で店舗及び工房を構えているところは少なくなっている。



街路灯



観光案内所サイン

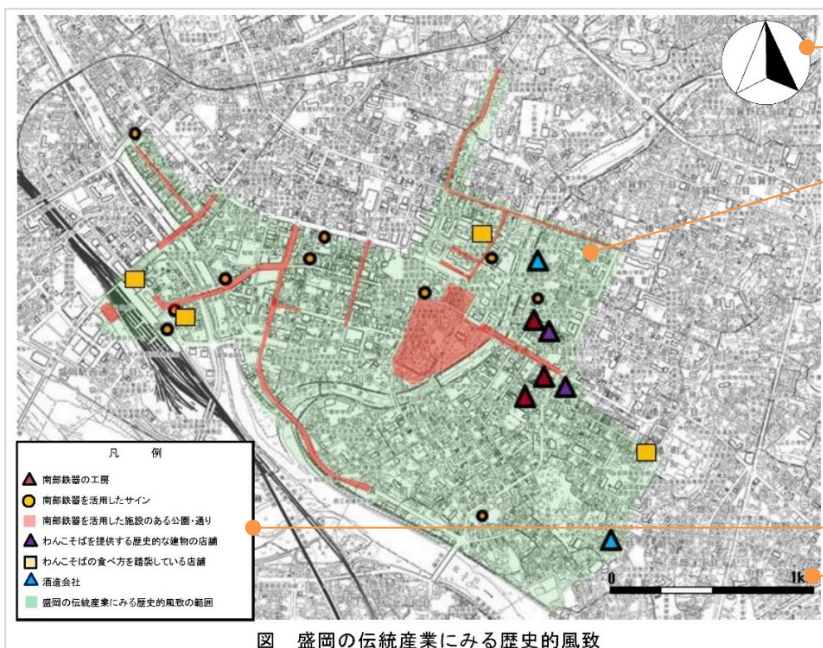
近年は、街路灯や公園のベンチ、観光案内所など市街地のサインやオブジェを生産、設置することで南部鉄器が市街地の景観の創出に寄与していることを写真と併せて記載

●まとめ

・南部鉄器、わんこそば、酒造り（小風致）の内容をとりまとめ、盛岡の伝統産業（大風致）に関わる歴史的建造物や工作物とその環境を生活の営みとして取り入れ、さらにその景観の中で訪れた人々にも伝統的に作られている工芸品や食品を堪能してもらおうとするおもてなしの心と活動を併せて歴史的風致として位置づけています。

・以下に、当該歴史的風致の範囲図を作成する際の留意点を示します。

- 1) スケールバー、方位が記載されています。
- 2) それぞれの小風致（南部鉄器、わんこそば、酒造り）に関わる歴史的建造物や店舗を図示しています。
- 3) 上記に示した構成要素が重なり合ったエリアを伝統産業にみる歴史的風致（大風致）の範囲として位置づけています。



歴史的風致の範囲を着色

スケールバー、方位を記載

伝統産業（南部鉄器、わんこそば、酒造り）に関わる歴史的建造物や店舗を図示

南部鉄器を活用したサインや、施設のある公園・通りを図示

d) 酒造・醸造

湯浅町：醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致【湯浅町歴史的風致維持向上計画p.58～65】

- ・湯浅町の「歴まち計画」では、市街地で営まれている醸造業について、醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致として位置づけています。
- ・当該箇所では、当該歴史的風致を形成する上で特徴的な以下の2点について解説します。
 - ・活動及び建造物等：醤油醸造の歴史及び戸津井家
 - ・まとめ

●歴史的風致を形成する活動及び建造物等

- ・醤油活動の営みについて、歴史を踏まえて活動内容を記載するとともに、醤油醸造が営まれている業者の建造物が歴史的風致を形成する建造物等として位置づけ、記載しています。

醤油醸造の歴史

湯浅の醤油の名声は、江戸時代に入りますますます広まりをみせる。湯浅や南隣の広村の醤油醸造業者は、遠く上総（現在の千葉県中部）での製造をはじめ、関東に販路を拡大していった。

この背景には、紀州藩の特別の保護がある。醸造家各戸に「御仕入醤油屋」と書いた標札を掲げ、壺型の看板を掛けるようにさせて、運送船には⊕の徽章を染め抜いた旗を掲げ御用船同様の特権を与えた。また代金等の不払いに対しては、租税不納者と同様の取扱いで徴収させた。『湯浅醤油沿革史』によると、文化年間（1804～18）には湯浅地方の醤油業者は92名を数えた。

明治に入って、紀州藩の保護が解かれたことにより、輸送や取引、代金回収等、様々な変化を迫られ、全国の産地との市場競争に飲まれていくことになる。明治4年（1871）の湯浅の醤油業者の数は20数軒にまで落ち込んだ。

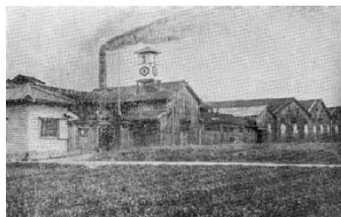
この危機に際し、湯浅の醤油業者たちは、明治20年（1899）頃から海外への輸出を開始する。明治32年（1911）には湯浅醤油同業者組合を結成、また大正11年（1922）には3名の醤油業者が湯浅醤油株式会社を設立する等、品質の向上や販路の開拓に力を注ぐものの、近代化の波に乗り遅れた感に否めず、早くに企業化した他の産地との競争に敗れ、戦後の不況も重なって、昭和31年（1956）には、湯浅醤油株式会社も廃業した。

しかしながら、現在でも、湯浅町内には6店舗の醤油業者がある。重要伝統的建造物群保存地区内の北町で文化年間

（1804～18）より醤油醸造業を営む戸津井醤油醸造場（戸津井家）もその一つで、現在も昭和11年（1936）建築の主屋を店舗としている。主屋の西隣には通りに面して樽蔵が建ち、重要伝統的建造物群保存地区の歴史的景観を構成する重要な建造物である。



幕末～明治期の醸造家の分布



湯浅醤油株式会社

当該地区の醤油醸造の歴史を示す資料を示し、内容を記載

併せて、幕末から明治にかけての醸造家の分布図を掲載

現在も醤油業を営む店舗について記載

主屋は昭和11年建築と記載

明治時代の写真と現在の写真を掲載し、建造物の一部は50年以上を有することを明示



明治43年（1910）頃の戸津井家



現在の戸津井家主屋と穀蔵

●まとめ

- ・これまでの内容をとりまとめ、醤油醸造業に関連する建造物が形成する歴史的まちなみと、その中で営まれる生業と活動を併せて歴史的風致として位置づけています。
- ・以下に、当該歴史的風致の範囲図を作成する際の留意点を示します。
 - 1) 歴史的建造物を図示しています。
 - 2) 歴史的建造物で伝統産業を行っている醸造家の分布を図示しています。
 - 3) 伝統的建造物群保存地区を図示しています。
 - 4) 上記に示した構成要素が重なり合ったエリアを歴史的風致の範囲として位置付けています。

近世から近代にかけて醤油醸造業を中心とする産業で栄えた古くからの市街地の一帯には、「通り」と「小路」で構成される特徴的な地割りと、白漆喰塗りに板張りの醤油蔵や、虫籠窓、格子、幕板といった伝統的な意匠が見られる醤油醸造家の主屋など、醸造の歴史を今に伝える歴史的建造物が数多く残されている。その町並みを歩き、重厚な本瓦葺の屋根を見上げると、煙突からは釜で生醤油を焚きあげる煙が立ち昇り、台車に載せられて運ばれる醤油ビンがこすれあう音が通りに響く。港町や熊野古道の往来で賑わった醤油醸造町という湯浅固有の歴史が造り上げてきた市街地には、醤油や麴の香りが潮風に乗って漂い、そんなかけがえのないまちを住民たちは自らの手で守ってきた。

醤油醸造町として全国で初めて重要伝統的建造物群保存地区に選定された湯浅の町並みは、その歴史ある伝統産業が現在も継承されていることが高く評価された。「醸造の香りに生きる町」とは、公募により選ばれた湯浅伝統的建造物群保存地区のキャッチフレーズである。伝統的な町並みが残る市街地において今もなお醤油や金山寺味噌が作られ、その芳香の中で人々の暮らしが続けられていく様子を表している。日本の食文化を語る上で外すことのできない我々日本人の味覚の根幹といえる醤油の伝統と文化は、この町で暮らす人々の強い思いとともに受け継がれている。



湯浅伝統的建造物群保存地区の町並

醸造にかかる歴史的建造物で構成されているまちなみにおいて、建物の煙突から醤油を焚き上げる煙が立ちのぼり、醤油や麴の香りが漂う範囲を歴史的風致の範囲として指定



醤油・金山寺味噌醸造に薰る歴史的風致の範囲

歴史的風致の範囲を記載

伝統的建造物が把握できるように図示

伝統的建造物の中で地域の産業（醤油・味噌）に関わる建造物を別の表記で図示

e) 茶道

萩市：茶道にみる歴史的風致【萩市歴史的風致維持向上計画p.95～101】

- ・萩市の「歴まち計画」では、市内における伝統的な文化活動として受け継がれてきている茶道を歴史的風致として位置づけています。

※茶道のように、主な活動が建造物の室内で行われ市街地環境に現れにくいものを歴史的風致に位置づける際のポイントについてはp84にも記載しています。併せて参照ください。

- ・当該箇所では、当該歴史的風致を形成する上で特徴的な以下の3点について解説します。

- ・建造物：花江茶亭、萩焼登り窯
- ・活動：茶会と呈茶、萩焼作陶
- ・まとめ

●歴史的風致を形成する建造物等

花江茶亭

花江茶亭は、現在、萩城跡本丸跡（天守曲輪跡）に所在している。『萩市の文化財（平成20年：2008）』によると、木造入母屋造茅葺平家建て、桁行6.6m、梁間3.6m、木床と脇床

が付いた4畳半の茶室と、3畳の水屋から成っている。安政の初め（1854頃）、13代萩藩主毛利敬親が三の丸内の橋本川沿いにあった花江御殿（川手御殿・常盤江御殿）内に作った茶室で、敬親の庵号から「自在庵」とも呼ばれる。

維新後、花江御殿を取得した長屋氏に譲渡されたが、明治22年（1889）頃、品川弥二郎らが主唱してこれを買い取り、指月公園（史跡萩城跡）内の現在地に移築した。移築の際、木造入母屋造棧瓦葺、桁行き4.4m、梁間2.97m、平家建て5畳半の控えの間の建物が土間廊下で繋かれ増築された。従って、現在の状態になってから、120年以上経過していると考えられている。昭和48年（1973）2月13日に萩市指定の有形文化財に指定された。



花江茶亭

建造物の歴史が確認できる資料名を記載

建造物の写真を掲載

建造物が築50年以上であることを記載

萩焼登り窯

- ・登り窯は人の手が入った工作物であることから、歴史的風致を形成する建造物等として位置づけられています。

この坂高麗左衛門の古窯跡群は、萩焼古窯跡群として文化財指定されている。『萩市史第3巻（昭和62年：1987）』などによると、萩焼古窯跡群は、17世紀初頭から19世紀後半にかけて使用されたと推定される陶磁器窯跡群である。遺跡は、唐人山の西側山麓に開けた通称「坂の浴」に立地する。いずれも窯本体は消滅しているが、発掘調査によって、窯の床面や物原（失敗作捨場）が良好に残存していることが明らかになった。指定されているのは、坂1～3号窯の3基である。坂1号窯は全長28m、幅2.4m、総房数12房の連房式登り窯である。17世紀前半に稼働、坂2号窯は全長18m、幅2.0m、総房数8房。17世紀末から18世紀初頭に稼働、坂3号窯は全長24m、幅2m、総房数10房。17世紀後半に稼働。昭和56年（1981）12月11日に山口県指定の史跡に指定された。

『萩焼古窯（平成2年：1990）』によると、現在使用されている坂家の窯は、坂6号窯と呼ばれている。『陶工房25号（平成14年：2002）』によると、これは、坂家9代が120年前に築いたものであるという。坂家9代は韓岳と号し、嘉永2年（1849）に生まれ、大正10年（1921）に没している。平成14年（2002）当時の120年前は明治15年（1882）で、9代が33歳の頃であるので、矛盾はない。従って、現在の坂窯は130年以上の歴史を持つと考えられている。



萩焼登り窯（萩焼を焼成する窯）



萩焼古窯跡群

建造物等（萩焼登り窯）の歴史が確認できる資料名を記載。資料内容から現在の坂窯が130年以上の歴史を持つと考えられていることを記載

併せて、写真を掲載

地域に残っている古窯跡群について説明文だけでなく、写真を用いて説明

● 歴史的風致を形成する活動

茶会と呈茶

● 市内の様々な箇所で行われる人々の活動として実施されている茶会と呈茶に関する50年以上続く活動を記載しています。

史跡萩城跡周辺及び萩城城下町一帯にある民家等の茶室や花月楼、菊屋家住宅（重要文化財）、木戸孝允旧宅（史跡）、旧久保田家住宅（市指定の有形文化財）においては、定期的に各流派による茶会や呈茶が行われている。そこでは、市民や観光客も気軽にお茶を楽しむことができ、茶道に親しむ場となっている。こうした茶会の中でも長い歴史を持つものとして、常盤島茶会が挙げられる。常盤島は橋本川河口付近に形成された中州である。堀内（萩城三の丸）側の対岸には、花江御殿（川手御殿・常盤江御殿）すなわち、花江茶亭がもとあった御殿が所在した。

常盤島茶会は遠州流により、年1回、毎年9月に、常盤島の平地を会場として実施されている。平成30年（2018）で第62回となっているので、60年以上の歴史があると考えられている。茶会は午後6時には始まり、野点により出席者にお茶が振舞われる。中秋の名月をめてながらの茶会は、立地の風流さもあり、歴史の深さを感じさせるものである。

こうした茶会、呈茶の文化は、萩では茶道が稽古事や嗜みとしての範疇に留まらず、広く生活に溶け込んでいることを表している。

このような呈茶の流れを汲み、萩市をあげての行事になっているものに「萩・大茶会（平成9年（1997）～）」が位置づけられる。毎年5月の3・4日に、萩城跡、花江茶亭などの歴史的な建造物等を会場として、市内4流派（表千家・裏千家・遠州流・小堀遠州流）や関係者により開催される。この茶会では、江戸時代からの伝統技法を受け継いできた萩焼作家による萩焼の茶器が使用されるなど、毛利氏からの伝統を受け継いだ茶会の風情を味わうことができ、市民をはじめ多くの人で賑わいを見せている。



萩・大茶会

市内で行われる茶会・呈茶の行事として60年以上の歴史がある常盤島茶会について記載するとともに、この流れをうけ、平成9年から花江茶亭や萩城跡等の歴史的建造物で開催される大茶会について記載

併せて、大茶会の写真を掲載

萩焼作陶

『萩焼古窯（平成2年：1990）』によると、現代の萩焼作陶は以下のとおりである。

萩焼を焼成する窯は、朝鮮李朝の連房式登り窯の様式を受け継ぎ、山の傾斜を利用して構築されている。形は板付きかまぼこを横断したような室が3～5個連続しており、室を袋、房または1間（軒）、2間と呼んでいる。

萩焼作陶は大道土（防府市）などの原土を土練りして蹴り轆轤を使って成形し、一旦素焼きした後、釉薬を掛け、焼成する。まず、大口（胴木窯）を15～20時間程度焼き、窯の湿気を除き、1間から逐次焼き上げていく。

薪は松材を用いる。焔が白熱化してくると釉薬が溶けはじめるので、袋の肩にある見込み穴から試験用の色味をテキと称する長柄の鉄棒で引き出し、窯の中の釉の溶けぐあいを見定めて薪の投入を止める。これで焚口を粘土で密閉し、次の2間に移る。こうして逐次全部を焼き上げて火を止める。焼成の時間は窯の間数により長短が決まるが、胴木窯が普通15時間で、3袋の窯で24時間程度、4袋で24～30時間、5袋で（以下、略）



萩焼登り窯



窯焚きの様子

萩焼の作陶や釜の形態について説明するとともに、写真を掲載

●まとめ

これまでの内容をとりまとめ、萩城跡をはじめ城下の旧宅や茶室などの歴史的景観を織りなす建造物と、長い歴史の中で独自の発展を遂げながら受け継がれてきた茶道文化が一体となって醸し出される萩独特の風情を歴史的風致として位置づけています。この際に、茶室空間の中だけで行われる茶会だけでなく、呈茶、茶器の作成（窯）、菓子など複合的な要素を包含するように歴史的風致の範囲を設定していることがポイントとなります。

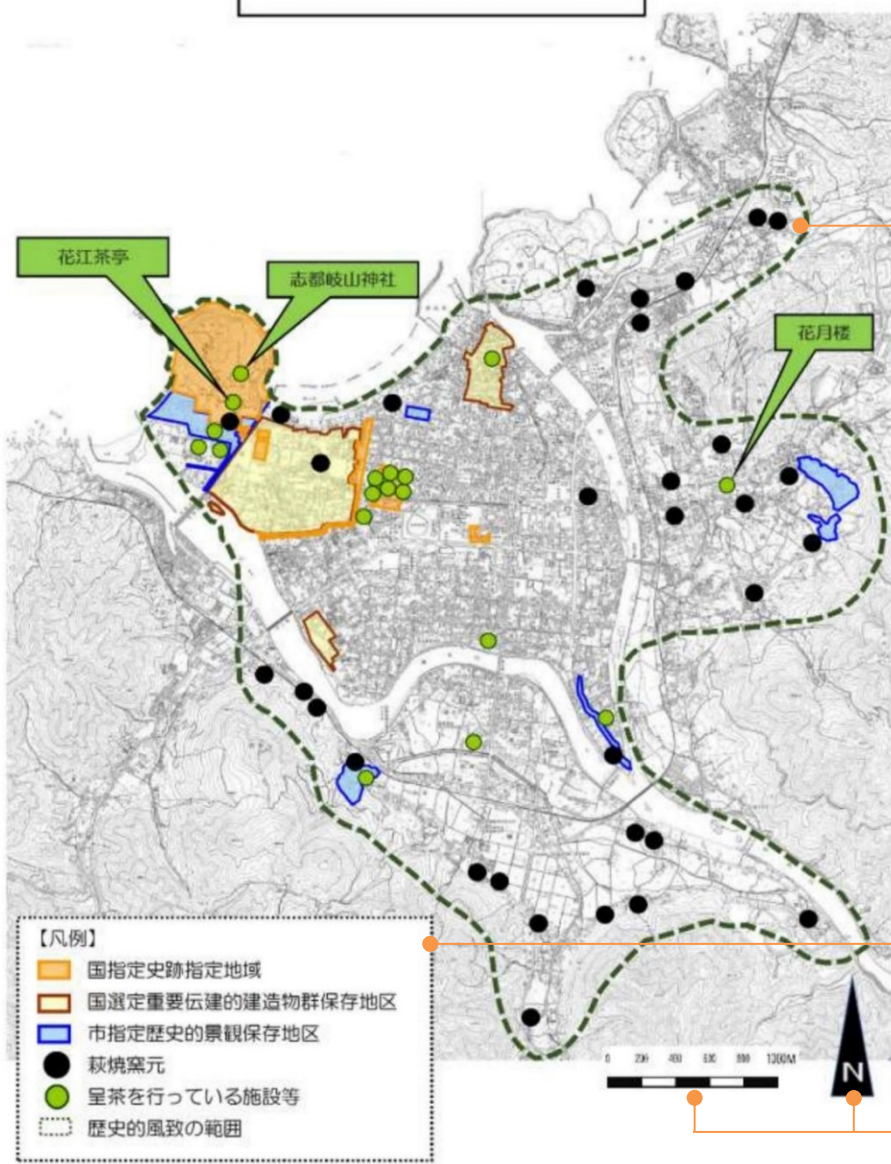
以下に、当該歴史的風致の範囲図を作成する際の留意点を示します。

- 1) スケールバー、方位が記載されています。
- 2) 国や市が指定する史跡や伝統的建造物等の保存に関わるエリアを図示しています。
- 3) 併せて茶道という歴史的風致に関わる建造物等を図示しています。
- 4) 上記に示した構成要素が重なり合ったエリアを歴史的風致の範囲として位置づけています。

④まとめ

萩藩開祖の毛利輝元の頃から受け継がれてきた茶道文化は、武家だけのものではなく、町人層にも広がった。さらに、茶陶としての萩焼、茶菓子としての夏みかん菓子など、萩独特の物産品により、萩の茶道文化は独自の発展を遂げてきた。長い歴史を伝え、歴史的景観を織り成す萩城跡をはじめ城下の旧宅や茶室などと一体となって、萩独特の風情を醸し出し、大きな魅力となっている。

(4) 茶道にみる歴史的風致の範囲



茶室空間の中だけで行われる茶会だけでなく、呈茶、萩焼窯元、茶菓子など複合的な要素を包含するように歴史的風致の範囲を設定

歴史的風致の形成に関わる地域や歴史的風致を形成する建造物が把握できるように図示

スケールバー、方位を記載

f) 農産業

甲州市：ブドウ栽培にみる歴史的風致【甲州市歴史的風致維持向上計画p.147～162】

- ・甲州市の「歴まち計画」では、農産業としてブドウ栽培にみる歴史的風致を計画書に位置付けています。
- ・当該箇所では、当該歴史的風致を形成する上で特徴的な以下の2点について解説します。
 - ・建造物等：ブドウ畑の石垣、日川水制群とブドウ畑
 - ・活動：栽培方法としての棚架と垣根づくり

●歴史的風致を形成する建造物等

ブドウ畑の石垣

- ・植物だけでは建造物とはいえませんが、ブドウ畑を形成する石垣は人工的につくられた工作物であるため、歴史的風致を形成する建造物等に位置づけることが可能です。

ブドウ畑の区画には、広い範囲で石垣が多く使われている。平地のブドウ畑の低い石垣はもと水田だった名残であるが、東側の山沿いの急傾斜地については、明治時代の中頃から養蚕のための桑畑として開拓が進められ、その折に石垣が積まれたものと考えられる。昭和時代の初め頃までには鳥居平以北の斜面のほとんどが桑畑として開墾され、一方ブドウ畑は鳥居平から大善寺周辺でみられる程度であったが、これが昭和20年代の終わりになると、桑畑はブドウ畑と入れ替わってしまった。

ブドウ畑に転換するにあたり、急傾斜地の畑については等高線に沿った細長い畑とするために、石垣を積み直したと思われる。そうすることで石垣の高さを抑えることができ、石垣を積み土地を水平に近くすることで棚架に適した階段状の畑となった。この畑に棚架をするにあたっては、段ごとではなく一面に棚架を行うため、棚は本来の地形の傾斜に合わせて架けられるが、段の間隔が狭いため棚の高さの差が少なくなり、隅々まで耕作地を利用することができる。

急傾斜地での棚架は、鳥居平の背後、大善寺の東側で日川と合流する深沢川に沿って展開する集落がある深沢地区や、勝沼ぶどう郷駅周辺の菱山地区にもみられる。

石垣を設ける最も大きな理由は、土壌流失を防ぐためである。石垣は自然石を積み上げた素朴なもので、石の大きさは様々である。大石を割って使用する例もあるが、大人一人で持ち上げられる程度の大きさの石を使うのが一般的である。また、大善寺から鳥居平周辺にかけての広い範囲で、眼下を流れる日川から集めたであろう角がとれ（以下、略）



■昭和初期のブドウ畑の石垣



■石垣で階段状に造成された傾斜地の畑



■鳥居平周辺の急傾斜地のブドウ畑



■深沢地区の急傾斜地のブドウ畑

ブドウ畑の石垣が桑畑として開拓された際に工作された経緯を示すとともに50年以上が経過する根拠として、昭和初期の石垣の写真に掲載

現在の石垣の様子や急傾斜地に広がるブドウ畑の様子を説明するとともに写真を掲載

日川水制群とブドウ畑

日川水制群は、明治40年(1907)と同43年(1910)の2度にわたり甚大な水害をもたらしたことに伴い、明治44年(1911)から内務省の直轄の砂防事業として着手され、大正4年(1915)に竣工した。

水制群は、流路に対して直角に構築された74基の水制工で、各水制の平面形はT字を呈している。水制の幹部(河川に対して直角)は在来工法の空石積が施されていることに対して、頭部(河川に対して平行)は当時高価であったコンクリートを使用し、強固な造りとした。これを川を挟んで対で設け、頭部間に水を流し、幹部には土砂を溜めるという方法で河川の復旧を試みた。

その後、日川水制群と勝沼堰堤の竣工により流出土砂がコントロールされ、日川水制の間が土砂で埋まり土地が回復すると、砂地化していた両岸一帯はブドウ畑が一面に広がるようになった。現在でもブドウ畑と水制群が共存している風景を見ることができる。



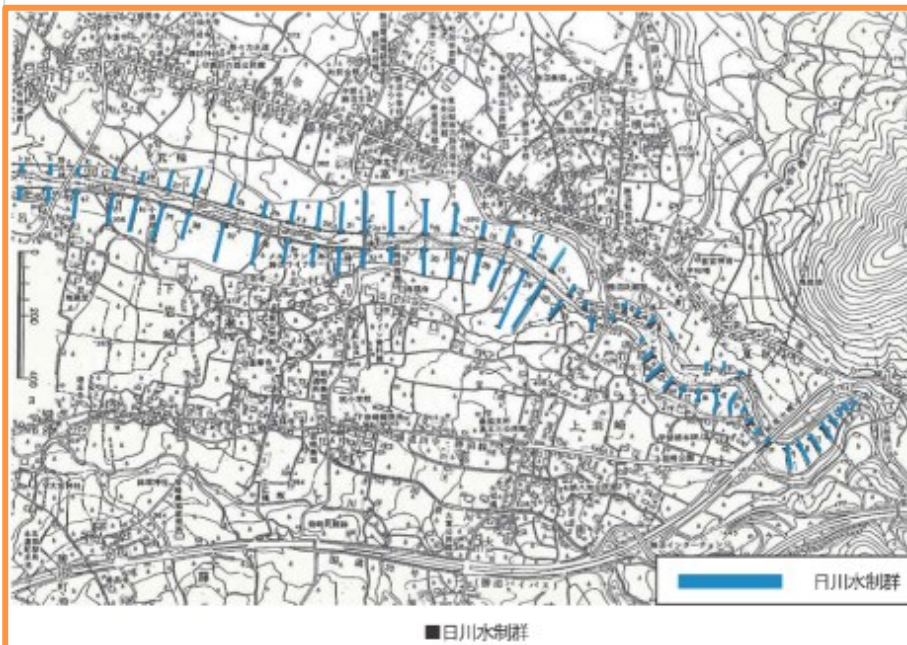
■ブドウ畑の中にある水制



■日川を挟んで対に設けられている

過去に水害を引き起こした日川において、砂防事業で水制群を施行したことにより、川の氾濫を鎮めることができ、砂地化した両岸ではその地に適したブドウ畑が広がったことを記載

水制群が日川を挟んで対(両岸)に設けられていることが確認できる写真と図を掲載



■日川水制群

● 歴史的風致を形成する活動

栽培方法としての棚架と垣根づくり

ブドウの棚架は、江戸時代初期に医師・甲斐の徳本とくほんによって竹を使用した竹棚が考案されたと伝えられる。棚の広さは1坪(約3.3平方m)ほどで、これを連ねて架けたため、山裾の傾斜地のブドウ畑は市中の瓦屋根が並んでいるようだと、『甲斐国志』では形容している。江戸時代には竹の棚架が一般的な方法だったが、平地のような広い畑での棚架には向かなかったことから、山裾の傾斜地などの限られた地で栽培が続けられてきたことがわかる。また、棚や出荷籠の原材料とするため、ブドウ畑の周辺には必ず竹が植えられ、現在でも口川沿いに多くの竹林がある。

明治12年(1879)に、棚の材料として竹から針金(鉄線)に変える者が現れた。しかし、技術と形の上ではただ竹棚のヤリ竹を針金に代えただけであり、この当時針金自体が高価だったためあまり普及しなかったが、腐りやすい竹を針金で架けることから、その後の棚の維持管理が楽になった。

さらに明治39年(1906)には、隅々まで棚を架けられるよう、隅は支柱を斜めにし、中央は支柱を垂直にする、現在のような針金棚が考案された。それまでの棚架は6尺四方の棚を単位としていたが、新たな針金棚は畑一面を単位とし、より広く、より効果的に棚架することができるようになった。

現在、日本の生食用ブドウ産地で主流となっているブドウ棚は勝沼で生まれ、日本全国に広まっていたのである。

近年、一般的な棚架とは別に、ワイン用の垣根づくりのブドウ畑も広く見られるようになった。ブドウの枝を1.8m~2m程度の高さの棚面で水平方向に伸ばしていく棚架とは違い、垣根づくりはブドウの枝を下から上に伸ばし、その枝が平行に並んだ樹形で、海外のワイン醸造用のブドウ産地で見られる代表的な手法である。

勝沼地域のワイン醸造の特徴として、原料のブドウは基本的に農家が栽培した生食用を使うという点がある。耕地が狭いため、ブドウの収穫量を増やすには、棚架による栽培が最も効果的であった。しかし、棚架栽培は生食用には適したが、醸造用には味が不足するという欠点があったため、ワイナリー自らがワインに適したブドウを研究し、自社農園において垣根づくりで栽培したブドウによるワイン醸造を始めている。



■明治30年代の竹棚

江戸時代からブドウの棚架がつくられていたことを、文献と併せて記載

ブドウ畑の景観が50年以上の歴史があることを示すために明治時代の写真を掲載



■明治45年の岩崎地域の針金棚

明治39年に考案された針金棚の手法を説明文で記載するとともに、明治時代の写真を併せて掲載



■鳥居平の垣根づくりのブドウ畑

近年ワイン用に生産される垣根づくり手法の棚の説明をするとともに、垣根づくりのブドウ畑の写真を併せて掲載

g) 顕彰(伊能忠敬)

香取市：伊能忠敬(ちゅうけいさん)に見る歴史的風致【香取市歴史的風致維持向上計画p.105～117】

- ・香取市の「歴まち計画」では、顕彰として伊能忠敬（ちゅうけいさん）にみる歴史的風致を計画書に位置付けています。
- ・当該箇所では、当該歴史的風致を形成する上で特徴的な以下の2点について解説します。
 - 建造物等：伊能忠敬銅像、伊能忠敬墓所
 - 活動：明治期の贈位と佐原での銅像建立、伊能忠敬没後記念祭

●歴史的風致を形成する建造物等

伊能忠敬銅像、伊能忠敬墓所

- ・銅像及び墓所は工作物であることから、歴史的風致を形成する建造物等に位置づけることが可能です。

◆伊能忠敬銅像

年代：大正8年（1919）3月2日

場所：佐原公園（旧称諏訪公園）

規模・特徴：像高約3.3m（1丈1尺）、台石約5.4m（1丈8尺）。台石の中央には「仰瞻斗象俯畫山川」（仰いで斗象〈星の姿〉をみ、俯して山川を画す）の八文字が刻まれている。忠敬の測量中の姿をあらわした銅像で、製作者は大熊氏廣（1856～1934）である。大正8年（1919）3月2日に除幕式が行われ、銅像が披露された。



伊能忠敬銅像

銅像が披露された時期を本文に記載し、併せて写真を掲載

◆伊能忠敬墓所 <市指定史跡>

年代：文政元年（1818）

場所：観福寺（牧野）

規模・特徴等：尖頂方柱型の墓標、正面に伊能忠敬の戒名である「有効院成裕種徳居士」の刻銘がある。当地の墓には、伊能忠敬の遺髪と爪が納められているとされる。遺骸が葬られた墓は東京都台東区源空寺にあり、忠敬の師匠である高橋至時の隣りに建てられている。



伊能忠敬墓

墓所が建立された時期を記載し、併せて写真を掲載

●歴史的風致を形成する活動

- ・伊能忠敬を敬う活動としては、佐原で銅像が建立され、また大正6年には没後100年記念の墓前法要がはじまり、その後10年ごとに記念祭を実施し、また、地元住民参加による様々な顕彰活動が実施されています。

伊能忠敬は日本で初めて実測によるに日本地図を作製した人物であり、その業績に関する顕彰活動は、明治期以降様々な形で行われ今もなお続いている。それらの顕彰活動は時期や内容などにより大きく次のように分けられる。

①明治期の贈位と佐原での銅像建立【明治16年（1883）～大正8年（1919）】

明治16年（1883）の贈位などによる国家的偉人としての忠敬像の確立と大正8年（1919）の伊能忠敬銅像の建立。

②伊能忠敬没後記念祭【大正6年（1917）～】

大正6年（1917）に伊能忠敬没後100年記念の墓前法要で始まった10年ごとの伊能忠敬没後記念祭

③伊能忠敬（ちゅうけい）さんをめぐる様々な活動【昭和7年（1932）頃～】

佐原小学校「忠敬祭」や伊能忠敬銅像の清掃など地元住民参加による様々な顕彰活動

明治期の贈位により偉人としての忠敬像が確立し、大正時代の銅像建立、没後記念祭が起点となり、顕彰活動が継続されていることを記載

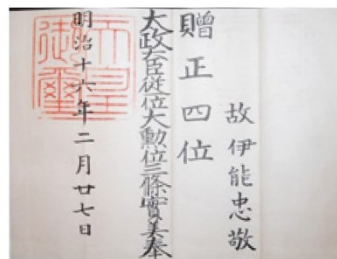
活動	時期	明治16年 (1883)	大正6年 (1917)	大正8年 (1919)	昭和7年 (1932)	平成30年 (2018)
①贈位と銅像建立		▼	▼▼	▼		▼
②没後記念祭						▼
③ちゅうけいさんをめぐる活動						▼

前頁に示した活動内容を表形式で表し、活動が連動して継続していることを記載

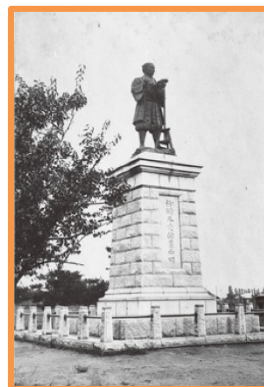
①明治期の贈位と佐原での銅像建立【明治16年（1883）～大正8年（1919）】

その後は、戦前の修身の教科書にも取り上げられるなど、「勤勉」の象徴として伊能忠敬は国家的な偉人として扱われるようになった。

その偉人である伊能忠敬を地元佐原でも顕彰すべく行われた最初の事業が、大正8年（1919）の伊能忠敬銅像の建立である。現在も佐原公園（旧称諏訪公園）に測量姿で立つこの銅像は、大正6年（1917）に忠敬没後100年を記念して観福寺の墓前で盛大な法要が行われた際に、銅像建立の気運が盛り上がり、佐原町の有志（八木善助他9名）が発起人となり、製作されたものである。銅像の製作者は靖国神社（東京都千代田区九段）の大村益次郎銅像を作った大熊氏廣で、大正6年3月に製作を開始し、翌年7月30日に完成した。建立にあたっては600余名の人々、団体が寄付を行っている。除幕式は大正8年3月2日に諏訪公園で行われ、忠敬6代目の孫である伊能とく子により除幕された。その際には、女学校や小学校生徒により、伊能甲之助作歌の「偉人の像」の合唱が披露され、また佐原の山車の曳き廻しも行われた。



贈位記



伊能忠敬銅像（建立当時）

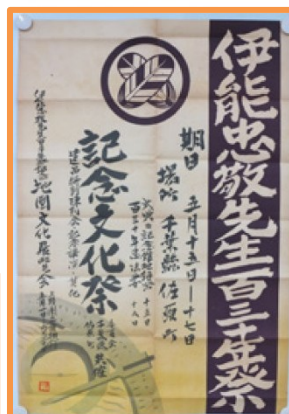
大正6年に開催された没後100年を記念して行われた法要時に、銅像建立の機運がもりあがり、製作された経緯を記載

併せて建立当時の銅像の写真を掲載

②伊能忠敬没後記念祭【大正6年（1917）～】

銅像建立の契機となった大正6年（1917）の伊能忠敬没後100年記念法要以後、佐原では別表のように、記念祭などと称する伊能忠敬の顕彰事業が、10年ごとに定期的に行われるようになった。110年記念、120年記念について実施の有無を確認できないが、130年記念以後は、事業規模の大小はあるものの、平成30年（2018）の没後200年記念事業まで顕彰事業が継続して実施されている。なお、各記念祭とも伊能忠敬の年忌法要（墓前祭）が必ず墓所である観福寺で行われている。

中でも特に大規模なものとしては、戦後間もない昭和23年（1948）5月に、当時の佐原町で行われた伊能忠敬没130年祭である。記念事業予定表にあるように、この時は、観福寺での（以下、略）



130年祭ポスター

大正6年から始まった没後記念祭が継続して開催（活動を継続）され、平成30年には200年記念事業祭が開催されたことを記載

併せて130年祭のポスターを掲載

h) 参詣

高野町：高野参詣に見る歴史的風致【高野町歴史的風致維持向上計画p.45～60】

- ・高野町の「歴まち計画」では、参詣をテーマに高野参詣に見る歴史的風致を計画書に位置付けています。
- ・当該箇所では、当該歴史的風致を形成する上で特徴的な以下の2点について解説します。
 - 建造物等：参詣道、道標
 - 活動：もてなし

●歴史的風致を形成する建造物等

- ・参詣道及び道標は工作物であることから、歴史的風致を形成する建造物等に位置づけることが可能です。

参詣道

【参詣道】

「高野七口」と呼ばれる7本の参詣道は16世紀には成立していた。参詣道自体については、町石道が昭和52年(1977)に史跡「高野山町石」(現高野参詣道町石道)に、続いて平成14年(2002)に小辺路が史跡「熊野古道小辺路」に指定された。さらに平成28年(2016)には、京大坂道不動坂、黒河道、女人道が史跡に追加指定された。



京大坂道不動坂

参詣道の成立時期を記載するとともに、史跡指定されてきている状況を記載し、併せて写真を掲載

道標

【道標】

京大坂道に所在する石造物としては、道標と華瓶が特筆される。道標は寛政4年(1792)に造立されたもので、正面には「右かみやまきのをいせ京大坂道」、右面には「南無大師遍照金剛」と刻まれる。この正面に刻まれた銘文の意味は、「右に進めば神谷集落(現高野町神谷)を通り、西国巡礼第四番札所であり、横尾寺の通称で知られる横尾山施福寺(現大阪府和泉市)及び伊勢神宮(現三重県伊勢市)方面に至ることを示している。形状は方柱形で、材質は花崗岩。総高は95cmある。



京大坂道の道標

参詣道に所在する道標が造立された時期を記載し、道標に刻まれた文を説明文で記載し、併せて写真を掲載

●歴史的風致を形成する活動

もてなし

参詣道における活動として地域住民と参詣者との関わりである「もてなし」がある。女人道以外の参詣道はすべて最終的に高野山内に入ることは先述したが、高野山内の道沿いには寺院はもとより菰萱堂などの諸堂の間を縫うように珠数屋四郎兵衛店舗(正徳2年(1712)創業)など土産物店や飲食店等が建ち並ぶ聖俗混交の寺内町として特徴的な景観を形成し、参詣者をもてなす。

また、高野参詣の賑わいは参詣道沿いの集落にも影響があった。町石道と麻生津道が交差する集落である花坂は、宿場町、休憩所として賑わった。

近世の儒学者である貝原益見が自身の高野参詣を記した元禄2年(1689)の『己巳紀行』に「花坂の茶屋。此处より大門までの間に茶屋なし」とあり、17世紀には既に茶屋が存在していた。

花坂では今日でも「山がなれども花坂みやこ、何時も宿屋がたえやせぬ」という参詣の賑わいを表現する歌が伝わり、茶屋では名物「やきもち」が販売されている。起源については史料が乏しく不明な点が多い。しかし作家の神坂次郎は、現在の「上きしや母屋」で当時90歳の(以下、略)



菅笠で冷まされる「やきもち」

土産物店や飲食店等が建ち並ぶ地域住民によるもてなしが作りあげる活動について記載し、もてなしの具体的な状況を示す「やきもち」を焼く様子や菅笠で冷ます様子を写真で掲載

近世に執筆された文献に茶屋について触れていることを記載し、当時既に茶屋が存在していたことを記載

3章 「歴史的風致の維持及び向上に関する方針」の記載

・3章では、2章で示した歴史的風致の維持及び向上に関する各自治体としての方針等を記載します。

・以下に、項目ごとの留意事項について解説します。

・なお、各項目に入る前段として、これまでの自治体としての取組を記載することも可能です。

「3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」の目次構成

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題
2. 既存計画(上位・関連計画)
 - (1)総合計画(2)都市計画マスタープラン(3)景観計画(4)文化財保存活用地域計画(歴史文化基本構想を含む。)
 - (5)国指定文化財の保存活用(管理)計画
 - (6)世界遺産の包括的保存管理計画
 - (7)農業振興地域整備計画
 - (8)景観農業振興地域整備計画
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

・当該箇所では、各々の自治体が歴史的風致の維持及び向上を図る際に課題となる項目について記載してください。

【解説】

・「1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題」と「3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」は1対1で対応するように記載し、小見出しの名称もそろえましょう。

・現状の問題点を具体的なデータや写真を交えて説明してください。

※「…が必要である」、「…のため、～を進めていくことが課題である」という表現は「課題」でなく「方針」であるため、「3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」で記載してください。当該箇所では「…が課題となっている」、「…が不足している」等の表現が基本となります。

・【2期計画】を策定する自治体においては、1期計画で設定した課題やそれに対する取組の成果を記載しつつ、2期計画で記載する課題の記載理由を記載してください。☞【事例:高山市】

【事例 高山市(高山市歴史的風致維持向上計画 p.123参照)】

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は、第一期の高山市歴史的風致維持向上計画に基づき、飛騨高山まちの博物館などの拠点施設の整備や、周遊ルートの整備、無電柱化事業などのハード事業をはじめとして、建造物の修景など景観形成のための助成事業、祭礼行事や町並み保存活動等への支援など、様々な分野で歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

その結果、まちの魅力や景観の向上、観光客の増加、町並み保存や伝統文化の継承に関する活動の活発化など、一定の成果を得ることができた。

一方で、本市においての人口減少・少子高齢化は、全国平均よりも速いペースで進行しており、歴史的建造物の維持や伝統文化等の継承に関わる担い手不足は、今後更に深刻になることが予想される。また、一部の地域における観光客の集中や、増加する外国人旅行者への対応力の強化など、新たな課題も生じている。

1期計画で実施した取組内容及びその成果を記載

1期計画では成果が不十分であった課題や新たな課題について記載

2. 既存計画（上位・関連計画）

- ・当該箇所では、各々の自治体が作成している既存計画（上位・関連計画）について概略を記載してください。
- ・記載順は、目次に示している以下の順とします。

- (1) 総合計画 (2) 都市計画マスタープラン (3) 景観計画
- (4) 文化財保存活用地域計画、又は歴史文化基本構想
- (5) 国指定文化財の保存活用（管理）計画 (6) 世界遺産の包括的保存管理計画
- (7) 農業振興地域整備計画、(8) 景観農業振興地域整備計画

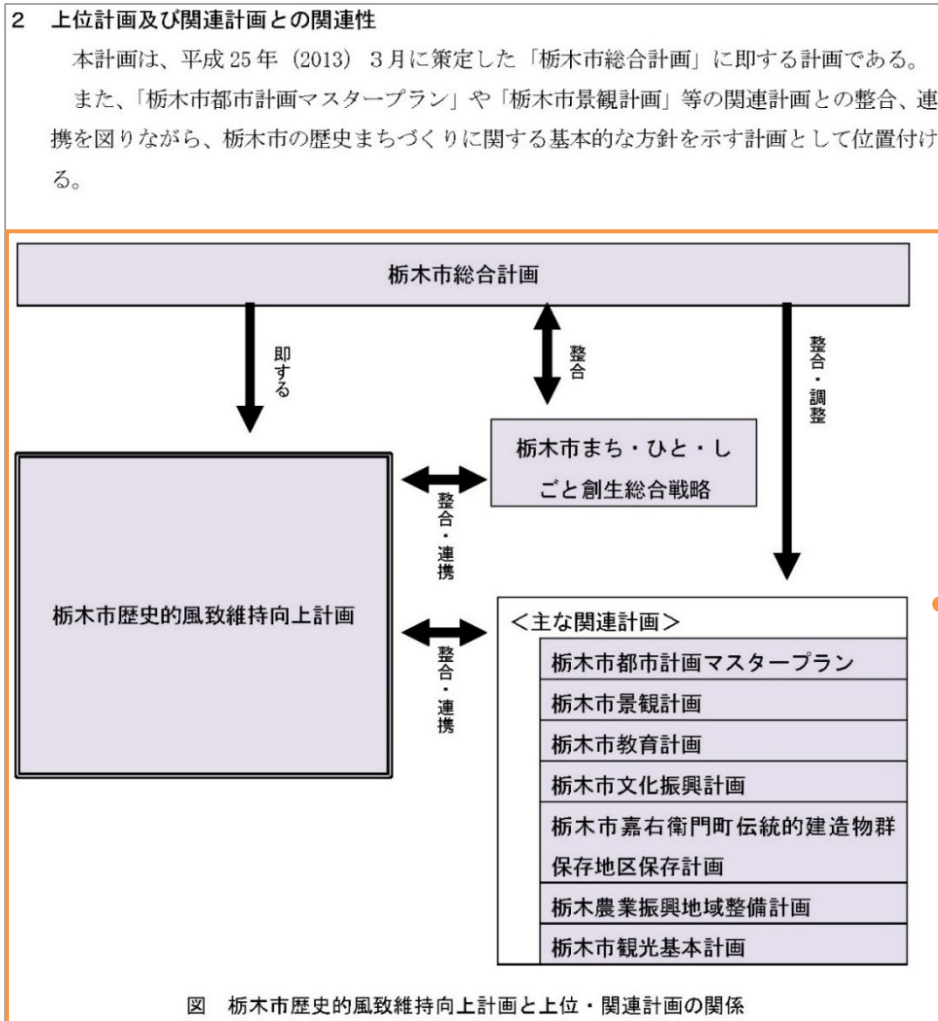
- ・また、(1)～(8)に掲げた計画のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略、観光関連計画などを記載することが考えられます（法定計画のほか市町村独自の計画も適宜記載してください）。

【解説】

- ・冒頭に上位計画及び関連計画の全体像をまとめた図を入れるとわかりやすくなります。☞【事例：栃木市】

【事例 栃木市(栃木市歴史的風致維持向上計画 p.281参照)】

- ・栃木市の場合、当該計画を上位計画である(1)総合計画に即する計画として位置付けています。
- ・また、関連計画として、(2)都市計画マスタープラン、(3)景観計画、(4)教育計画、(5)文化振興計画、(6)伝統的建造物群保存計画、(7)農業振興地域整備計画、(8)観光基本計画、(9)まち・ひと・しごと創生総合戦略)を位置付けています。



当該計画と他の既存計画（上位・関連計画）との関係を示した図を掲載

- ・重点区域に関連する既存計画については、4章で詳細に記載するため、当該箇所では全市的な概略説明にとどめ

てください。

・総合計画等における「歴まち計画」に関する事項は計画の一部になるため、関連する部分を赤枠、赤下線などで示すとわかりやすくなります。

・農業振興地域整備計画については、概要のほか、農業振興地域の指定の状況など、農業振興地域と農用地区域（「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農業の振興を図るため優良農地）として守る必要のある農地がわかる図を記載するとわかりやすくなります。☞【事例：宗像市】

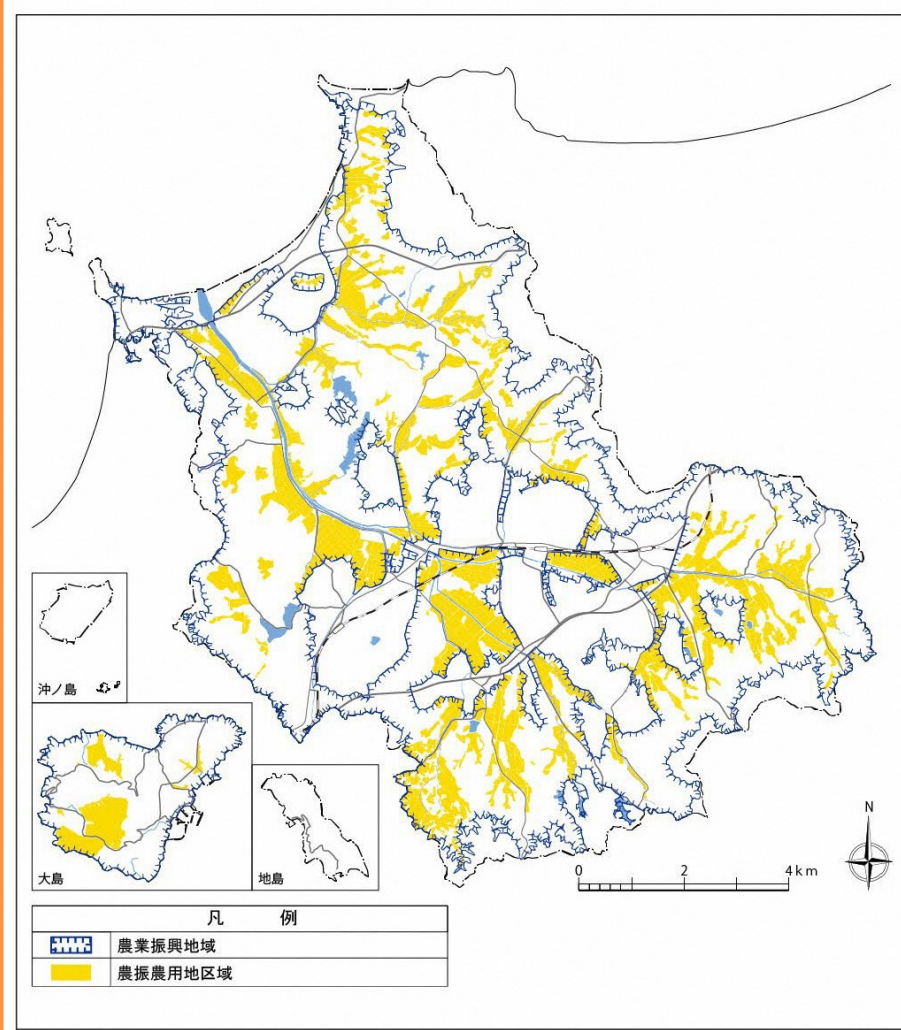
【事例 宗像市(宗像市歴史的風致維持向上計画 p.100参照)】

(3) 宗像市農業振興地域整備計画(平成19年(2007)9月策定)

本市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき福岡県が指定した宗像農業振興地域について、おおむね今後10年間の農業振興の方向を明らかにし、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することによって、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的に「宗像市農業振興地域整備計画」を平成19年(2007)9月に策定した。

耕作放棄地の解消活動の支援の具体策として、美しい地域づくり景観づくりを推進するための景観形成作物の栽培の推進等が挙げられている。

図 農業振興地域の指定の状況



農業振興地域計画のなかで2章に取り上げた歴史的風致の維持向上につながる内容を記載(農村景観の保全・農地の保全・特徴的な作物や農業活性化への取組等について簡潔に触れる)

農業振興地域と農用地区域として守る必要のある農地が把握できる図を掲載

- ・ 景観農業振興地域整備計画については、当該計画中「目指す農村景観像」、「景観に配慮した農業生産基盤の更新及び整備開発方針」及び「農用地等の保全の方針」等において、「歴まち計画」と関連する部分を抜粋し、赤枠、赤下線などで示すとわかりやすくなります。

【参考例】

〇〇市景観農業振興地域整備計画（〇〇年（〇〇〇〇）〇月策定）

本市では、A地区において優れた農村景観を守りつつ、良好な営農条件を確保するため、景観法に基づく景観農業振興地域計画を作成し、景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項等を定め、良好な景観を維持形成する取組を行っている。A地区は、これらの取組より良好な景観が維持形成されており、歴史的風致維持向上計画の維持向上すべき歴史的風致に位置付けている。

第2 景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項

(2) 目指す農村景観像

近年は、農家の高齢化等による営農規模の縮小などの影響で、部分的に耕作が行われなくなった棚田が散見するようになっている。現状ではすぐに荒廃することはないが、将来的に耕作を継続できなくなる恐れがあり、本計画ではそうした事態を回避するために、人々の暮らしや農業等の生業によって形づくられてきた景観美を後世に伝えていくことを通じてA地区の将来計画を立案することを目的とする。

A地区の景観に、かつて我が国の農村部に多く見られ人々が生み出す情緒的な美しさや様々な生き物を育む自然に価値観を見出し、農業の営みを通じて後世に伝えていくことを目指す。

目指す農村景観像	
A地区の景観特性	目指す農村景観像
本来は急斜面であった場所を切り拓きながら、比較的小さな石を膨大な量用いて組んだ石積みで棚田を作っていた先人達の営為が、見る者の心を打つ。住居群や神社などもその姿を大きく変えずに現存しており、山間部の農村集落の事例としても貴重な存在である。	稲作を中心とする我が国の農村集落の空間構成の事例として、棚田及び水路、樹園地や住居群、神社等をセットして捉え、自然と一体化した集落を残すための景観維持を図る。



A地区の現状（〇〇年〇月撮影）

(3) 景観と調和のとれた営農方針

目指す農村景観像を念頭に、計画区域内における調和のとれた土地の農業上の利用の在り方を次のハード・ソフトの両面から定める。

①農地の維持

A地区で生産される米は、市内でも評判の美味しい米である。また、棚田周辺の畑や樹園地では良質な粟、茶、しいたけなどが生産されている。しかしながら、収量が多くはないことから、自家消費用に作られているものも多く、現在ではブラン

ドを確立するほどの流通量はない。一方で、農家の高齢化も進み、生産性が低く重労働を伴う棚田等での営農を維持できなくなる恐れが高まっている。このため、地域全体で組織された管理保全のための組織（A地区棚田保全協会）を中心に、農道や用水の確保、鳥獣被害の防止を図るものとする。なお、この取組に当たっては、農業や集落活動に関心のある企業や個人などと積極的に連携を図るものとする。

②棚田や水路の維持

昔ながらの棚田の石積みや水路の石積み護岸は大雨の時に部分的に壊れたりする。その都度修繕を重ねているが、今後も自然石を用いて伝統的な工法でこれまでの景観を保つこととする。

③農村景観を守るための意識の共有

A地区では、地域の景観の貴重性を自覚し、これまでに形成されてきた地区の景観美が無意識のうちに失われてしまうことを未然に防ぎ、農業の営みを通じて後世へと継承していくことに努めなくてはならない。そのために、〇〇市景観計画にあるA地区（景観形成誘導地区）の基準と遵守する。

また、世代を越えて景観を保全継承していくため、A地区の歴史・文化を学び、上記の基準をはじめ農村景観を守るための意識を地区住民で共有し、これまでは無意識に形成されてきた美しい景観を、今後は自覚的に維持・継承していくように努める。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- ・当該箇所では、「1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題」において「課題」として記載した事項に対して、「方針」を記載してください。

【解説】

- ・この際、「課題」として記載した事項に対しては、必ず「方針」を記載してください。また、「方針」を打ち出した事項は、必ず「課題」においても現状の問題点として記載しておくことが重要です。
- ・また、方針に対応する具体的な取組を4章～6章において記載することが求められます。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

・当該箇所では、各自治体における歴史まちづくりを執行する上での実施体制を記載してください。

【解説】

・当該事業を進める事務局及び協議・調整する庁内部局、法定協議会、審議会等との連携体制を図示して記載するとわかりやすくなります。☞【事例:掛川市】

【事例】 掛川市(掛川市歴史的風致維持向上計画 p.191参照)

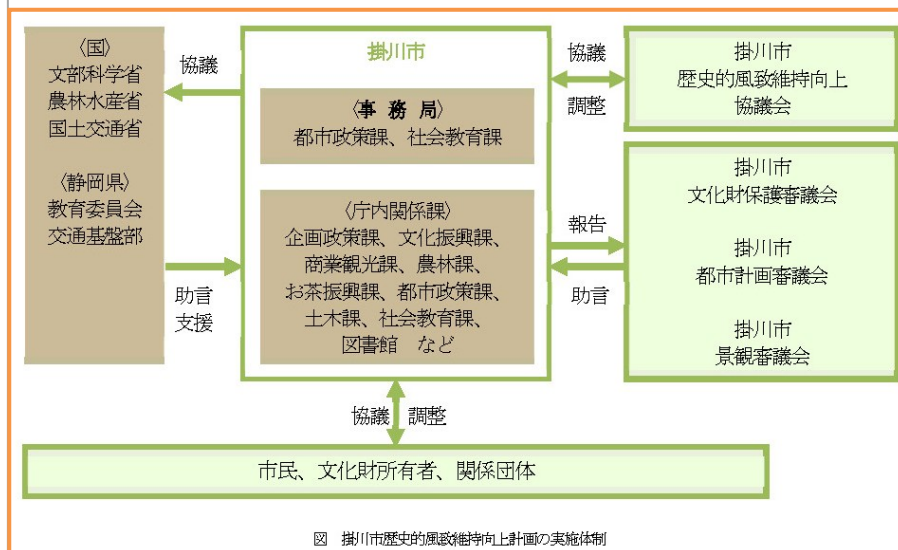
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

歴史的風致の維持向上を図るためには、さまざまな分野の多岐にわたる施策を実施する必要があり、関係各課との意識と情報の共有が不可欠である。

このようなことから、本計画の推進体制は、本計画策定に主体的に係わる都市政策課と社会教育課を中心とし、各事業担当課との連携を図りつつ、本計画の総合的かつ効果的な進行を図る。

また、国や静岡県と協議し、助言や支援を得るとともに、掛川市歴史的風致維持向上協議会と協議し、計画の円滑な実施や計画変更を推進していく。

さらに、文化財所有者や関係団体と協議や調整を図りつつ、掛川市文化財保護審議会などへ報告し、助言を得ていく。



当該事業を進める事務局を中心に、庁内部局、協議会、審議会等との連携体制及び国・県や市民・文化財所有者等を含めて、体制を記載・図示

図 掛川市歴史的風致維持向上計画の実施体制

「4章 重点区域の位置及び区域」の記載

- ・4章では、当該計画において重点区域として指定する箇所的位置及び区域について記載します。
- ・以下に、項目ごとの留意事項について解説します。

「4章 重点区域の位置及び区域」の目次構成

1. 重点区域の位置及び区域
 - (1)歴史的風致の分布(2)重点区域の位置
 - (3)重点区域の区域(4)重点区域の名称、面積
2. 重点区域の設定の効果
3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携
※下記の施策が重点区域と重複している場合においては、図等で明示すること。
 - (1)都市計画(2)景観計画(3)屋外広告物条例(4)独自条例
 - (5)文化財保存活用地域計画の文化財保存活用区域
 - (6)国指定文化財の保存活用(管理)計画
 - (7)世界遺産の包括的保存管理計画
 - (8)農業振興地域整備計画(9)景観農業振興地域整備計画
 - (10)国立公園/国定公園

1. 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

- ・当該箇所では、重点区域にしないものも含めて、2章で記載した歴史的風致全体の概略をおさらいしてください。また、市全体の地図に歴史的風致の分布を示した地図を必ず入れてください。☞【事例:三島市】

【事例 三島市(三島市歴史的風致維持向上計画 p.120、121参照)】

1 重点区域設定の考え方

本計画における重点区域は、国指定文化財を中心としてその他の文化財や歴史上価値の高い建造物が集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も展開され、それらが一体となって三島市の風情を醸し出して良好な環境を形成している範囲とするともに、歴史的風致を構成する文化財や活動の維持、発展に寄与する施策を重点的に実施することにより、歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

本市には、豊かな自然や長い歴史によって育まれた地域固有の歴史的風致が数多く形成されている。特に市街地は、奈良時代に造営された伊豆国分寺に始まり、近世に完成する東海道と下田街道沿いに四辻文化が発達し、多くの建造物が生まれ、門前町と宿場町が完成し、現在の市街地に至っている。

東海道と下田街道の結節点には三嶋大社があり、市民の三嶋大社への信仰心は根強く篤く、その信仰心の強さは、これまで継承されてきている旧三島町全域が舞台となる例大祭で表現されている。一方、このような信仰心はその他の地域においても継承されており、佐野地域の「やっさ餅」や「吉田さん」、河川流域を主体とした山中新田(やまなかしんでん)等の「お天王さん」などの地域信仰がある。

また、三島市の特徴である市民の身近な水環境は、JR 三島駅の南にある三島市立公園楽寿園を中心とした上流域の「せせらぎ環境」があり、この水環境を利用し、守り、憩うことが三島市民の文化であり、誇りである。

さらに、箱根西麓には、箱根旧街道が造られ、錦田一里塚(にしきだいちりづか)と復元整備された石畳区間は国指定史跡に指定されている。また、石畳区間と接して地域住民の誇りである史跡公園山中城跡がある。これらは地域の維持活動により400年前の面影が残されている歴史的景観である。

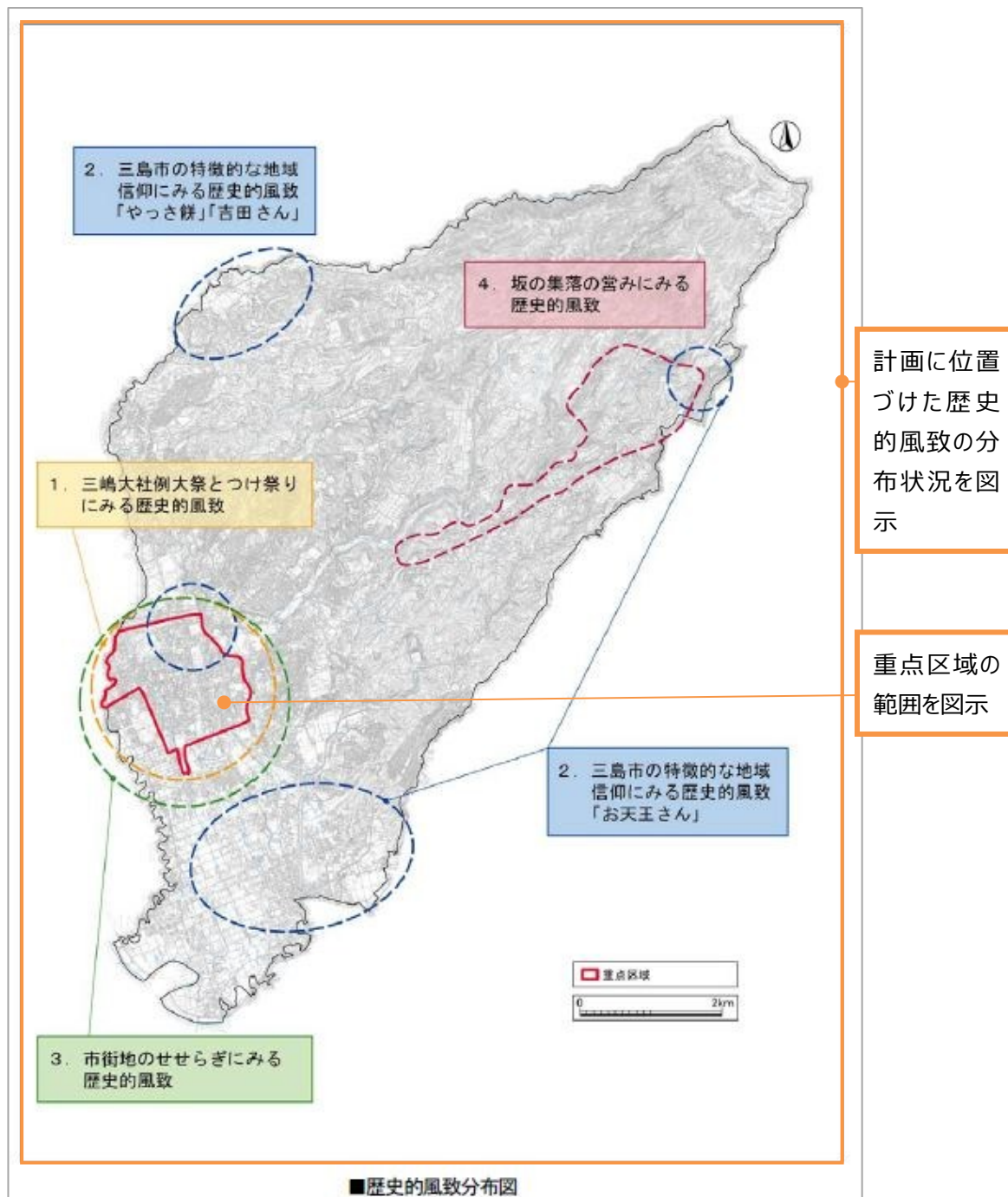
このように、建造物と活動と市街地環境が一体をなす歴史的風致は、市内に広く見られるものの、人口減少や少子高齢化の進展による、祭礼や維持管理活動の担い手不足、活動を支える組織の弱体化等に直結しており、歴史や伝統の継承に支障をきたす恐れがあり、多様な施策の推進により、保存継承や観光客の増加に繋げていくことが求められる。

このような状況を踏まえ、本市の歴史的風致の維持及び向上のための施策の効果が、より重点的かつ効率的に発揮されるために、複数の歴史的風致が重なり合う、三島市の中心市街地を重点区域として設定し、歴史的風致の維持向上を図り、各種施策を展開していく。

2章で記載した歴史的風致の概略を簡潔に記載

重点区域として指定する区域の概要を記載

【事例 三島市(三島市歴史的風致維持向上計画 p.120、121参照)】



【解説】

・歴史的風致の分布図について、複数の風致の範囲が重なる場合は、個々の風致の範囲が容易に判読できるように工夫してください。☞【事例:高山市】

【事例 高山市(高山市歴史的風致維持向上計画 p.137参照)



5つの歴史的風致が集中・存在する地域について、輪郭線の色と塗りつぶしの色を使い分け、個々の風致の範囲と重なりが把握できるように工夫

(2) 重点区域の位置

- ・当該箇所では、歴史的風致の分布、文化財の分布状況、3章で整理した既存計画などを踏まえて、重点区域の設定の考え方を記載してください。

【解説】

- ・重要区域を設定するには以下の2点を前提とします。

- ① 重要文化財等や重要伝統的建造物群保存地区に供される土地と一体的に施策を推進することが必要な土地であること
- ② 2章で設定した歴史的風致の範囲内で設定すること（範囲外は設定できません）

- ・また、重点区域は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」を踏まえ、核となる重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区が存在し、その周辺に一体となって歴史的風致を形成する建造物や、地形、植生、水系等の特定の場所性を感じさせる風致が形成され、一定の広がりを持つ区域であって、住民等の生活や生業のよりどころとなっている伝統的な工芸品、酒造等の産業、年中行事や祭り等の風俗慣習といった時代を超えて伝承されてきた、無形の伝統的要素が関連性を持ちつつ、当該地域の歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な環境を具現している区域であることが説明できる必要があります。
- ・さらに、土地利用の状況、歴史的な建造物の状況等から現に歴史的風致が損なわれつつある等の課題が生じている若しくは生じるおそれがあること、市町村の総合計画やまちづくりの方針等により、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種取組が、当該区域のみならず市町村全体や、その周辺の地域の伝統や文化の継承、活性化につながるものと認められることを踏まえ、重点区域を適切に設定することが求められます。
- ・重点区域は歴まち法第2条第2項で規定される区域であるとともに、上述の「基本的な方針」を踏まえて適切に設定するものであり、単に自治体として重点的に施策を推進していく区域ではありません。重点区域について法令上の要件等があることについて、歴まち計画関係者が適切に理解するうえでも、重点区域の定義については計画書上も説明するようにしてください。
- ・重点区域の境界線の根拠は(3)に記載するため、当該箇所では重点区域の範囲の大まかな考え方を記載してください。

例：往時の城下町の範囲、祭礼行事を担っている地域（大字など）の範囲、神輿・山車の巡幸範囲、歴史的風致に係る歴史的建造物が集積している範囲、景観計画における重点地区の範囲など

【次頁に続く】

- ・重点区域は飛び地にならないように設定してください。離島など飛び地となることが不可避の場合は、原則として、複数の重点区域に分けて設定してください。☞【事例:宗像市】

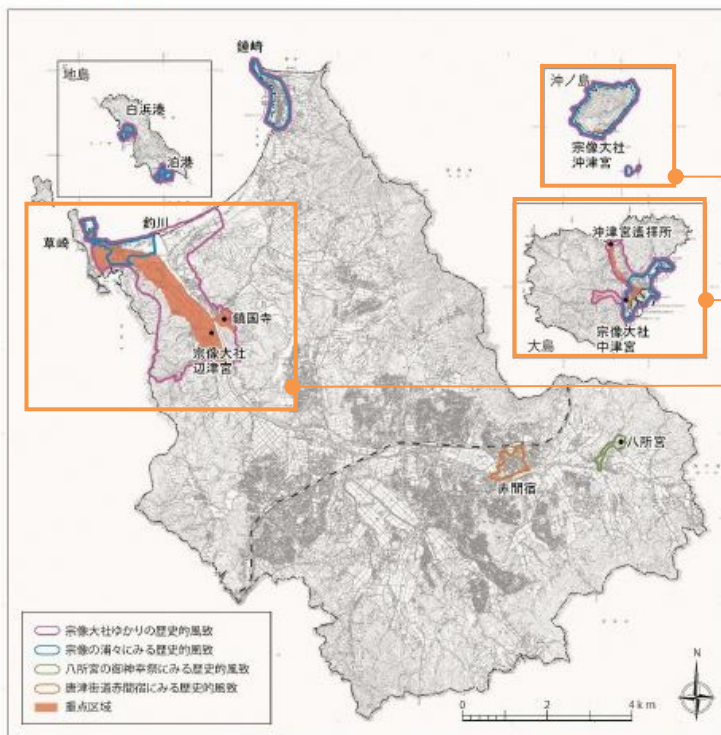
【事例 宗像市(宗像市歴史的風致維持向上計画 p.114参照)】

(2) 重点区域の範囲

本計画では、本市の維持向上すべき歴史的風致の分布を踏まえて重点区域を設定する。「宗像大社ゆかりの歴史的風致」「宗像の浦々みる歴史的風致」の重なりが見られる、本市のシンボルといえる宗像大社を中心とし、宗像大社（神津宮・中津宮・辺津宮）や宗像大社ゆかりの鎮国寺周辺、及び沖ノ島を起源とする信仰が大島、九州本土へと広がり、海で結ばれた広大な信仰の場を加えた地域を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合等に随時見直しを行うものとする。

図 重点区域の位置と範囲



区域名称	区域面積
沖ノ島地区	約 2 ha
大島地区	約 28ha
玄海地区	約 230ha

重点区域の考え方として、歴史的風致に関する歴史的建造物が集積している範囲及び信仰の場として成立している範囲とすることを記載

重点区域が指定されているそれぞれの島ごとに重点区域面積、区域名称及び区域図を掲載

・複数の歴史的風致をまたいで重点区域を設定する場合には、重点区域の核となる重要文化財等や重要伝統的建造物群保存地区との関連を念頭に、複数の歴史的風致の区域を一体的に捉える妥当性・必要性が分かるよう記載してください。重要文化財等が存在しない歴史的風致に関し、単に重要文化財等を有する歴史的風致と重複しているエリアが存在するということだけでは重点区域に含めることはできませんのでご注意ください。☞【事例:横手市】

【事例 横手市(横手市歴史的風致維持向上計画 p.174、175参照)】

3. 重点区域の位置及び区域

各重点区域の区域は以下のとおりとし、この区域で重点的に歴史的風致の維持向上を図る。

(1) 北部地域

北部地域のうち、金沢地区には後三年合戦の決戦地・金沢櫓のあった場所として古くから伝えられ、その伝承が残る「金澤八幡宮」や「景正功名塚」、「陣館遺跡」等がある。また「大鳥井山遺跡」のある朝倉地区にも多くの史跡や伝承地が残っており、羽州街道沿いの地域において、地域団体の手による保護や顕彰活動が引き継がれている。

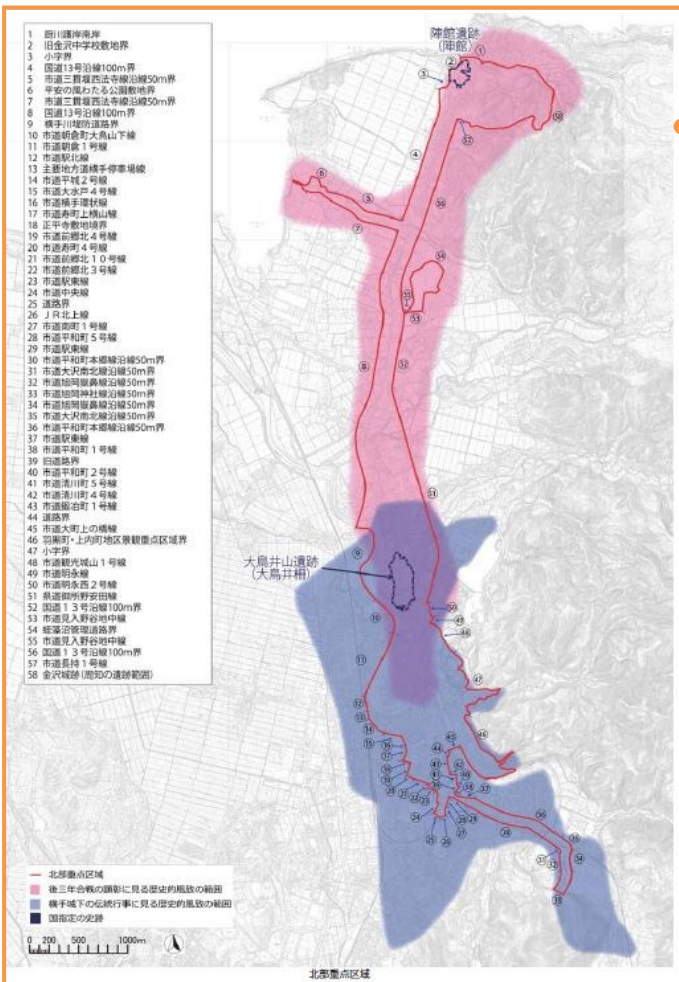
また、羽州街道を南下してくると、横手川と接する。当時の支配者層は、横手川や丘陵等の地形を利用した居館や城等の本拠を、時代の変遷とともに平場の「平城」地区に城を築き、その後、防御機能を高めるために現在の横手公園のある朝倉山に横手城を築いた。羽州街道は脇街道との結節点であったこともあり、政治や文化、経済の中心地となり、武家地の「内町」や町人の「外町」の町割りが形成されていた。この地域においては「送り盆行事」や「かまくら行事」、「旭岡神社の梵天行事」、「神明社の神輿渡御行事」等の伝統行事や祭礼が、江戸時代から行われている。

これらにより、大鳥井山遺跡、陣館遺跡から横手城に至る、古代から近世までの各時代に、横手市周辺を治めた拠点としての史跡が羽州街道沿い又は周辺にあり、歴史的な結びつきの強い地域を北部重点区域として設定する。

区域の設定にあたっては、後三年合戦関連史跡の保護や顕彰活動が引き継がれている地域においては、羽州街道沿いの史跡の敷地界や良好な可視性の残る道路の中心から両側100mの範囲とした。また、横手城下の伝統行事や祭礼の活動が行われている地域においては、景観重点地区や歴史的建造物と良好な可視性が残る地域の景観に配慮し、横手市の用途地域決定の基準を基に道路の中心から両側50mの範囲等を設定した。

重点区域の名称：北部重点区域
重点区域の面積：約436ha

2つの歴史的風致の営みが重なりあう地域が存在しており、これら重なりあう区域（大鳥井山遺跡を中心とする）を含め、南北に広がる街道沿いを一体的な重点区域として設定。また、それぞれの区域の設定範囲については、設定の大きな考え方を記載



- ・2期計画で重点区域を設定する際には、1期計画のふりかえり（1期計画での重点区域の設定根拠、取組内容や効果、課題）を記載したうえで、2期計画における重点区域の設定根拠等を併せて記載してください。

☞【事例:高山市】

【事例 高山市(高山市歴史的風致維持向上計画 p.136、137参照)】

1. 重点区域の設定の考え方

第一期の高山市歴史的風致維持向上計画では、核となる重要文化財建造物や2地区の重要伝統的建造物群保存地区が所在し、その周辺で歴史的風致を形成する伝統的な町並みや東山寺院群、風致地区が一定の広がりを持って形成され、かつ、高山祭の祭礼行事をはじめとする歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われており、それらが一体となって本市の歴史的風致の良好な環境を形成している範囲である旧高山城下町とその周辺地域を、重点区域「城下町高山」として設定した。

第一期計画においては、気軽に高山の歴史文化を学ぶことができる飛騨高山まちの博物館を整備し、ここを基点とした周遊ルートの整備や無電柱化の実施、祭礼行事や町並み保存活動等への支援などにより、「城下町高山」における歴史的風致の維持及び向上に重点的に取り組んできた。その結果として、まちの魅力や景観の向上、観光客の増加、町並み保存や伝統文化の継承に対する住民の意識の高まりなどの成果が表れた。



飛騨高山まちの博物館



無電柱化と建物の外観修景で刷新された町並み

しかし、歴史的建造物の維持や伝統文化等の継承に関わる担い手不足は、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、今後更に深刻になることが予想され、特に歴史的建造物の件数が多く、高山祭の祭礼の場でもある旧城下町においては、今後も重点的な施策を講ずる必要がある。また、旧城下町の一部の地域に観光客が集中する状況が現在も続いており、良好な歩行空間の創出が求められているほか、海外からの旅行者の増加に伴い、外国人観光客への対応力の強化も必要である。

こうした状況を踏まえるとともに、本計画第2章に記した本市の維持向上すべき5つの歴史的風致が集中して存在している地域である



歩行者と車両で混雑する中横

ことから、本計画では引き続き旧高山城下町を中心とした地域を重点区域として設定し、重点的に施策を展開することで、効果的に本市の歴史的風致の維持及び向上を図る。

なお、歴史的風致の維持及び向上を図るための重点的な施策の実施範囲等に変更や追加が生じた場合は、必要に応じて重点区域の見直しを行うこととする。

1期計画における施設整備内容やソフト支援事業の取組内容(併せて写真も掲載)やその効果を記載

1期計画実施の成果を受けて見えてきた課題を記載

2期計画にも1期計画と同範囲を引き続き重点地区とし、施策を展開することを記載

(3) 重点区域の区域

- ・当該箇所では、重点区域の区域設定及び境界線の引き方に関する考え方について記載します。
- ・重点区域は計画期間内において、「歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域」であるため、不必要に大きく設定しないでください。また、6章で記載する事業が重点区域全体にわたって満遍なく分布しているようにしてください（空白地帯がある場合、なぜそこを「重点区域」にする必要があるのか疑義が生じます）。

【解説】

- ・境界線を具体的に記載してください。道路、河川、尾根線等の地形地物、都市計画・景観計画等に基づく地域地区等の区域、字界、施設の敷地等、様々な類型が考えられますが、(2)で記載した重点区域の位置の大まかな考え方を踏まえて、境界線をなぜそこに引くことが適切なのかを説明できることが大切です。
- ・都市計画、景観計画等の区域や字界などはその点で説明が容易になります。
- ・道路を境界とする場合は、それにどのような意味があるか（往時の城下町の境界や神輿の巡行範囲の外周に概ね一致しているなど）を説明することが必要です。
- ・歴まち計画の認定を受けることにより活用できる特例との関係から、地形・地物の境界を考慮せずに重点区域の境界を設定する（例：○○道路の中心線から○mの範囲とし、1つの建築物が重点区域の境界により二分される）ことは極力避けてください。【次頁に続く】

・重点区域の妥当性を説明するための地図を入れてください。【事例：掛川市】

【事例 掛川市(掛川市歴史的風致維持向上計画 p.199参照)】



図 重点区域の区域【横須賀城下地区】

表 重点区域の区域【横須賀城下地区】

区間	説明	区間	説明
1～2	文化財（史跡）指定区域界線	6～7	市道川原町北裏線
2～3	県道 69 号相良大須賀線	7～8	都市計画用途地域界線
3～4	都市計画用途地域界線	8～9	8 と 9 を結ぶ線
4～5	市道西大淵 9 号線	9～10	景観形成重点地区区域界
5～6	県道 69 号相良大須賀線	10～1	都市計画用途地域界線

重点区域の境界線の根拠には、史跡等の指定区域、景観形成重点地区区域界、都市計画用途地域界線、県道、市道等が用いられていることを、図表を用いて記載

併せて、重点区域内で行われる活動のルートに掲載

(4) 重点区域の名称、面積

- ・当該箇所では重点区域の名称及び面積を記載してください。重点区域の指定面積は300～500haが標準的です。

2. 重点区域の指定の効果

- ・当該箇所では、重点区域を指定することの効果について、記載してください。その際、この効果が市全域に波及する旨を必ず書いてください。

3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

- ・当該箇所では、重点区域において良好な景観形成を図る際の関連施策との連携状況について記載してください。

【解説】

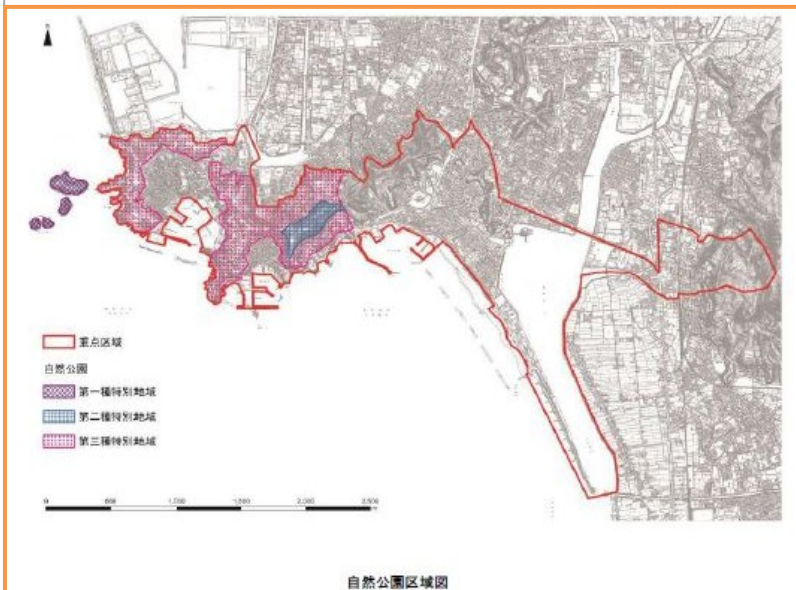
- ・下記の施策が重点区域と重複している場合においては、図等で明示してください。
(1) 都市計画 (2) 景観計画 (3) 屋外広告物条例 (4) 独自条例 (5) 文化財保存活用地域計画の文化財保存活用区域 (6) 国指定文化財の保存活用(管理)計画 (7) 世界遺産の包括的保存管理計画 (8) 農業振興地域整備計画 (9) 景観農業振興地域整備計画 (10) 国立公園/国定公園
- ・重点区域との関連性を示すため、各計画の説明で使用する図面中に重点区域を示してください。
- ・都道府県が作成している計画・条例についても、当該市町村に関係する場合(景観計画、屋外広告物条例など)はもれなく記載してください。
- ・3章においても記載する計画は、重点区域に特化した規制等を具体的に記載してください。たとえば、景観計画であれば、3章では計画全体の考え方や景観計画区域全体のゾーニング、4章では重点区域内における規制内容(景観計画における重点地区における規制内容など)を記載してください。
- ・世界遺産がある場合は登録された地域も含めてその概要を説明してください。【次頁に続く】

・国立公園については地方環境事務所（環境省）と、国定公園については都道府県担当課と事前に重点区域とその場所で行われる事業等について調整してください。

【事例:和歌山市】

【事例 和歌山市(和歌山市歴史的風致維持向上計画 p.194、195参照)】

(4) 国立公園
 本市の沿岸部は自然公園法に基づく国立公園（瀬戸内海国立公園）として、環境大臣により指定されており、和歌の浦区域の沿岸部も含まれている。当公園は、自然公園法に基づき、区域内は第一種特別地域、第二種特別地域、第三種特別地域に区分されており、公園事業の執行として行う行為等を除き、次ページの表のように、建物の新築、土地造成、樹木伐採等、風景地に影響を与える行為の規制が適用されている。今後も環境省と協議を行いながら、これらの自然環境の保全の取り組みを継続し、良好な景観形成を推進するものとする。



地域区分と行為の規制		
地域区分	説明	行為の規制
第一種特別地域	特別保護地区（特に嚴重に景観の保護を図る必要のある地区）に準じ風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域	許可制 特別保護地区（学術研究のための行為等極めて限定された範囲の行為のみ許可）に準じた扱い。
第二種特別地域	特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域	許可制 林業は、30%の択伐を認めている。通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など住民の日常生活に必要な施設は原則として許可している。 地形、水利上他には設置できないダム、水力発電所については、各種の条件を付して許可することができる。
第三種特別地域	通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域	許可制 林業は皆伐を認めている。工作物の設置については第二種特別地域とほぼ同様。

許可申請・届出を要する各種行為の一覧 (●：許可 ▲：届出)	
行為の種類	特別地域 法第20条第3項
工作物の新築、改築、増築	●
木竹の伐採	●
指定区域での木竹の損傷	●
鉱物の掘採や土石の採取	●
河川、湖沼等の水位・水量の増減	●
指定湖沼等への汚水の排出等	●
広告物の設置・表示	●
屋外での指定物の集積・貯蔵	●
水面の埋立等	●
土地の形状変更	●
指定植物の採取等	●
指定区域での指定植物の採集・播種	●
指定動物の捕獲等	●
指定区域での指定動物の放出	●
屋根、壁面等の色彩の変更	●
指定区域への立入	●
指定区域での車馬等の乗り入れ	●
政令で定める行為	●
地域指定の際の既着手行為	▲
非常災害のための応急措置	▲
木竹の採集、家畜の放牧（許可行為は除く）	▲

国立公園の指定エリアの状況及び行為の規制内容を掲載

国立公園区域内において行為を行う場合は、環境省と協議を行うことを本文に記載

重点区域と国立公園（自然公園）の指定（重なる）範囲を図示

3つの地域区分ごとの説明及び行為の規制を記載

許可申請・届け出を要する各種行為を一覧表で整理し、記載

・農業振興地域整備計画については、農業振興地域の指定の状況など、農業振興地域と農用地区域がわかる図を記載するとわかりやすくなります。また、当該区域内における農業・農村振興の取組（歴史的風致の維持向上につながるもの）について記載し、その取組と連携して歴史的風致の維持向上を図ることを記載してください。なお、当該章（4章）に記載する場合は、必ず3章にも取りあげることとなります。その際、3章においては市町村全体の記載を、当該章においては重点区域に該当する取組を記載するようにしてください。☞【事例:下野市】

【事例 下野市(下野市歴史的風致維持向上計画 p.199～200参照)】

(5) 農業施策との連携

本市では、「農業振興地域整備計画書」において、農用地の利用や農業生産基盤の整備開発、農用地等の保全に関して方向性を示し、平成 35 年を目標年として農業振興に取り組んでいる。

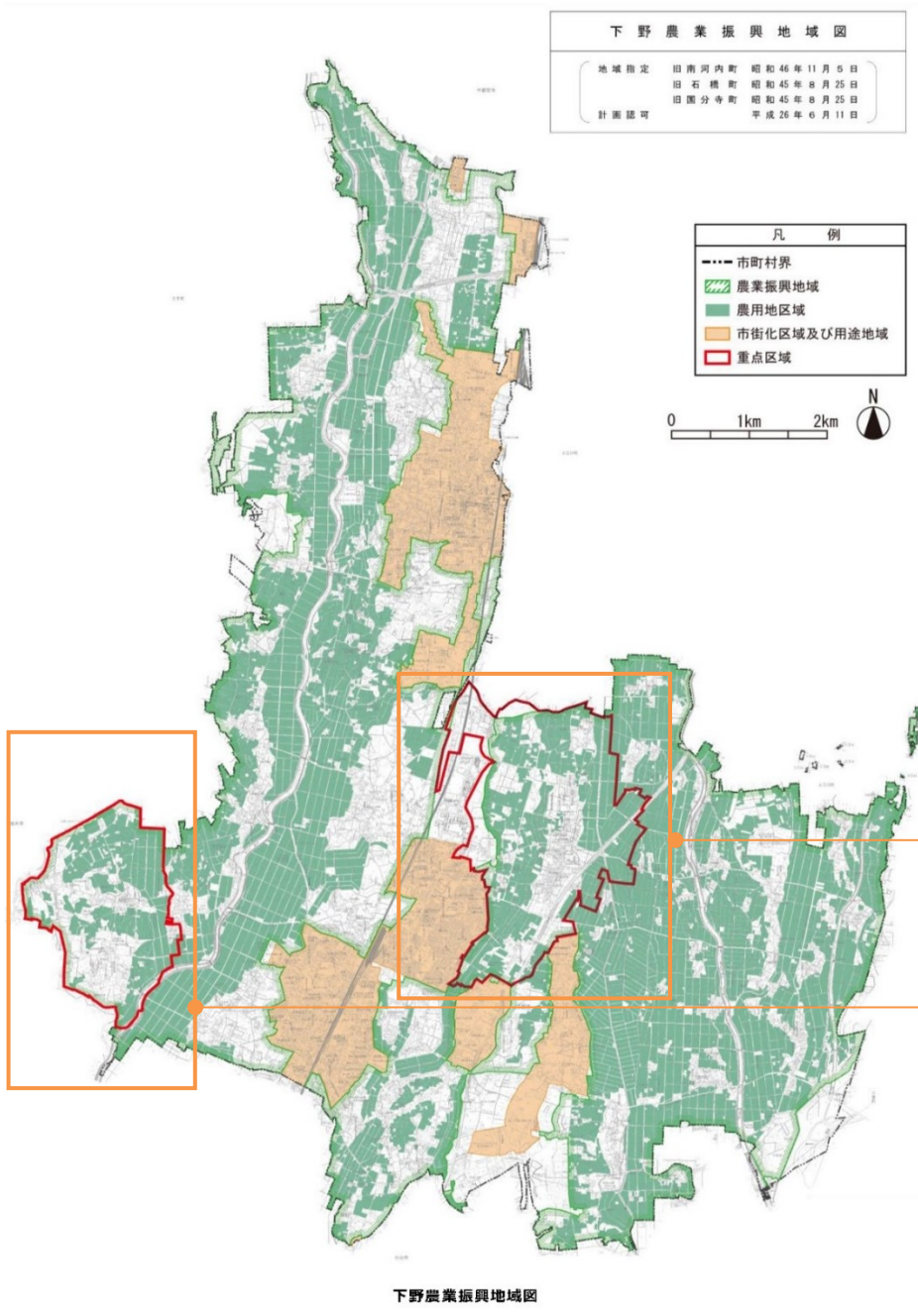
本計画の重点区域は、両地区ともにほとんどが「農業振興地域」とされ、集住地や平地林等を外した範囲を「農用地区域」としている。

また、「産業振興計画」や「下野ブランド推進プラン」においても、農商工連携による下野ブランドの展開など、農産品の販路拡大、イベント実施による地域振興などの取組みを展開している。

本計画の推進においても、営農活動を促進するとともに、良好な農業景観を後世に継承していくため、各産業分野とも連携して農業振興に取り組み、歴史的風致の維持向上を図る。

重点区域内に農用地又は農業振興地域に指定されている部分があることを記載

農業・農村振興の取組と連携して歴史的風致の維持向上を図ることを記載



重点区域と農業振興地域、農用地区域指定の範囲を図示

- ・景観農業振興地域整備計画については、当該計画で「景観に配慮した農業生産基盤の更新及び整備開発計画」、「農用地等保全のための整備計画」及び「農用地等保全のための活動計画」等において、「重点区域」内で実施する施策等に関連する部分を抜粋し、赤枠、赤下線などで示すとわかりやすくなります。

【参考例】

〇〇市景観農業振興地域整備計画（〇〇年（〇〇〇〇）〇月策定）

本市のA地区では景観農業振興地域整備計画を策定しており、農村における良好な景観の形成を図るため、景観に配慮した農業生産基盤の整備及び開発に関する事項等が定められている。これらの取組と連携して歴史的風致の維持向上を図る。

第3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

(1) 景観に配慮した農業生産基盤の更新及び整備開発方針

計画区域内においては、農業や農村の持つ多面的な機能が適切に発揮されるように、棚田とその周辺の農業生産基盤の維持を行うこととし、極力その形状や仕様を変更することを避け、農村景観を後世に伝えていくものとする。

なお、整備に当たっては、A地区の条件を活かした効果的な整備と共に、鳥獣被害防止等の被害対策を実施する。

(2) 景観に配慮した農業生産基盤の更新及び整備開発計画

計画区域内の農業水利施設については、完成から相当の年数が経過する中で、取水施設の老朽化による用水供給能力の低下等が見受けられる。また、過疎化、高齢化、混住化などの進展に伴い、施設の適切な保全・管理が困難な状況となっているとともに、小区画・不整形な農地条件や鳥獣被害等の制約もあり、今後の耕作放棄地化も想定される。このことから、A地区の実情に合わせ、地元の合意形成を図りながら、農業・農地の持つ生物多様性の保全や水源かん養など多面的な機能が適切に発揮されるよう、農業生産基盤と生活環境基盤を合わせた整備を総合的に行う。

第4 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等保全の方針

A地区においては耕作放棄地や管理が不十分な棚田が生まれつつあるが、一部の農家では後継者がおり、数年の間は当事者間の調整によって耕作放棄地の爆発的な増加の恐れは少ないと考えられる。

しかしながら、一部の棚田では耕作を諦め林地化する事例などもあり、今後の営農規模の縮小と連鎖して起こる棚田景観の変質は不可避とも考えられる。よって、棚田景観の維持及びそのための耕作継承についての情報を共有していき、担い手等に対して、農地の賃貸や農作業の受委託などによる農地の面的集積を図るとともに、現在のA地区棚田保全協議会を発展させた集落営農組織の立ち上げを検討し、農業の組織化を推進する。また、行政と地域が協働し、国や県などの支援を受けながら、耕作放棄地の再生や、普及後の利用主体、導入作物、営農定着への支援、販路の確保のほか、農業用排水路や農道等の整備など、それぞれの場所に合った保全管理及び活用方法を検討する。

(2) 農用地等保全のための整備計画

A区域の棚田の耕作状況を把握しながら、農地、農業用水、生物多様性、景観等の農村資源の保全管理の方向について検討し、各種補助事業等を活用した農用地等の整備及び保全に努める。また、棚田オーナー制度など、新たな活用方策の導入や、多様な主体による棚田の有効活用についても検討する。

(3) 農用地等保全のための活動計画

中山間地域等直接支払制度等を活用して、農業や集落活動に関心のある企業者個人と、それぞれの資源、ネットワーク等を活かした連携を行うなど新たな体験プログラムの開発等による都市住民との交流活動を試行し、A地区での導入の可能性について遠投する。

「5章 文化財の保存又は活用に関する事項」の記載

- ・5章では、当該計画における文化財の保存又は活用に関する内容について記載します。
- ・「1. 市町村全体に関する事項」で市町村全体に関する文化財保護の方針を記載し、「2. 重点区域の関すること」で具体的な計画・事業について記載してください。
- ・以下に、項目ごとの留意事項について解説します。

「5章 文化財の保存又は活用に関する事項」の目次構成

1. 市町村全体に関する事項
 - (1)文化財の保存・活用の現況と今後の方針
 - (2)文化財の修理(整備)に関する方針
 - (3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針
 - (4)文化財の周辺環境の保全に関する方針
 - (5)文化財の防災・防犯に関する方針
 - (6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針
 - (7)埋蔵文化財の取扱いに関する方針
 - (8)教育委員会等の体制と今後の方針
 - (9)各種団体の状況及び今後の体制整備の方針
2. 重点区域に関する事項
 - (1)文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画
 - (2)文化財の修理(整備)に関する具体的な計画
 - (3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画
 - (4)文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画
 - (5)文化財の防災・防犯に関する具体的な計画
 - (6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画
 - (7)埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画
 - (8)各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

1. 市町村全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

- ・当該箇所では、3章の文化財に関する課題・方針にある内容（文化財の周辺環境の保全、後継者・原材料の不足、普及・啓発等を含む）を必ず記載してください。特に、3章の方針に記載しながら、ここで対応していないということがないようにしてください。また、3章の課題・方針にない内容で、文化財保護の観点から重要なものについては詳細に記載してください。

※例えば、歴史的建造物の消失、周辺環境の悪化、後継者不足、原材料不足、周知不足、理解不十分 等

【解説】

- ・まず、(1)において網羅的に記載したうえで、(2)～(9)により詳細に記載してもかまいません。
- ・記載する上で以下の点に特に注意してください。
 - ①有形文化財／無形文化財／未指定文化財の観点から記載すること。
 - ②文化財調査とその後の保護措置（市町村による指定や有形文化財の登録等）について記載すること。
 - ③保存管理（活用）計画の作成状況及び今後の方針を記載すること。
 - ④「文化財保存活用地域計画」の作成又は今後の予定を記載すること。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

- ・当該箇所では、修理（整備）に関する法令遵守（文化財保護法や文化財保護法に関する条例に基づいた適切な手続きを経ること）、適切な体制（文化庁・都道府県との関係、文化財保護審議会や専門家からの指導助言）、真正性の担保（史料に基づいた修理、修理のための調査）についての記載が必要です。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

- ・当該箇所では、文化財の保存・活用を行うための展示施設、案内施設、便益施設等の設置について記載してください。この際、市町村内の展示施設等の連携・調整（統廃合を含む）に言及するとより充実した記載になります。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

- ・当該箇所では、文化財の周辺環境の保全のための自治体としての方針（措置（用途、高さ、景観等の制限））について記載してください。
- ・この際、案内板・説明板のガイドラインや設置について記載してください（当該内容については（３）での記載も可能です）。また、道路の美装化、無電柱化、緑化等についても記載してください。

（５）文化財の防災・防犯に関する方針

- ・当該箇所では、文化財の防災・防犯に関する自治体としての方針を記載してください。その際、防災に関する施設設備等のハード面と関係機関との連携や訓練等のソフト面について記載するとともに、文化財毀損^{きそん}への対応など防犯についても記載してください。

（６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

- ・当該箇所では、文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針を記載してください。その際、市町村単独の取組だけでなく、住民、団体、企業等の取組についても記載してください。

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

- ・当該箇所では、埋蔵文化財の取り扱いについて自治体としての方針を記載してください。記載時には、周知の埋蔵文化財の取り扱いを中心に記載するとともに、関係部局、都道府県との連携体制についても記載してください。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地ではない近世遺構の取り扱いについて取り決めがあれば記載してください。

（８）教育委員会の体制と今後の方針

- ・当該箇所では、文化財保護の担当部局の体制と今後どのように運営していくかの方針を記載してください。
- ・文化財保護を担当している部署の体制（人数、専門性）及び文化財保護審議会の委員（専門分野別の人数）について記載してください。
- ・首長部局に補助執行している場合には、条例等を含め経緯を記載してください。
- ・市町村の教育委員会において、「歴史まちづくり法」の特例による現状変更の事務を行う場合には必要事項を記載してください。

（９）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

- ・当該箇所では、文化財の保存・活用に関わっている団体等について、名称と活動内容を簡潔に記載してください。記載方法は、表形式にしてもかまいません。併せて団体に対する市町村の関わり方（連携、支援、協力等）を記載してください。☞【事例：伊豆の国市】

【事例 伊豆の国市(伊豆の国市歴史的風致維持向上計画 p.161参照)】

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財を保存・活用していくためには、本市の行政機関だけで取り組むのは困難であるため、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携をとることが重要である。

本市では、多くの団体が、文化財の保存・活用に関わっており、地域の歴史や文化財の調査・発信を行っている団体や、無形民俗文化財の保護活動を行っている団体などが存在する。

今後は、これらの各種団体の多様な活動をさらに活性化させるため、必要な情報提供や人材育成等を積極的に支援し、地域住民が主体となるような文化財保護活動を進めていく。

表5-1 伊豆の国市の文化財の保存・活動に関わる団体の一覧

名称	活動エリア	活動概要
公益財団法人江川文庫	菫山地区	(重文) 江川家住宅、(重文) 菫山代官江川家関係資料、(重文) 江川家関係写真等所蔵文化財の保存・活用、江川家の伝統行事の継承
特定非営利活動法人伊豆学研究会	伊豆半島	文化財の保護・活用・普及啓発
菫山反射炉を愛する会	伊豆の国市	菫山反射炉の環境整備、普及啓発
かわかんじょう保存会	伊豆の国市神島	かわかんじょうの保存・継承
各地区三番叟保存会	伊豆の国市	三番叟の保存・継承
特定非営利活動法人菫山城を復元する会	伊豆の国市	菫山城の復元、地域の歴史的文化の保存継承
伊豆長岡芸術事業共同組合(伊豆長岡見番)	伊豆長岡温泉	芸者衆の育成・芸能の継承
伊豆の国歴史ガイドの会	伊豆の国市	菫山反射炉の普及啓発、広報活動

文化財関連の活動団体、世界遺産関連の団体、芸能関連の保存・継承団体等活動に関わる団体について、名称、活動エリア、活動概要を表として整理し、掲載

2. 重点区域に関する事項

- ・当該箇所では、「市町村全体に関する事項」で記載している留意事項を参考に、重点区域における具体的な計画・事業を記載してください。
- ・6章で位置づける事業（明らかに文化財と関わりのない事業を除く）については、(1)～(8)のいずれかに事業名称及び事業期間を記載してください（再掲も可です）。

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

※文化財の保存管理（活用）計画について、現在の作成状況と今後の方針を記載してください。

- (2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画 (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画 (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画 (5) 文化財の防災・防犯に関する具体的な計画 (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画 (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画 (8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

「6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項」の記載

- ・6章では、当該計画における歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項について記載します。
- ・以下に、項目ごとの留意事項について解説します。

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

- ・当該箇所では、計画期間内に実施する歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等にかかる方針（基本的な考え方）について記載してください。
- ・事業分野ごとに整理する場合、第3章で記載した課題・方針の項目立てと一致するように事業を整理してください。

「6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項」の目次構成

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針
2. 事業
 - 全体：全事業の位置図
 - 各シート：
 - ・事業の名称・事業主体
 - ・事業手法(国の支援事業の名称等)
 - ・事業期間・事業の概要・事業の位置図
 - ・事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由
 - ・その他参考になるべき事項

【解説】

- ・2期計画の策定自治体においては、1期計画のふりかえりを記載したうえで、2期計画で実施する事業について記載してください。☞【事例:高山市】

【事例 高山市(高山市歴史的風致維持向上計画 p.161参照)】

1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等に関する基本的な考え方

本計画において、歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等は、歴史的風致を構成する建造物の保存・活用、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成、歴史的風致の認識を向上させる事業等により実施する。

第一期計画では旧矢嶋邸等整備事業において、気軽に高山の歴史文化を知ることができる拠点施設として飛騨高山まちの博物館を整備した。平成23年(2011)4月のオープン以来、予想を上回る来館者があり、地域活動の拠点としても活用されている。また、ここを基点とした周遊ルートの整備や無電柱化、景観の向上に資する事業、伝統文化の継承に係る支援等を実施し、観光客の増加や町並み景観の向上、市民活動の活発化などが図られた。さらに、旧森邸等整備事業において整備した伝統文化交流拠点施設も平成30年度から稼働予定であり、まちの博物館との一体活用が見込まれている。

本計画においては、人口減少や少子高齢化の進展を背景に、維持管理が困難となる歴史的建造物の保存・活用や、高山祭をはじめとする地域の祭礼行事・伝統文化等の継承に資する事業に重点的に取り組むとともに、無電柱化等による良好な歩行空間の創出や農山村集落の歴史文化資産の活用など、市街地及び市域全体での観光客の更なる回遊性の向上に資する事業を展開し、各課題の解消を目指す。

事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに、周辺の景観に配慮し、地域住民や関連団体などと十分な協議調整をしたうえで実施する。また、国や県の補助金制度を有効に活用していくよう検討し、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行い歴史的風致の維持向上を図る。

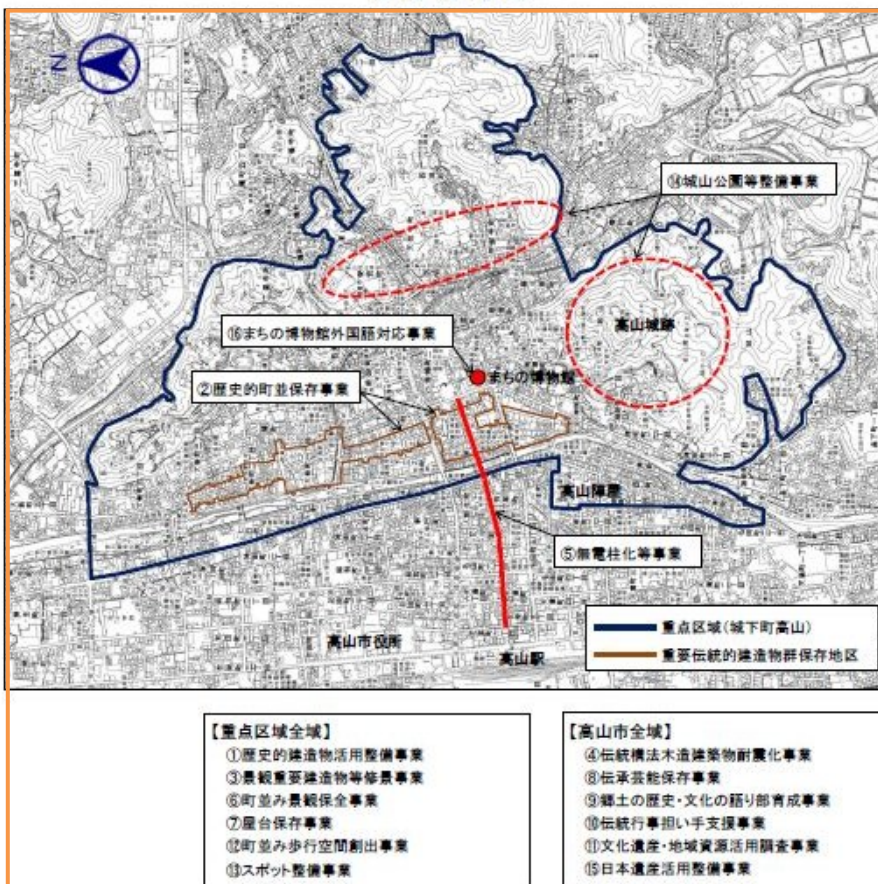
上記の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

1期計画で実施した事業の効果、課題を記載するとともに、2期計画における基本的な考え方を記載

・歴史的風致の維持向上に資する全ての事業をプロットした位置図を掲載してください。☞【事例:高山市】

【事例 高山市(高山市歴史的風致維持向上計画 p162参照)】

事業位置図



2期計画で位置付けている重点区域内で実施する全事業をプロットした位置図を掲載

2. 事業

- ・当該箇所では、事業として位置づけるものを記載してください。また、それぞれの事業についてはシート形式で記載してください。
- ・事業対象や目的などで項目立てをして整理する場合は、第3章 1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題と 3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針の項目立てと一致させるようにしてください。

【解説】

- ・事業として位置づけるものはハード事業だけでなく、ソフト事業を事業として位置づけることも可能です。また、民間主体の事業を位置づけることも可能です。
- ・歴史的風致の維持向上との関連が不明確な事業は記載不可とします。
- ・重点区域外の事業も記載することが可能ですが、重点区域の妥当性に疑義が生じないように必要最小限にとどめてください（市町村域全体にわたるソフト事業等の記載は問題ありません）。
- ・事業は、軽微な変更により後で追加することも可能であるため、当該箇所では確実に実施できるものを記載します（歴史まちづくり法第5条第8項において、「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」が計画認定の基準となっていることに留意してください）。

○全体

- ・全事業の位置図を記載してください。

○各シート

・それぞれのシートには以下の内容を記載してください。

①事業の名称

・必ずしも交付金の事業計画等に記載した事業名と合わせる必要はありません。事業内容を端的に表したものにしてください。ただし、交付金の事業名が簡潔なものである場合は、その名称を使用してください（必要以上に交付金の事業名と異なる事業名を付す必要はありません）。

②事業主体

・国補助金の間接補助、市町村単独費による補助については、市町村を事業主体としてください。

③事業手法（国の支援事業の名称等）

・国土交通省の補助金を活用する場合、事前に地方整備局や都道府県と十分調整してください。既に社会資本総合整備計画に記載済み等、措置されることが確実なもののみ記載可能です。それ以外の場合は、「市単独事業」等と記載してください。

・国補助金の活用期間又は国補助金が措置されることが確実な期間が「事業期間」の一部である場合は、「〇〇交付金（令和〇年度～〇年度）」などその期間を明示してください。この場合、国補助金の措置が担保されていない期間がある場合は「市単独事業」等を併記してください。☞【事例：和歌山市】

【事例 和歌山市(和歌山市歴史的風致維持向上計画 p.206参照)】

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

事業名	1. 紀州東照宮境内修景整備・建造物美装化
事業主体	紀州東照宮
事業手法 (支援事業名)	美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（平成31年度～平成34年度） 史跡等総合活用整備事業
事業期間	平成31年度～平成39年度
事業位置	紀州東照宮敷地内 
事業概要	重点区域の重要な文化財である紀州東照宮の境内において、東照宮創建400周年（2021年）に向けて、文化財建造物の美装化を行い、修景整備（経年劣化が進む石橋、石階段、参道の修繕及び機能改善や神輿舎の改修（和歌祭の神輿や衣装の展示、公開活用）、燈籠の修繕等）を実施する。  紀州東照宮本殿  紀州東照宮神輿舎  紀州東照宮石橋  紀州東照宮石灯籠
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	建造物の美装化・修景整備を行うことで、歴史・文化を生かした景観の向上、さらにはより多くの市民、来訪者が回遊することにつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

国の補助金（街なみ環境整備事業）の活用期間が確実であるため、その期間を明示

④事業期間

・事業の始まる時期は計画認定前でも構いません。一方、終期は計画期間内とします。

⑤事業の概要

- ・事業対象となる建造物・活動等を例示する場合、2章で歴史的風致として記載したものを記載してください（1章に記載があるだけでは不可とします）。
- ・抽象的な内容に終始しないように留意してください。可能な限り、実際にどのような工事等を実施するかわかるようにしてください。ただし、事業面積・延長など定量的な記載は不要です。
- ・国立公園の区域内で実施する事業については地方環境事務所（環境省）と事前に内容を調整してください。
- ・国定公園の区域内で実施する事業については都道府県担当課と事前に内容を調整してください。

⑥事業の位置図

- ・拡大図を用いる場合、重点区域内での位置関係が把握できることに留意してください。
- ・原則として各事業の位置図は同じ図面をベースとし、事業位置のプロット方法も可能な限り統一してください。
※重点区域が複数地区ある場合は、当該事業を実施する区域の図面のみで問題ありません。

⑦事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

- ・2章に記載した歴史的風致との関係が説明できない事業は記載不可とします。
- ・特定の歴史的風致の維持・向上に資する事業である場合には、具体的にどの歴史的風致の維持及び向上に寄与するのかについて記載してください。☞【事例:盛岡市】

【事例 盛岡市(盛岡市歴史的風致維持向上計画 p.224参照)】

事業概要	重要文化財である旧第九十銀行本店本館（もりおか啄木・賢治青春館）を適切に維持管理するとともに、建物修復整備を行う。また、建造物周辺（指定範囲外）の門柱等の修景整備等を行う。  旧第九十銀行本店本館
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	盛岡を代表する歴史的建造物を修理、修景、活用することにより、歴史的建造物の価値と魅力を高めることができ、市内外の人々に活用されることができ、盛岡八幡宮とその周辺の祭礼に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

当該事業を実施することで歴史的建造物の活用が広がることに加え、「具体的な歴史的風致（盛岡市の場合、盛岡八幡宮とその周辺の祭礼）」の維持向上に寄与することを記載

「7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針」の記載

- ・7章では、歴史的風致形成建造物の指定の方針について記載します。
- ・指定候補とする建造物は、2章に登場している（歴史的風致の形成を担っている）ことが必須となります。

【解説】

- ・歴史的風致形成建造物として指定する際の基準を明示してください。
- ・歴史的風致形成建造物の指定候補の一覧を以下の様式を用いて記載してください。

■ 歴史的風致形成建造物指定候補一覧（例）

番号	名称	写真	所在地	所有者	築年	指定等区分	関連する 歴史的風致

- ・重点区域内に立地していることを明示するため、当該章の最後に、指定候補の位置図を併せて記載してください。
- ・計画認定後に指定された歴史的風致形成建造物については、軽微な変更で指定年月を記載してください。
- ・なお、2期計画の策定都市の場合、1期計画で指定した建造物を2期計画においても引き続き指定する場合は、1期計画で指定した建造物が分かるように下線や*（注釈）などを付記してください。

「8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項」の記載

- ・8章では、歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項を記載してください。

【解説】

- ・歴史的風致形成建造物全体について管理する上での基本的な考え方を示した上で、個別の事項について記載してください。この際、登録有形文化財については、内部の価値を保護する必要があるものもあるため、外観のみの記載に限定した書き方にしないようにしてください。
- ・届出不要の行為は既に他法令や条例に基づき現状変更の許可や届出等が必要になっている建造物について2重申請・届出の手間を軽減するものであるため、市町村長の判断で何でも届出不要にできてしまうような限定のない規定を設けないようにしてください。

2-3. 調査のテクニック

・当該箇所では、歴史的風致を掘り起こし調査を実施する際に役立つ工夫点を記載します。

(1) 50年以上の歴史を有することを確認する際の資料等の収集

・歴史的風致の掘り起こし調査を実施する際には、「建造物」及び「活動」それぞれについて所定の歴史を有することを確認する資料の収集が必須となるため、その際のポイントを以下に整理します。

<p>(1)文献調査のポイント</p>	<p>・情報の一次資料を収集してください。 例) 市史に「棟札に●●年建立」と記載があることから、●●年創建であることがわかる。</p>
<p>(2)実地調査のポイント</p>	<p>・文献で見つからないものは、現地を探してください。この際、自治体職員自らが、活動団体や活動者、地域の歴史文化に詳しい方への聞き取り及び調査を行う（又は同行する）ことが特に重要です。また、その際は、地域の核となる方を味方に引き込むことも重要です。 ・着目している建造物や活動そのものだけでなく、周囲の状況など広い視野で調査を行ってください。</p>
<p>■「建造物」の調査方法</p>	<p>・原則50年以上の歴史を有することがわかることが求められます。ただし、建築年が正確に把握できなくてもかまいません。また、文化財である必要もありません。 ※火災や建て替えにより、メインとなる建造物が50年以上の歴史を有しない場合でも、門、鳥居、石灯笼、供養碑、石段、手水鉢等、メインの建造物に付帯する建造物が50年以上の歴史を有していれば、歴史的風致を構成する建造物として成立します。 ・調査を行う際は、既往の資料調査に加え、建築士会や大学への調査協力をお願いしている自治体もあります。 ・確認方法の主なものは以下のとおりです。 ①文献、記録 ②棟札 ③刻銘 ④新聞記事 ⑤古写真・航空写真（現在の写真と比較して変わらずに存在すること、また部材が相応に経年劣化していることを明記すること） ※登記簿の確認や神社仏閣の場合、明治期に作成された「社寺明細」を活用している自治体もあります。 ※梵鐘などの動産は、後代に他所から持ち込まれたり、奉納・転用されていたりする可能性があるため、刻銘があっても歴史性の根拠として用いることはできません。 ※なお、新聞記事は著作権があるため、使用时には注意してください。 ・法定協議会や地方文化財保護審議会で認められるときは、相応の歴史を有するものとして取扱うことができます。</p>
<p>■「活動」の調査方法</p>	<p>・20年以上継続して活動がなされており、歴史を有することがわかることが求められます。 ・地域住民の活動であることが前提となります。 ・活動の開始時期は、必ずしも開始時の根拠を見つける必要はなく、少なくとも20年以上歴史があることがわかればよいです。 ※民俗芸能や伝統行事、またこれに準ずるものにおいて5年程度、活動が行われていない場合（5年以上の期間ごとに開催される祭礼など、長期間ごとに定期的実施されるものを除きます。）再開した活動が、伝承している者の指導により以前と同じように行っていることがわかることが重要です（活動が休止しているだけで、伝承は続いていると考えます）。 ・五感で感じられる活動（①見る、②香り、③作業音・楽器音、声、④煙・蒸気 等）である</p>

	<p>ことが重要です。</p> <p>・確認方法の主なものは以下のとおりです。</p> <p>①文献・記録、②新聞記事、③古写真、④会報</p> <p>※自治体OBへの協力依頼や、20年前の活動に関する写真を自治体広報で募集し、活用した自治体もあります。</p>
■「良好な市街地の環境」の調査方法	<p>・建造物と活動が一体となっていることが屋外で感じられることが求められます。</p> <p>※<u>歴史的まちなみの中を祭礼の山車や神輿が通る姿やルートの把握、域内に位置する歴史的建造物を対象とした信仰活動（地蔵等）の様子や範囲の把握、産業・生業が行なわれている建造物・まちなみの範囲と屋外からも感じられる活動内容の把握（酒造り、醤油・味噌づくり等）等</u></p>

※当該箇所の記載内容についての詳細は、2章（p30～p34）を参照してください。

(2)「建造物」と「活動」の両者を調査する際のポイント

- ・計画書に歴史的風致を位置づける際には、「建造物」と「活動」の歴史を調査することが必須となり、「建造物」、「活動」の単体では、歴史的風致として位置づけることはできません。
- ・そのため、ポイントとしては、やみくもに「建造物」の調査をするよりも、「活動」から調査を始めると「建造物」の的が絞りがやすくなります。
- ・以下では、建造物の室内で主な活動が行われ、市街地環境に活動が現れにくい、①茶道（茶の湯）文化、②神社の中で行う祭礼行事、③伝統産業（焼き物）を例として、歴史的風致として位置づける際のポイントを示します。すべてに共通する視点として以下のことが特に重要となります。
- ・取り上げる活動及び建造物を歴史的風致として位置づける際に、**メインとなる活動行為だけでなく、メインの「活動を支える」、「波及する」様々な活動内容を想定し、拾い上げ、実際の活動が現地で実施されているかの有無を確認・整理**します。その際、**市街地のどの範囲で上記活動（特に屋外でも把握できる内容）が実施されているか（範囲を見極めること）が重要**です。
- ・その上で**主となる活動が実施されている建造物等が原則50年以上の歴史を有するものであるかの確認・整理**することが求められます。

①茶道（茶の湯）

・茶道(茶の湯)について歴史的風致として位置づける際には、茶室という建造物や茶室の中で茶会を行うという行為だけでなく、以下にあげるような茶会の実施に伴う活動内容を広く取り上げてください。その後、各自治体において、茶会開催時に実際に行われている活動内容と活動が行われる建造物や市街地環境を拾い上げ、それぞれの箇所における活動の有無及び内容を確認・整理することが重要です。

活動	活動と関連する建造物等・市街地環境
<ul style="list-style-type: none"> ・茶会 ・打ち水 (茶会を行う際に、客を迎えるために通り庭等に打ち水をする) ・水くみ（茶会に使用する水をくみにいく） ・野点（屋外における茶会の活動として位置づけられる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・茶室、茶庭 ・茶室を有する歴史的建造物とその周辺（市街地環境） ・井戸、湧水、水場 ・献上茶会等が行われている城址

<ul style="list-style-type: none"> ・普及活動（茶の湯文化を地域活動として行う） ・和菓子の販売（和菓子の店の張り紙や飾りつけが季節によって変わる） ・茶器、釜等の生産（茶道具を生産する営みが地域の活動となる） 	<ul style="list-style-type: none"> ・菓子屋 ・登り窯（焼き物）、釜（鉄器）、茶器等の製造所
---	---

②神社の中で行う祭礼行事

- ・祭礼行事について歴史的風致として位置づける際は、祭礼を行うことに伴う活動内容（準備段階、祭礼当日、片付けに分けて整理 等）にどのようなものがあるかを確認・整理することが重要です。
- ・その際、準備や飾りつけ、片付け等が市街地のどの場所で行われているかの場所及び範囲を見極めることが重要です。

活動	活動と関連する建造物等・市街地環境
<ul style="list-style-type: none"> ・準備 ・祭礼行事 ・祭礼の練習 ・祭礼の衣装をつけて活動場所に向かう人々の姿 ・祭礼期間中の地域の家、軒下等への飾りつけ行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業場所 ・材料等の調達場所 ・神社 ・祭礼の練習をする場所（市街地環境） ・衣装を身に着ける場所から祭礼箇所までのルート（市街地環境） ・祭礼に伴う飾りつけが行われた地域の家々（まちなみ・市街地環境）

③伝統産業(焼き物)

- ・伝統産業（焼き物）について歴史的風致として位置づける際に、焼き物を製作する活動及び場所（建造物）だけでなく、製作された焼き物の販売等についても活動内容に含めて市街地内で実施されているかの有無を確認することが重要です。
- ・その際、恒常的に焼き物を販売する店舗だけでなく、陶器市の開催など、期間を限定して実施される商業活動等の場所や活動範囲も確認してください。
- ・また、製作された焼き物が、地域景観の構成物（ストリートファニチャやサイン等）として設置されている場合は活動と関連する市街地環境として位置づけることも可能となります。

活動	活動と関連する建造物等・市街地環境
<ul style="list-style-type: none"> ・窯業（焼き物を製作する営み） ・焼き物の販売 ・陶器市等の開催 ・地域景観の構成物としての焼き物（製作物）の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・登り窯 ・焼き物製作を行う建造物 ・焼き物取扱店等 ・陶器市が行われる範囲のまちなみ（市街地環境） ・製作された焼き物（ストリートファニチャ、サイン等）が設置された市街地環境

3. 計画書記載時の留意事項

- ・当該箇所では、計画書を記載する際の留意事項について項目別に示します。
- ・計画書作成にあたっては、以下の内容を厳守してください。

3-1. 文字、体裁

- ・A4縦の用紙、文字は12ポイント程度としてください。

- 年号の記載は和暦〇年（西暦）の順としてください。
- 章・節の見出しをゴシックにしたり、太字にすると見やくなります。
- 地名・人名、常用漢字外、その他難読漢字にはふりがなをつけてください。
（地名・人名は難読とは言えない場合も、複数の読み方が可能な場合は必ずふりがなをつけてください。
（例：「〇〇祭」、「××祭」）
※ふりがなは文字ごとにつけてください（熟字訓などの適合しない場合を除いて均等割付とはしない）。
（×歴史→〇歴史）
- 形式名詞、補助動詞は原則的にひらがな表記としてください。
- 音読み・訓読みによる漢字・ひらがな表記の区別は以下のようにしてください。
「御」を事例として記載します。
 - ・原則として、音読みの場合は漢字、訓読みの場合はひらがなとします。
例) ご覧 → 御覧 ご祭礼 → 御祭礼 御神輿 → お神輿
 - ・地域で固有名詞として使用されている場合は、その標記に従い、ふりがなをつけてください。
例) おたびしょ 普通名詞として：お旅所
※ただし、固有名詞の場合は：御旅所←地元での表記を尊重します。
- 漢字は、常用漢字、人名漢字を使用し、含まれていないものは本来の正字を用い、正規でない略字は使用しないでください。ただし、地元の表記を尊重する際は、この限りではありません。
例) 〇灯笼 ×灯籠 ×燈籠
- 中学3年生が理解できる内容となるように心がけてください（脚注なども活用してください）。
※本計画書を小学生の総合学習の教材として活用している自治体例（千曲市）もあります。
- 数字の半角、全角の扱いを統一してください。例：一桁は全角、二桁以上は半角とするなど
- 用語の使い方を統一し、確認してください。：「町なみ、街並み、まちなみ」、「2階、二階」など
※「」や『』の使い方も統一してください。：初出のものに括弧を使用。文献は『』とするなど
- 差別・不快用語に注意してください。
例：女史、婦人、女流、父兄、家柄、血筋、労務者等
- 制度及び事業名は、正式名称を使用してください。
伝建地区(×)→伝統的建造物群保存地区(〇 正式名称)
- 重要伝統的建造物群保存地区については、「指定」ではなく、「**選定**」となるため、注意が必要です。
〇〇国**指定**重要伝統的建造物群保存地区→〇〇国**選定**重要伝統的建造物群保存地区
、地方指定との区別をする必要がある場合は「国指定**の**重要文化財」と一つの単語にならないように記載するようにしてください。

3-2. 図面、写真

- 図や写真を挿入して分かりやすくしてください。
- 図絵の解釈について記載をすること。何を描写しているの分かるように記載してください。
- 図表は本文の参考資料であるため、キャプション（タイトルや説明文）や出典（著作者名、書誌名、データ元、サイト名やURL、所蔵元）を付すとともに図表の内容は必ず本文中で説明してください。
- 図表中の文字は判読可能なフォントサイズ、解像度となるように留意してください（図表の作成は外部委託することを薦めます）
- 加工・加筆した場合は、キャプションにその旨明記してください。
例：『●●●●』一部加筆
- 地図にはスケールバー、方角、凡例を付けてください。

3-3. 権利、引用

- 写真・図絵、地図、新聞記事については、著作権など権利関係に注意してください。フリー素材であっても著作権表示が必要な場合もあります。
- 刊行物から文章を引用・転載する場合は、どの部分が引用・転載部分かを判別できるように表記し（例：「」でくくる、前後に空白行を入れる、斜体で表記するなど）、引用・転載元を記載してください。引用した場合は、文章の変更はしないでください。転載の場合は承諾が必要な場合もあるため、権利関係に注意してください。
- 「日本一の生産量」や「日本三大○○」、「○○百選」などと表記する場合は、根拠となる調査資料を示してください。また、色々な説がある場合は、諸説あることを明記してください。
例：（平成○年農林水産省調べ）や刊行物、選定元等を示してください。

3-4. その他

- 歴史的風致となり得ないものについては、1章の歴史、文化財の分布で記載、又はコラムとして2章の各歴史的風致の説明の最後に記載してください。
- 数値データ（降水量、生産額、文化財件数等）は認定申請前の最終段階で最新版に更新してください。
- 2期計画の作成においては、1期計画の最終評価シートと整合を図るようしてください。

4・計画の変更 軽微な変更の届出

4-1. 計画変更として取り扱う事項・変更認定申請の流れ

- ・「歴まち計画」の計画期間は概ね5～10年程度としており、計画期間中には新たな文化財の指定や既存計画の変更、新規事業の追加など、様々な内容の変更が想定されます。
- ・当該箇所では、認定計画の変更として取り扱う事項・変更認定申請の流れについて記載します。

【解説】

- ・「歴まち計画」の変更においては、「軽微な変更」に該当するものを除き、変更の認定が必要です。
(運用指針P15～p16参照)
- ・したがって、以下の変更については、新しく歴史的風致維持向上計画として妥当か否かの判断を行う必要があるものであるため、計画変更が必要となります。(軽微な変更とはなりません)

- ・計画期間の延長
- ・市町村合併に伴う変更
(市町村域や自然的・社会的・歴史的背景の変更)
- ・歴史的風致の大幅な変更
- ・課題・方針の大幅な変更
- ・重点区域の変更
- ・国立公園及び国定公園内の事業の追加、事業内容の大幅な変更
- ・歴史的風致形成建造物又は指定候補の削除

※歴史的風致形成建造物又は指定候補を追加する場合は「軽微な変更」に該当しますが、2章の歴史的風致の建造物や活動の文章中に登場させ、歴史的風致を形成する建造物であることを併せて記載してください。

<計画変更の認定の申請の流れ>

- 通常の認定申請手続きと同様に、3省庁宛に申請を行います。
 - ・提出資料は様式1「変更箇所一覧」、様式2「新旧対照表」です。(様式をp93に掲載)
 - ・申請にあたっては、変更の内容について事前に法定協議会や地方文化財保護審議会に諮ることが必要であるほか、パブリックコメントなどの住民の意見を聴く手続きを検討してください。また、庁内会議の開催等、関係者の合意形成のための調整も必要に応じて検討してください。
 - ・例年12月頃に国が認定計画の変更の意向調査を行い、意向のある都市については年度末に変更の認定を行います。以下のような場合は随時計画変更の手続きを行いますので、直ちに国の担当者に報告をしてください。
- (1) 認定計画に記載された個々の事業又は措置が、認定計画どおりに実施できない状況が生じたとき
 - (2) 認定計画における重要な前提条件と異なる状況が生じたとき
 - (3) 認定前にその事象が発生していれば、当該歴史的風致維持向上計画が認定されないような事象が発生したとき

4-2. 軽微な変更として取り扱う事項・軽微な変更届出書提出の流れ

・4-1において「計画変更として取り扱う事項」を記載しましたが、当該箇所では「軽微な変更」として取り扱う事項・軽微な変更届出書提出の流れについて記載します。

【解説】

・変更の認定を要しない軽微な変更については、省令第2条において次のとおり定めています。（省令P2）

- 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う重点区域の範囲の変更
- 前号に掲げるもののほか、歴史的風致維持向上計画の実施に支障がないと主務大臣が認める変更

・以下の要件が全て満たされた場合に限り、軽微な変更として取り扱うことができます。

1. 変更内容が認定歴史的風致維持向上計画と整合していること。
2. 歴史的風致維持向上施設の個別の事業については、
 - ① 従前の事業目的（事業名称）と齟齬がないこと。
 - ② 従前の事業と関連性、一体性が保たれていること。
 - ③ 事業の規模等において従前の事業が主事業と判断できること。
 - ④ 当該事業の実施が歴史的風致の維持及び向上に従前にも増して寄与することとなること。

・なお、軽微な変更と判断される内容であっても、主務大臣の認定をうける必要がある計画変更が同時期にある場合には、認定を必要とする変更と併せて申請を行ってください。

<軽微な変更として扱われる事例>

- ・計画書中の誤記の修正
- ・法定協議会や各種審議会の委員の変更
- ・新たな指定や廃止に伴う文化財（数）の変更
- ・関連する既存計画の変更や改訂
- ・事業の追加や、事業名や事業主体、事業期間、事業手法（支援事業名）の変更
 - ※事業期間：計画期間内に限り変更可能
 - 事業手法：（例）市単独事業 → 社会資本整備総合交付金（公園等事業）
- ・歴史的風致形成建造物の指定や指定候補を指定したことに伴う記載の変更

<軽微な変更の届出の流れ>

- ・軽微な変更は「届出」制であるため、軽微な変更を行った段階で3省庁宛に届出を行います。
- ・提出資料は様式1「変更箇所一覧」、様式2「新旧対照表」です。（計画変更と同じもの、様式をp93に掲載）
- ・届出にあたっては、変更の内容について事前に庁内会議や法定協議会などに諮ることが望まれます。

5. 様式集

5-1. 認定申請書

歴史的風致維持向上計画認定申請書

文 書 番 号

年 月 日

文部科学大臣 殿

農林水産大臣 殿

国土交通大臣 殿

〇〇市町村長 〇〇〇〇

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条第1項に基づき、歴史的風致維持向上計画について、認定を申請します。

5-2. 計画の変更の認定申請書
(1)変更の認定が初めての場合

歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請書

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿
農林水産大臣 殿
国土交通大臣 殿

〇〇市町村長 〇〇〇〇

令和 年 月 日付けで認定を受けた歴史的風致維持向上計画について、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第7条第1項に基づき、変更の認定を申請します。

変更の認定申請が初めての場合については、こちらの様式をご活用ください。

※過年度の計画変更において、「軽微な変更」のみ実施した都市も含む。

※2期計画策定して初めての変更認定申請の場合同じものを使用

なお、提出時の宛名は3大臣連名のままとし、文書番号を含めて同じものを3省庁の担当に送付してください。

(2)変更の認定が2回目以降の場合

歴史的風致維持向上計画の変更の認定申請書

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿
農林水産大臣 殿
国土交通大臣 殿

〇〇市町村長 〇〇〇〇

令和 年 月 日付けで認定を受けた歴史的風致維持向上計画（最終変更認定：令和 年 月 日）について、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第7条第1項に基づき、変更の認定を申請します。

変更の認定申請（軽微な変更を除く）が2回目以降の場合につきましては、こちらの様式をご活用ください。

※直近の計画変更が軽微な変更である場合は、軽微な変更の届出日ではなく、直近の変更認定を受けた日付を記入

※文章冒頭には当初認定日を記入

なお、提出時の宛名は3大臣連名のままとし、文書番号を含めて同じものを3省庁の担当に送付してください。

5-3. 軽微な変更に係る届出書

歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出書

文 書 番 号
年 月 日

文化庁文化資源活用課長 殿
農林水産省農村振興局農村計画課長 殿
国土交通省都市局
公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長 殿

〇〇市町村長 〇〇〇〇

令和 年 月 日付けで認定を受けた歴史的風致維持向上計画について、下記のとおり、文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成20年文部科学省・農林水産省・国土交通省令第1号）第2条に定める軽微な変更を行ったので、届け出ます。

第1号or第2号

（施行規則をご確認願います。）

<http://www.mlit.go.jp/common/000170825.pdf>

記

1. 施行規則の号の番号 第〇号
2. 軽微な変更の内容等 別紙「変更箇所一覧」、「新旧対照表」のとおり

提出時の宛名は連名のままとし、文書番号を含めて同じものを3省庁の担当に送付してください。

「歴まち計画」策定についてお困りごとなどありましたら

お気軽にご相談ください。

〈問い合わせ先〉

名称	電話番号
文化庁 文化資源活用課	075-451-9669 (直通)
農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課	03-3502-6004 (直通)
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	03-5253-8111 (代表)
	03-5253-8954 (直通)
北海道開発局 事業振興部 都市住宅課	011-709-2311 (代表)
東北地方整備局 建政部 計画管理課	022-225-2171 (代表)
関東地方整備局 建政部 計画管理課	048-601-3151 (代表)
	048-600-1905 (直通)
北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課	025-280-8880 (代表)
	025-370-6571 (直通)
中部地方整備局 建政部 計画管理課	052-953-8571 (直通)
近畿地方整備局 建政部 計画管理課	06-6942-1141 (代表)
中国地方整備局 建政部 計画管理課	082-221-9231 (代表)
	082-511-6195 (直通)
四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課	087-851-8061 (代表)
	087-811-8314 (直通)
九州地方整備局 建政部 計画管理課	092-471-6331 (代表)
沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課	098-866-0031 (代表)
	098-866-1910 (直通)